

ランドマイン・モニター報告2000

～ 地雷の無い世界にむけて ～

要 約 版 (ワード版)

1999年9月

共同編集：ランドマイン・モニター・コア・グループ
(Human Rights Watch, Handicap International,
Kenya Coalition Against Landmines, Mine Action Canada,
Norwegian People's Aid)

翻訳：日本赤十字語学奉仕団

監修：地雷廃絶日本キャンペーン (JCBL)

日本語版発行：2001年7月1日

発行所：地雷廃絶日本キャンペーン (JCBL)

〒110-8605 東京都台東区東上野1-20-6 丸幸ビル5F JVC内

Tel:03-3834-2388、 Fax:03-3835-0519

<http://www.jca.apc.org/~banmines>,

Email:banmines@jca.apc.org

郵便振込口座:001102-405727,

加入者名：地雷廃絶日本キャンペーン

(お断り：このワード版は作成の都合で、印刷された版の文章と、訳文の細部について記述の違いがありますが、意味は変わっていません。)

ランドマイン・モニター報告2000 目次

ページ

1. ランドマイン・モニターについて	5
1.1 ランドマイン・モニター報告2000発表の経緯	6
2. 対人地雷の禁止	6
2.1 条約の普遍化	8
2.2 批准	9
2.3 実施 — 会議間の常設委員会 (SC)	10
2.4 世界における対人地雷の使用	10
2.5 世界の対人地雷の生産	13
2.6 世界の対人地雷の商取引	15
2.7 世界の保有対人地雷	15
2.7.1 廃棄	16
2.7.2 訓練目的の地雷保有	17
2.8 特に懸念される事項	17
2.8.1 処理防止装置(AHDs)付き対車両地雷(AVMs) (条約第2条第1項)	17
2.8.2 非締約国軍隊との合同軍事行動 (条約第1条)	19
2.8.3 「援助し, to assist」の解釈の問題 (条約第1条)	21
2.8.4 外国における対人地雷保有と運搬について (条約第1条、第2条、第4条)	21
2.8.5 報告の透明性 (第7条)	22
2.8.6 国内の実施措置 (第9条)	23
3. 人道的地雷除去活動	24
3.1 対人地雷の埋設状況	24
3.2 調査・研究	24
3.3 地雷除去活動	26
3.4 各援助機関が行う地雷除去活動の調整	28
3.5 地雷除去活動計画作成	28
3.6 地雷除去された土地の復興と開発	29
3.7 研究開発	30
4. 地雷による負傷者と生存者への援助	31
4.1 問題の規模	31
4.2 各国政府の犠牲者支援	35

4.3	地雷犠牲者支援の構成要素	35
4.4	地雷被害国の地雷犠牲者支援能力	35
4.5	地雷事故が報告された国々における障害者のための法律および政策	36
4.6	医療への援助、および社会的・経済的復帰への援助の能力	37
4.6.1	プレ・ホスピタル・ケア（緊急医療処置）	37
4.6.2	ホスピタル・ケア（医学的治療、外科的手術、ペイン・コントロール）	37
4.6.3	リハビリテーション（理学療法、義肢、補装具および心理面のサポート）	38
4.6.4	社会的・経済的復帰（社会組織への参加、技能・職業訓練、収入向上プロジェクト、 ピア・カウンセリング（(先輩の障害者によるカウンセリング)）、スポーツ）への 援助活動	40
4.7	犠牲者支援常設委員会（SC-VA）	41
5.	地雷回避教育	43
5.1	主な実施団体	43
5.2	対象国	44
5.3	地雷回避教育のニーズ調査	44
5.4	方法論	45
5.5	データの収集と分析、総合と調整	46
5.6	トレーニングと職員の選考	47
5.7	モニタリングと評価	48
5.8	将来の課題	48
6.	地雷対策活動への資金調達	49
6.1	主な地雷対策活動援助国	50
6.2	1999年、ドナー国の国民一人当たり援助額、GDPに占める援助額の割合	54
6.3	1999年、地雷犠牲者支援関連支出	54
6.4	地雷除去技術研究開発資金	54
6.5	地雷対策活動に対する援助の受け入れ国 アフガニスタン、モザンビーク、カンボジア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、 アンゴラ、クロアチア、ラオス、北イラク（イラク・クルジスタン）、コソボ、 中米、その他	56
7.	地域別概要（地雷禁止へ向けての各国政府の取組み、対人地雷の使用状況、生産と移 譲、保有と廃棄、資金援助、埋設状況、除去、回避教育、死傷者、犠牲者支援）	
7.1	アフリカ	59
7.2	米州地域	66

7.3	アジア・太平洋地域	71	
7.4	ヨーロッパ・中央アジア	77	
7.5	中東・北アフリカ地域	85	
8.	対人地雷全面禁止条約（オタワ条約）	日本政府の日本語訳	省略
	（別のhtm. ファイル〈MBT_in_Japanese.htm〉をご参照下さい）		
9.	条約署名/加入国、批准国、未署名国リスト（2000年8月1日現在）	省略	
	（最新のリストはJCBLのホームページに掲載予定です。）		
10.	註釈	89	

お断り：

1. 表、グラフ、地図、写真はファイルを軽くする為に最小限に掲載してあります。印刷された日本語版または英語版をご参照下さい。
2. このワード版は、ICBLからの、「LMモニター・レポートのCD-Romを作る。急遽ファイルを送れ」という要請に応じて、慌てて編集途上で保存してあったワード・ファイルを使って作成したものです。編集ミス等がある可能性があります。ミスについてのお問い合わせは下記にお願いします。

<kitagawayasu@nifty.ne.jp>, 048-477-5600

2001年10月4日

JCBL 北川泰弘

1. ランドマイン・モニターについて

ランドマイン・モニターは、1997年対人地雷全面禁止条約で定められた条項を各締約国が実行しているか？ 条約が守られているか？ を市民の目で監視し、地雷問題を解決するための国際社会の努力をより広範囲に評価することを目的とした、世界的なNGO、ICBL（地雷禁止国際キャンペーン）による前例のない試みである。各国の政府が国際人道法や軍縮条約を守っているかどうかをNGOが監視し、進展や問題点を定期的に文書形で報告するために、協調的、体系的、持続的に協力し合ったのは初めてのことである。

ランドマイン・モニター・システムは、世界的情報流通ネットワーク、中央データベース、年次報告書で構成されている。この報告書『ランドマイン・モニター報告2000：地雷なき世界に向けて』は、このような年次報告の第2回目のものである。第1回目の年次報告は、1999年5月にモザンビークの首都マプトにおける対人地雷全面禁止条約第1回締約国会議で発表された。この報告を編さんするために、95ヶ国の115人の調査報告者（以降、「LMリサーチャー」と訳す。）から情報が集められた。報告は、主に各国内のLMリサーチャーにより集められた国内の調査に基づいている。ランドマイン・モニターは、ICBLキャンペーンのネットワークはもちろんのこと、より充実した監視及び報告のため、ジャーナリストや学者、研究所を含む他の市民組織も活用した。

ランドマイン・モニターは、技術的な検証システムや正式な査察制度ではないと認識されるべきである。これは対人地雷に関して有している義務を、政府に負わせるため、市民社会が努力したものである。これは、公に入手可能な情報の、集中的な収集、分析、普及によってなされるものである。ランドマイン・モニターは、調査団を必要とする場合もあるが、LMリサーチャーを危険な地域に送ることや、激しい戦争地帯に関する報告は行っていない。

ランドマイン・モニターは、対人地雷全面禁止条約第7条「透明性についての措置」で求める、締約国による国連事務総長に対する報告の完全実施を目的としている。これは、第7条の精神のもとに作られ、透明性と協力が対人地雷の廃絶達成に不可欠であるという共通認識を反映している。しかし、また、独自の報告、評価が必要であるという認識もある。

ランドマイン・モニター・システムとその年次報告書は、地雷のない世界を目指し、地雷関連問題に対し、議論を促進、奨励することや、明確な説明を求めることも目的とする。ランドマイン・モニターは、国際社会全体の利益にかなうため、監視事項について、事実に基づく情報の提供を誠意をもって行う。厳格であることが、しかし分析においては建設的であることが求められる。

ランドマイン・モニター報告2000では、各国の地雷廃絶の政策、使用、生産、移譲、貯蔵、除去、回避教育、犠牲者支援の情報を掲載している。従って、レポートでは、締約国やそれらの国の条約義務に関してのみでなく、条約署名国、非署名国に関しても報告を

行う。この報告は、地雷の被害を受けている国々に対して、地雷廃絶運動や犠牲者支援の鍵を握る国々を含む、全ての国に関する情報が、地雷廃絶や武器廃絶への世界的な影響を評価する重要な手段を提供していると信じて集められている。

初年度と同様に、この意欲的な報告にもまだ不十分な点があることを認めなければならない。現在も改善を加えており、今後も引き続きシステムを更新、訂正、改善していく予定である。我々は、対話の精神をもって、政府関係の方々や他の皆様からのご意見、説明、訂正をいただき、この困難な問題に関してより正確で信頼できる情報が得られれば幸いである。

1.1 ランドマイン・モニター報告2000発表の経緯

1998年6月、ICBL（の調整委員会）はICBLの主導の下に、正式にランドマイン・モニター・システムを発足させることを承認した。続いて、ランドマイン・モニターのシステムを開発、調整するためのコア・グループが設立された。このコア・グループは、ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)、ハンディーキャップインターナショナル(HI)、ケニア反地雷連合(Kenya Coalition Against Landmines, KCAL)、マインズ・アクション・カナダ(MAC)、ノルウェー・ピープルズ・エイド(NPA)から成り、ランドマイン・モニター・システムの全責任を負い、意思決定を行う。

ランドマイン・モニター報告2000の調査のための助成金が1999年に決定された。世界のLMリサーチャー・ネットワークが2000年1月31日から2月2日までベルギーの首都、ブリュッセルに集まり、初期の調査成果を話し合い、情報交換をし、既に行われた研究やデータ収集の結果を評価したり、格差を確認し、モニターの共通の研究方法や報告方法を確認した。3月中旬、研究報告の草案が、ランドマイン・モニターのコア・グループに検討、意見を求めるために提出された。5月15日から17日まで、オランダのノールドワイクにLMリサーチャー・ネットワークのメンバーが再び集まり、最終報告を発表し、互いの再検討の過程を通じて、主要な研究結果について議論を交わした。5月から7月の間、コア・グループの各地域及びテーマ別コーディネーターが、全報告の最終的な事実確認や編集、構成の責任をもつヒューマン・ライツ・ウォッチのチームと協力して情報を検証し、各国の報告を編集した。ランドマイン・モニター報告2000は、また、主要国政府機関、国連機関、赤十字国際委員会（ICRC）のような地雷廃絶運動を行う主要組織による報告も同時に掲載している。この報告は8月に印刷され、2000年9月にスイスのジュネーブで開かれた、1997年対人地雷全面禁止条約の第2回締約国会議で発表された。

2. 対人地雷の禁止

対人地雷の使用、貯蔵、生産、及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約（対人地雷全面禁止条約）（註1）は1997年の12月3日より署名が開始された。そして（1998年9月16日に署名国数が40ヶ国を超えたので、条約の定める所によりその6ヶ月後の第一日である）

1999年3月1日に発効した。

ICBL（地雷禁止国際キャンペーン）は対人地雷禁止に向けての市民運動を、政府間の対人地雷禁止条約署名にまで押し上げた原動力だと言われ、その貢献を称えられ1997年にノーベル平和賞を受賞した。しかしICBLは、条約の締結は重要であったが、同じくらい重要なのは、世界規模の対人地雷の問題の解決にどのように具体的な成果を与えるかであり、それによってでしか本当の成功は望めないと主張する。具体的な成果とは、地雷による被害者の減少、地雷除去がさらに多くの土地でなされること、武器の使用が減ること、地雷の生産と輸出の減少、貯蔵された地雷をより多く廃棄すること、より多くの国が条約に参加し、実施すること、反政府武装勢力から地雷の保有、使用を禁じる規範に対して多くの支持を得られること、などである。

このランドマイン・モニター報告2000は前述の成果（註2）を評価する一助になるために作成される。この条約の署名が始まってから2年半、条約が効力を有してからたった1年余の期間で、明らかに条約及び対人地雷禁止運動一般が大きく前進している。対人地雷の敷設は続き、被害者の地域も拡大したが、地雷を根絶するための活動の殆どについて非常に大きな進歩が見られた。進歩の速さはICBLが期待するほど早急ではなく、重要な課題が残されているが、確実に進歩は見られている。世界は、対人地雷に対しての新しい国際的な規範を受け入れている。

近年では、対人地雷の使用は世界的に減っており、生産量は大幅に減少し、輸出入はほぼ中止され、貯蔵された対人地雷は廃棄され、対人地雷禁止運動に対しての基金は増額し、被害の大きい地域での地雷による死傷者も著しく減少した。そして非締約国（訳註：署名したが批准をしていない国）や非署名国も対人地雷の廃絶や、条約への加入に関して重要な動きをみせているのは特筆に値する。

しかし条約で定められている対人地雷使用、生産、輸出入の禁止などの主要部分に関して、締約国が違反した際にも、信頼できる実証可能な証拠を提出できないということも、強調されなければならない。ランドマイン・モニター報告1999以降の大きな進歩の一つは、対人地雷全面禁止条約の完全で効果的な実施を促進することを目的として、ISCEs, Intersessional Standing Committees of Experts（次の締約国会議開催までの会議間専門家常設委員会）のワークプログラムが設定された事である。（2000年9月以降はSCs、常設委員会と呼ばれる事となった。）

一方で、ランドマイン・モニター報告1999が発表された1999年5月以降に起きた遺憾な事柄は、①チェチェンやコソボで、主にロシアやユーゴスラビア軍によって対人地雷が広範囲に使用されたこと、②条約署名国であるアンゴラで引き続き対人地雷が使われ続けていること、そして、③条約署名国であるブルンディやスーダンでも同じように対人地雷が使われている可能性があることである。今回の報告期間中に、3つの紛争において新しく対人地雷が使われた。チェチェン／ダゲスタン、カシミール、フィリピンである。チェチェンやユーゴスラビア／コソボでの新しい紛争において、対人地雷禁止条約への非署名

国が大規模に対人地雷を使用したことを主に考慮すると、今回の報告期間には前回よりもさらに多くの対人地雷が敷設されたと考えられる。

地雷の除去、地雷回避教育、地雷犠牲者への支援などを含む地雷対策活動に対して、十分な資金が投入されていないことも懸念される。国際社会の関心が次の地雷以外の大きな話題に関心を移してしまう危険性は常にある。地雷除去をより迅速に進め、地雷の被害者や影響を受けている地域社会のニーズを訴えることへの努力を一層していかなければならない。

2.1 条約の普遍化

2000年7月31日現在、137カ国が対人地雷禁止条約に署名・加入している。(訳註:2001年3月1日現在の署名国は139ヶ国、批准国は111ヶ国)この中には、ランドマイン・モニター報告1999の発表後に条約に加入(accede)したタジキスタン(1999年10月12日に加入)、リベリア(1999年12月23日に加入)がある。タジキスタンは旧ソビエト連邦の中で2番目の条約締約国となった(条約発効の1999年3月1日以降は条約加入は批准と同じと見なされるので)。リベリアは(サハラ以南の)アフリカ諸国での20カ国目である(2000年8月1日現在のアフリカの締約国は27カ国)。どちらの国でも最近まで対人地雷が使われていた。1997年12月3日~4日のオタワ条約署名会議以降13カ国が署名・加入した。1999年3月1日の条約発効以降は、批准をずっと後にするつもりで署名をするだけというのは許されず、同時に条約へ加入しなければならなくなった。

対人地雷問題が国際社会に登場して日が浅いにもかかわらず、署名国の多さ --- 世界中で3分の2以上の国々が署名しているということ --- は例外的である。この事実は、対人地雷の使用や所有を拒否する姿勢が国際社会に広く浸透してきたということをも明確に示している。

西半球では米国とキューバ以外の国はすべて署名している。EUのうちフィンランド以外の国、NATO加盟国のうち米国とトルコ以外の国、アフリカでは48カ国中41カ国、アジアでは日本、タイ、インドネシアなどの主要国が署名している。対人地雷の被害を最も受けている国々のいくつか --- カンボジア、モザンビーク、ボスニアヘルツェゴビナ、クロアチアなど --- が締約国である。その他、アンゴラ、スーダン、エチオピアなどが署名国である。以前は地雷の主な生産国・輸出国であったが現在では締約国であるのはベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、チェコ共和国、フランス、ハンガリー、イタリア、英国を含む国々である。

さらには、反政府武装勢力(non-state actors, NSA)の中でも世界的な対人地雷除去に対する動きへの認識は高まっており、幾つかのNSAは1999年と2000年に地雷の使用を中止すると一方的に宣言した。

しかしながら、56カ国はまだ条約に加入していない。その中には、国連安全保障理事会の常任国5カ国中3カ国、米国、ロシア、中国が含まれる。更に中東の国々のほとんど、旧ソビエト連邦のほとんど、そしてアジアの多くの国々がある。米国、ロシア、

中国、インド、パキスタンなどの地雷の主要生産国は条約の締結国ではない。アフガニスタン、ソマリア、イラク、エリトリアなどは非常に大きな被害にあっただけで署名をしていない国々である。アフガニスタンとソマリアに関しては条約に署名できるような国際的に認められている政府が存在しない。そしてアフガニスタンのタリバンは地雷の全面的禁止を一方向的に宣言した。

事実上すべての非署名国が現時点で、対人地雷の全面的禁止という概念を支持すると表明しており、その多くが対人地雷全面禁止条約を部分的に認めている。大国と言われる国々ではこの1年、対人地雷禁止のための政策について何の動きも見られなかった。米国の目標は未だに、対人地雷の代替兵器の開発に成功すれば2006年に条約に加入することであるし、ロシアにおいては、チェチェンで対人地雷を使っておきながら、2000年3月に、「ロシアの政策としては対人地雷を禁止する方向にある」と繰り返した。中国は、対人地雷の包括的禁止という最終的な目的を支持すると言った。同じようにインドは1999年12月に、対人地雷を例外なく世界的に禁止するという目的を支持しつづけると言った。

対人地雷禁止の推進者達には直面している最大の問題として、条約を全世界の国々が署名すると言う普遍化に対するチャレンジが残されている。1999年3月1日に条約が発効して以来、新規の加入はたった2ヶ国であった。2000年には多くの署名国が批准したのに反して、加入した国は1ヶ国もない。これらの事がその問題を表している。

2.2 批准（註3）

1998年9月に批准国数が条約で定められた40カ国に達したので、対人地雷禁止条約はその6ヶ月後の1999年3月1日付けで発効し拘束力のある国際法となった。これは今までに多数国が参加した国際条約のうちで、最も早く効力をもつようになった条約であると言われている。2000年3月1日以降に本条約を批准、あるいは加入する国々では条約批准への同意書を提出した日から6ヶ月目の第一日に発効する。条約が発効した国は発効後180日以内に国連事務総長に実行報告を提出し、4年と言う期間内に貯蔵された対人地雷を廃棄し、10年以内で国内に埋められている対人地雷を廃棄することが義務付けられている。また、法的罰則を含むその国に適した国内の実施措置を作成（例えば「国内法」を制定）しなければならない。

2000年7月31日現在、100カ国が対人地雷禁止条約を批准している。これは、世界の国家の半分以上、同条約署名国の4分の3以上にあたる。1999年5月のランドマインモニター報告の発表以来29の政府が同条約を批准した。加入国数と同様に、条約批准国数は同条約の署名開始からの期間を考えると驚くべき数字である。2000年9月の第2回締約国会議までに、条約の批准国数100というのが、ICBL、赤十字国際委員会（ICRC）、主要締約国の大きな目標であり、お互いが協調して行動するための原動力であった。その1ヶ月前に目標が達成されたのである。

条約を批准するペースがかなり遅くなるのではないかという懸念は予想どおりであった。

1997年12月の条約署名会議の場では3カ国、1998年に55カ国、1999年に32カ国、2000年1月から7月までには10カ国が条約を批准した。その中で6ヶ国が2000年6月から7月にかけての批准であった。ランドマインモニターの調査によれば、更に幾つかの署名国が、2000年9月に行われる第2回締約国会議に先立って、条約批准の同意書を国連に提出する予定をしているということである。（訳注：実際には8月1日から第2回締約国会議までに7ヶ国が、その後2001年3月1日までに4ヶ国が批准または加入し、批准国の総数が111ヶ国となった。）

地域的に言うと、アフリカでは41署名国のうち27カ国が批准しており、アメリカ大陸では33署名国のうち26カ国、アジア太平洋地域では18署名国のうち11カ国、ヨーロッパ、中央アジアでは40署名国のうち32カ国、そして中東、北アフリカでは5署名国のうち4カ国が批准している。

対人地雷禁止条約に署名していながら批准していない国は37カ国存在する。その中には声明や行動から、近い将来に条約を批准するための努力がなされない可能性がある。アンゴラ、ブルンディ、エチオピア、ギニア - ビザウ、スーダン、ブルネイ、キプロス、ギリシャ、リトアニア、ポーランドなどである。

2.3 実施 —— 会議間の常設委員会（SC）

第1回締約国会議において、各国政府は翌年の締約国会議（註4）までの中間期に行うワークプログラムを作成することに同意した。その目的は、すべての面において素早く効率的に条約が履行されるためである。下記の5つの常設委員会（SCs, Standing Committees）が設立された。（2000年9月以前はSCEs, Standing Committees of Experts）と呼ばれた。

- 1) 条約の一般原則並びに運用 SC
- 2) 保有地雷廃棄 SC
- 3) 地雷除去 SC
- 4) 除去技術 SC
- 5) 犠牲者支援、社会・経済的復帰および地雷回避教育 SC

それぞれのSCは1999年5月と2000年3月に二度にわたって会議を開き、懸念事項を確認し、効率的な条約実施にむけての計画を立てた。これにより対人地雷の各問題を世界規模で改善するための連携と推進に拍車を掛ける事が出来た。

2.4 世界における対人地雷の使用

次の2件はランドマイン・モニター報告2000の中でもっとも遺憾な調査報告である。

- 条約署名国であるアンゴラが対人地雷の使用を続けている。
- ブルンディとスーダン（いずれも条約署名国）が、1999年および2000年に対人地雷を使用した可能性がある。スーダンは、地雷の使用を否定している。ランドマイン・モニ

ター報告では、ブルンディからの否定情報は得ていない。

ICBL は如何なる対人地雷の使用をも非難するが、それ以上に、条約署名国でありながら国際的な責任を無視するこれらの政府に驚きを隠せない。それらの政府は条約を批准してはいないものの、条約署名国であるからには、対人地雷の使用は、国際的な責務に対する違反と考えられる。条約法に関するウィーン条約の第 18 条では、「いずれの国も条約に署名した場合、条約の趣旨および目的を失わせるような行為を行わないようにする義務がある」と述べている。新たに地雷が使用された事は、まさに条約の趣旨と目的に背くことである。ランドマイン・モニターとしては、コンゴ民主共和国（旧ザイール）内の複雑な地域紛争に関わる武装勢力が、対人地雷を使用している事実についても非常に懸念している。それら武装勢力には地雷禁止条約を締結している 3 ヶ国、ルワンダ（註 5）、ウガンダそしてジンバブエの部隊も含まれている。この 3 カ国の政府は、対人地雷の使用を否定しており、ランドマイン・モニター報告でもコンゴに地雷を敷設したのがどの国なのかを特定できずにいる。コンゴでの対人地雷使用に関係のある国がどこか特定できないまま、すでに 2 年以上が経過した。ランドマイン・モニター報告は、地雷禁止条約の締約国が、ルワンダ、ウガンダそしてジンバブエに詳細な説明を要求し、コンゴにおける地雷使用の事実を明確にするあらゆる努力をすべきであると確信する。たとえそれら政府そのものが対人地雷を使用していなかったとしても、地雷を敷設した武装勢力に協力した可能性もあり、その場合もまた、条約の違反とみなされる（合同軍事行動の項目参照）。

また、国境付近でエリトリアと紛争中の、条約署名国であるエチオピアが対人地雷を使用しているという申し立てもある。エチオピア政府は対人地雷の使用を否定している。

こうした遺憾な事実が発見されてはいるが、今年の報告と同じく、除去される地雷よりも遥かに多い毎年数百万個もの地雷が敷設されていた 1970 年代、80 年代および 90 年代の初期のような規模ではもはや、対人地雷は使用されていない。今日ではそのような事象はなく、明らかに地雷廃絶運動の流れは変わってきている。

1999 年 3 月以降のランドマイン・モニター報告の報告期間中、ロシアとチェチェンが戦うチェチェン、ユーゴスラビアとコソボ解放軍が戦うコソボに於いて最も多く対人地雷が使用された。正確な数字を示すのは不可能だが、チェチェンでは数十万もの地雷が、そのほとんどがロシア軍によって使用されたとの報告がある。このレポートが活字になるころにも、紛争と地雷の敷設は減少しながらも続いているだろう。コソボにある KMACC（国連コソボ地雷対策活動調整センター）は、この紛争の間に 50,000 個もの地雷のほとんどすべてがユーゴスラビア軍によって敷設されたと推定している。対人地雷全面禁止条約の非署名国によって行われたこの二地域における紛争で地雷敷設が増加したため、今回の報告期間中では、地雷の使用が前回の報告期間を上回る結果を示してしまった。コソボの人的地雷除去活動は、NATO 空軍によって落とされた、推定 15,000 以上ものクラスター爆弾のボンブレットの不発弾にも対応しなくてはならなかった。

1999年3月以降、以下の国においては新たに対人地雷が使用された可能性がある。

アフリカ大陸

アンゴラ：政府および反政府軍(UNITA；アンゴラ全面独立民族同盟)

ブルンディ：政府

コンゴ民主共和国：政府および反政府軍

エリトリア：政府

セネガル：反政府軍(MFDC；カザマンズ民主勢力運動)

ソマリア：多数の軍閥

スーダン：政府および反政府軍(SPLA；スーダン人民解放軍)

ウガンダ：反政府軍(LRA；神の抵抗軍)

アメリカ大陸

コロンビア：反政府軍(FARC；コロンビア革命軍, ELN；民族解放軍)

アジア・太平洋

アフガニスタン：反政府勢力（北部同盟）

ビルマ：政府および10の反政府軍

（訳注：ビルマの国名表示は原文通りとした。「LM2000 報告本文」p.468の註1.参照）

インド/パキスタン（カシミール）：パキスタン政府および軍隊

ネパール：反政府軍

フィリピン：反政府軍(MILF；モロ・イスラム解放戦線, NPA；新人民軍, Abu Sayyaf；アブ・サヤフ)

スリランカ：政府および反政府軍(LTTE；タミル・イーラム解放のトラ)

ヨーロッパ/中央アジア

グルジア：非政府武装勢力（アブハジアにて使用）

ロシア：政府（チェチェン、ダゲスタンにて）、反政府軍（チェチェンにて）

トルコおよび北方イラク：反政府軍(PKK；クルド労働者党)

ユーゴスラビア連邦：政府および反政府軍(KLA；コソボ解放軍)

中東/北アフリカ

レバノン：イスラエルおよび非政府勢力、南レバノンにて

ランドマイน์・モニター報告は、1999年の初頭から2000年半ばまでの間、対人地雷が20の紛争において使われたと確認している。11の政府と、少なくとも30の反乱軍・反政府武装勢力が地雷を使っている。2件の紛争においては、政府のみが対人地雷を使い、9件では

反乱軍・反政府武装勢力のみが、そして 9 件の紛争では、政府および反乱軍・反政府武装勢力の双方が対人地雷を使った。(註 6)

さらに、現在進行中の紛争に積極的に関わってはいないが、ウズベキスタンが地雷でキルギスタンとの国境を強化したと報告されている。

国連の報告によると、条約署名国であるキプロスが、停戦ラインの自国側にある地雷原を再武装しているとのことである。ランドマイン・モニターとしては、条約署名国がこのような活動をしていることに当惑させられる。ほかの署名国で、地雷原を再構築しているという情報は入ってきていないが、非署名国の多くが、このような活動をしている可能性は高い。

昨年のランドマイン・モニター報告 1999 と較べると、上記したリストには新たな紛争の勃発に伴いチェチェン/ダゲスタン、カシミール、そしてフィリピンが加わっている。それ以外で新たに加わった国々（ブルンディ、コンゴ、エリトリア、セネガル、スーダン、そしてネパール）では過去の報告期間（1997 年 12 月から 1999 年 2 月）の間にも対人地雷が使われていた事実が、今回の追跡調査によって明らかになった。しかも、それぞれ対人地雷の使用範囲を広げたと考えられる。最初の報告で対人地雷使用のリストに挙げられたが、次の調査期間には使用していないとされたのは、ギニアビサウ政府、セネガル、トルコそしてジブチの反乱軍である（1999 年から 2000 年の間、対戦車地雷のみを使用したとされている）。

2.5 世界の対人地雷の生産

以下はランドマイン・モニター報告 1999 以降の、対人地雷生産についての世界の状況報告である。

- LM リサーチャーは、条約締約国・条約署名国による新たな対人地雷生産の事実を発見することはなかった。
- エジプトは、2000 年 2 月に国連調査団に対人地雷を生産しないことを告げた。しかし、それが公式な政策であるのか、それが生産の一時的な停止なのか禁止であるのかははっきりしていない。
- トルコ政府は、2000 年 6 月に対人地雷を生産しないことを ICBL の委員に告げた。しかし、この情報の公式な確認は取れていない。
- イスラエルは、対人地雷を今後生産しないことを 1997 年から継続的に宣言してきた。しかし 1999 年の 12 月に、イスラエルは状況によっては将来における対人地雷の生産を禁止するものではないと ICBL に告げた。公式な政策であるかどうかは確認されていない。
- スーダンが現在も地雷を生産しているというアメリカ政府の報告がある。これはかつてなかった報告であり、確認されてはいない。
- シンガポールとベトナムは対人地雷の生産を現在も続けていることを、LM リサーチャーに報告している。

- 1999年12月、ロシア軍は、ロシアでは爆風型対人地雷の生産を止めたことを再度確認している。
- アメリカ国防省は、対人地雷の代替兵器として RADAM (Remote Area Deliver Antitank-Antipersonnel Mine ?) と呼ばれる新しい地雷システムの生産を検討している。これは現存の対人地雷5ヶと対戦車地雷7ヶをひとつの缶に詰めるものである。アメリカは2006年に対人地雷全面禁止条約に加入しようとしているが、このシステムは(代替兵器とは言え)条約上は禁止されるだろう。
- インドは、CCW 第二議定書に違反する地雷の生産を止めるようにと、地雷生産者に指示を出したと宣言した。第二議定書の規定に沿う、自己破壊装置および自己不活性化装置を備えた対人地雷も含む地雷のみを生産しつづけることを示した。
- 1999年12月、パキスタンの外交官は、貯蔵してある地雷の老朽化にともない、手作業で敷設するものおよび遠隔敷設両方の新しい地雷の生産が必要であることをICBLに告げた。パキスタンは、探知可能でかつ第二議定書の技術規定に沿う地雷のみを生産することを宣言した。
- 韓国の国防省は1999年にクレイモア型地雷(指向性散弾地雷の商品名)を1,363個だけ生産した、とLMリサーチャーに通知した。
- シリアが過去に地雷を生産していた可能性があるという新しい証拠が浮かび上がった。

地雷を生産している国の数は、54から16へと近年大幅に減少している。今もまだ生産中の16カ国の内訳は、アジアでは8カ国、(ビルマ、中国、インド、韓国、パキスタン、北朝鮮、シンガポール、ベトナム) ヨーロッパでは3カ国(ロシア、トルコ、旧ユーゴスラビア) 中東の3カ国(エジプト、イラン、イラク) アメリカ大陸では2カ国(キューバ、米国) であり、アフリカ大陸にはない。

生産を中止した38カ国には1970年代、80年代そして90年代前半に大量に生産していた国々を含んでいる。過去30年間において、大量に生産・輸出していた12の国々のうち8カ国は、現在は対人地雷全面禁止条約の締約国であり、地雷の生産・輸出を止めている。ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、チェコ、フランス、ハンガリー、イタリア、英国である。

米国は、1996年以降対人地雷を生産しておらず、地雷の開発も正式に中断している。しかし、一時的な中断なのか、禁止なのかを明らかにはしておらず、将来生産を再開する権利を保有していることは明らかである。米国は1996年に、自己破壊装置または自己不活性化装置を装備していない、いわゆる「ばかな」地雷の生産を禁止している。ロシアは1998年に、もっとも一般的な、圧力がかかることによって起爆する「爆風地雷」の生産を禁止している。この禁止は、中国製の72型爆風地雷とともに世界中でもっとも多く使われている、ソ連製のPMN爆風地雷も含んでいる。特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW)の第二議定書による新たなる規制の結果、この条約の締約国は中国製のタイプ72を含む探知不

能な地雷の生産も中止している。

2.6 世界の対人地雷の商取引

条約締約国或いは条約署名国のなかにも地雷の輸出入をしている国があるという疑惑が取り沙汰され、締約国間同士における対人地雷の輸送又は船積みによる運搬への懸念が持ち上がっているが、ランドマイン・モニター報告の調査ではその証拠は見つかっていない。対人地雷販売への疑惑に関しては、多くのメディアや外交上の注目を集めたものとして、二つの事件が挙げられる。ルーマニア及びパキスタンの政府管轄の国有企業によって引き起こされた事例である（詳細は国別報告書参照）。条約署名国であるルーマニアは、その事件はレベルの低い会社の従業員による「遺憾なる過失」が原因となって起こったものであり、一切の対人地雷は事実上購入不可能であったとしている。同時に一方的な輸出規制を行うパキスタンも同様の見解を提示した。

過去に対人地雷を輸出していたと考えられるのは34ヶ国である。現在ではイラクを除いた全ての国が今後対人地雷を輸出しないことを少なくとも公式に表明している。22ヶ国が条約に署名し、輸出は停止された。（実際は、署名に先立ち、多くの国がそれぞれ独自に、一方的に輸出を禁止する措置をとっていたが）。非署名国中、1ヶ国が輸出を禁止し（米国）、4ヶ国が暫定的輸出禁止を宣言、（イスラエル、パキスタン、シンガポール、ロシア）、6ヶ国がこれ以上輸出しないと宣言している（中国、キューバ、エジプト、イラン、ベトナム、旧ユーゴスラビア）（註7）。もちろん、これらの国の中には、政府の公式宣言にもかかわらず、対人地雷輸出を続けている国がある可能性はある。

1999年又は2000年において、一国家から他国家に向けた対人地雷の重大な輸送があったかどうかについて、ランドマイン・モニター報告の調査員からの確認は1件も無かった。これは、一切の対人地雷が輸送されなかったことを意味してはいない。つまり、地雷取引を追跡することの難しさの現実を示しているのである。しかしながら、調査結果（又はその欠如）は、過去五年間大規模な地雷輸送はなかったという軍事専門家の報告と矛盾しない。事実上の地球規模での地雷輸出禁止は、現実に着しているようである。つまり、対人地雷供給に対する規制が、確固としたものになっていると言える。

2.7 世界の保有対人地雷

ランドマイン・モニター報告は、105ヶ国の兵器庫に2億5,000万個以上の対人地雷が保有されているものとみている。最大数量を保有するのは、中国（1億1,000万個）で、次にロシア（6,000万~7,000万個）、ベラルーシ（1,000万~1,500万個）、米国（1,100万個）、ウクライナ（1,000万個）、パキスタン（600万個）、インド（400~500万個）と続く。

非署名国は、おおよそ2億2,500万~2億5,000万個の対人地雷を保有している。一方、署名国（締約国）は、約2,500~3,000万個の保有をしている。ランドマインモニターは、以前にパキスタンの対人地雷保有数を数十万と評価算定していたが、パキスタン政府高官との話し合いを通して、その数を少なくとも600万個と評価することとなり、大幅な修正が

加わった。他の非署名国の中で、多量の対人地雷を保有するのは、イラン、イラク、エジプト、イスラエル、ベトナム、フィンランド、トルコ、旧ユーゴスラビアであるとみられる。

ウクライナ（1,000 万個）以外に署名国でありながら対人地雷を多量に保有すると想定されているのは、ルーマニア、ギリシャ、アンゴラ、エチオピア、スーダンである。以上の国々のどれもが、地雷保有数についての情報を明らかにしていない。

締約国によって提供された最新の資料によれば、締約国において対人地雷を一番多く保有する国々は、イタリア（480 万個）、アルバニア（160 万個）、スウェーデン（120 万個）、日本（100 万個）、ブルガリア（778,455）である。しかしながら、その数値は新しいものとはいえない。財政援助を必要としているアルバニアを除いた上記の国々では、現在廃棄計画が急速に進行中だからである。

政府ばかりでなく、多くの反政府武装勢力もまた対人地雷の保有をしている。

2.7.1 廃棄

ランドマインモニターの調査によれば、近年 50 以上の国家で、2,200 万個以上の対人地雷が廃棄された。

21 の締約国で 1,100 万個にも及ぶ保有対人地雷の廃棄が終了した。オーストラリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、デンマーク、フランス、ハンガリー、英国の 6 締約国が、現在の報告期間中（1999 年 3 月以降）に、貯蔵地雷の廃棄を終えた。

他に、既に廃棄を終えている国家は、オーストリア、ベルギー、コロンビア、カナダ、エルサルバドル、ドイツ、グアテマラ、ルクセンブルク、マリ、ナミビア、ニュージーランド、ノルウェー、フィリピン、南アフリカ、スイスである。（注：これらの国家の多くは、条約により認められた、訓練に必要な最小数量の地雷は、保有している）

貯蔵地雷の廃棄作業に入っている他の 24 ヶ国の締約国および署名国は、アルバニア、ブルガリア、コロンビア、クロアチア、チェコ共和国、エクアドル、ギニアビサウ、イタリア、日本、ヨルダン、モルドヴァ、オランダ、ニカラグア、ペルー、スロバキア共和国、スロベニア、スペイン、スウェーデン、タイ、チュニジア、ウガンダ、ウクライナ、ウルグアイ、イエメンである。これは、昨年度より 7 国多い。

保有地雷の廃棄処理に着手していない締約国として挙げられるのは、アルゼンチン、ブラジル、チャド、ジブチ、ホンデュラス、マケドニア、マダガスカル、マレーシア、モーリタニア、モザンビーク、ニジェール、ポルトガル、ルワンダ、タジキスタン、トルクメニスタン、ベネズエラ、ジンバブエである。この内ホンジュラス、マレーシア、マケドニア、ポルトガル、ジンバブエでは、対人地雷の廃棄処理計画が進展中である。

加えて、非署名国も数カ国において大量の対人地雷を廃棄した。米国は、330 万個を廃棄した。これは、韓国を除くすべての地域における「旧式地雷」（“ばかな”地雷）を廃棄するという公約の一環として行われた。中国は、170 万個、ロシアは、500, 000 個、ベラルー

シは、5,000個の、CCW（特定通常兵器の使用禁止・制限条約）の要求事項に合致しない地雷を廃棄した。フィンランドもまた、CCWの要求事項に合わない地雷を廃棄したが、その数を公表していない。

2.7.2 訓練目的の地雷保有

対人地雷全面禁止条約（オタワ条約）の草案の最終審議を行った1997年9月のオスロ会議で、ICBLの技術専門家が、地雷の探知、除去又は廃棄の技術の開発及び訓練のための対人地雷の保有または移譲を許可する条約第3条の「例外」の必要性について質問した。オスロ会議の閉会宣言の中で、ICBLは、「多くの国が、外交記録として第3条の、訓練のために“絶対に必要な最小限度の数”は、万またはそれ以上の単位でなく100か1,000の単位にすべきであると指摘している事を伝えた。これは逆に、対人地雷を保有する大多数の締約国が、第3条例外規定の行使を決定していることの現れである。つまり、多くの国家が1,000個から5,000個までの対人地雷を保持し続ける意図があることを意味している。また、それよりもかなり多くの対人地雷を保持し続ける国々があり、クロアチア（17,500個）、タイ（15,600個）、日本（15,000個）、オーストラリア（10,000個）、ペルー（9,526個）、イタリア（8,000個）、スロバキア共和国（7,000個）、スロベニア（7,000個）が挙げられる。エクアドルは、条約第7条に従って国連事務総長に提出した自国の報告において、170,334個の地雷を保持し続けるとの意図を示していたが、SC会議の中で、「その数字は誤りであり、真実の数値がもうすぐ提示できる」と発表した。

ICBLが、何度もSC会議の中で、この問題を取り上げた後、若干数の国家が、訓練目的の地雷数を減らしていくことを決定した。ブルガリア（10,446個→4,000個）、スペイン（10,000個→4,000個）である。クロアチア、タイ、スロバキア共和国は訓練目的の地雷保有数の必要性について再考察をするとの考えを示した。

ICBLは、今後も訓練のための地雷の必要性について疑問を投げかけ続けていく。各国が訓練目的で保有する地雷の数量に関する情報の透明性を完全に保つだけでなく、例外を認めるこの第3条が必要か？保有地雷数を絶対的な数値で制限する必要があるのではないか？について見極め続けることが重要であると考えている。

（p13の写真説明）

イエメンにおいて74,000個の対人地雷を廃棄するのにあたり、5,050個の対人地雷が最初に式典において廃棄された。

2.8 特に懸念される事項

2.8.1 処理防止装置(AHDs)付き対車両地雷(AVMs)(条約第2条第1項)

1997年9月のオスロでの条約草案の最終審議の間、ICBLは対人地雷を定義している第2条、1項の中の文章を「条約の弱点」だとして指摘した。条約の記述は、処理防止装置付き対車両地雷を禁止していないではないか、という指摘である。「人ではなく車両の存在、接近又は接触によって起爆するよう設計された地雷で処理防止のための装置を備えたものは、当該装置を備えているからといって対人地雷であるとはされない」という記述では不十分であると主張した。ICBLは、多くの処理防止装置付き(AHDs)対車両地雷(AVMs)は、対人地雷として機能し、市民に対して同様の脅威となりうるという確信を表明した。

この懸念の表明は多くの政府代表団の共感を得、交渉団は「もしくは故意に妨害しようとする」という言葉を加えることによって、処理防止装置の定義(CCW第2議定書におけるものと同じであった)の原案を次のように変更した。「処理防止のための装置とは、地雷を保護することを目的とする装置であって、地雷の一部を成し若しくは地雷に接続され若しくは取り付けられ又は地雷の下に設置され、かつ、地雷を処理その他の方法で故意に妨害しようとする」と作動するものをいう。」

この文章を提案したノルウェーや他の国々は、もし、処理防止装置付き対車両地雷が何気ない人の動作によって爆発するなら、これを対人地雷とみなし、条約によって禁止されるということを確認するために「故意に」という語が必要であると強調した。この表現は最終的に、全ての代表団に反対なしに承認された。(註8)

1999年のランドマイン・モニター報告(註9)において、ICBLは、対人地雷として機能する処理防止装置付き対車両地雷が、実際に条約で禁止されているという十分な認識が締約国の間になく、このことの実際の運用に関する議論もなされていないということに対して懸念を表明した。1999年5月、マップートにおける第1回締約国会議、および2000年1月及び5月の、SC(常設委員会)において、ICBLは締約国に対し、どのタイプの対車両地雷及び処理防止装置が、またどの配備方法が許され、また禁止されるものかを明白にすることを要求した。

2000年1月のSCではこの議題が長時間にわたり話し合われた。9締約国が、処理防止装置付き地雷は人の何気ない動作により爆発するもので、条約によって禁止されていると繰り返し発言した。その事実に対して反対する代表はいなかった。アイルランドはSCに、どの処理防止装置とどの地雷が条約の範囲に入ってくるのかを見るために、非公式の専門家グループを組織することを提案した。SCの共同議長(カナダ、南アフリカ)がその提案について締約国と相談することで同意されたが、2000年5月のSC会議では、そのようなグループを作るということについて意見の一致が得られなかったと報告した。ICRCはその議題についての技術会議をICRCの主催で開催することを申し出て、各国代表が賛成してくれることは、有意義な前進になるだろうと提案した。ICRC(国際赤十字委員会)はセミナーを2001年早々に行うことを希望し、各締約国に対し、事前にこれらの事項についての技術レポートを準備するよう推奨した。ICBLはICRCが主導をとることをサポートし、各締約国による十分な事前準備が大切であることを強調した。また、その場において、各国の武器庫に

ある処理防止装置付き対車両地雷を条約に照らし、許可されるものと許可されないものとを明らかにし、定義するよう強調した。

ICBL はチルト軸、誘導線、起爆線のついた対車両地雷は人の何気ない動作によって爆発するだろうし、それゆえ、条約によって禁止されるよう考慮されなければいけないという見解を表明した。また同様に、少なくともいくつかの敏感な導火線のついた対車両地雷は、人の何気ない動作によって爆発するであろう。これは各締約国によって早急に明白にされる必要のある議題である。

ICRC、ヒューマン・ライツ・ウォッチ、そして GIBL（地雷廃絶ドイツ・キャンペーン）は、夫々関連のある対車両地雷のリストと刊行物を作成した（註 10）。LM リサーチャー達はランドマイン・モニター報告の国別報告の中で自国の対車両地雷について述べている。

対車両地雷に関する問題を明白にする必要性は、今年のランドマイン・モニター報告の調査によって強調された。締約国の中には、対車両地雷と分類された地雷のいくつかを、対人地雷として機能するという理由で廃棄しているところもある。たとえば、カナダは 2 万個の M-21 チルド軸付対車両地雷を廃棄し、ハンガリーでは 10 万個の UKA-63 チルド軸付対車両地雷を廃棄し、スロバキア共和国は PT-Mi-K 持ち上げ発火防止機能付き対車両地雷の全てを廃棄した。しかし、チェコ共和国は明らかに PT-Mi-K を保有することを決めており、チルド軸導火線付対車両地雷についても同様である。同様にスウェーデンは明らかにいくつかのタイプのチルド軸導火線付対車両地雷を保有しており、それを廃棄するつもりがあるかどうか明らかにしていない。フランスは様々な異なったタイプのチルド軸付対車両地雷と様々な処理防止装置を廃棄したと報告しているが、いつ、また何故それが行われたかは知られていない。

ICBL は対人地雷全面禁止条約には「対車両地雷」の定義が含まれていないことに懸念を表明している。少なくとも各締約国は、圧力作動式の対車両地雷を爆発させる最小限の圧力は何キログラムかを定めて承認すべきである。

2.8.2 非締約国軍隊との合同軍事行動（条約第 1 条）

昨年のランドマイン・モニター報告によると、締約国が対人地雷を使用している非締約国との合同軍事行動に参加する可能性について、ICBL は懸念を表明している。これは、条約の第 1 条に、そのような行動に対しては、条約第 1 項「状況の如何に関わらず、この条約で締約国に禁じられた活動を、どんな形であれ援助、促進、誘導などしてはならない」という、締約国の義務との一貫性が問題となる。そのような合同軍事行動は、少なくとも対人地雷の使用と保有の全面禁止という条約の精神に反している。

世界情勢の変化と、調査の過程で明らかになった情報の両方によって、この報告期間に上記の懸念が高まっていった。今回の報告期間中、NATO 連合軍はコソボとユーゴスラビアの紛争に関わっていた。紛争中、米国は対人地雷を使用する権利を保持しており、（ただし、実際には使用されなかった）、それは非締約国が対人地雷を以前より即座に、確實

に使用する懸念を生じさせてしまった。

さらに対人地雷使用を伴う合同軍事行動がすでいくつか存在することが、調査によって明らかになった。2000年5月、英国は、過去3年間にわたって、対人地雷使用を伴う15の合同軍事行動に参加していたことを認めたが、そのいずれについても、英国軍は対人地雷の使用に関与しなかったことを強調した。

これは決してNATOに限られた問題ではない。アフリカにおいても締約国の軍隊が、対人地雷を使用しているであろう他国の軍隊と合同軍事行動を行ったり支援している。次の国々である：ナミビア（アンゴラと共にUNITAに対立し、DRC（コンゴ民主共和国）政府軍と共に革命派に対立している）、ジンバブエ（DRC政府軍と結束している）、ウガンダ（DRCの対立派と結束している）、ルワンダ（DRCの対立派と結束している）。これらの国々は、他国の武装勢力に対しての彼らの支援が、恐らく対人地雷の使用につながるものであるという性質を明らかにするべきであり、これらの武装勢力との合同軍事行動について、対人地雷全面禁止条約に照らしての正当性に関する見解と配慮をもって明らかにするべきである。これらの国々は、条約の締結国として、対人地雷を使用する軍隊とのいかなる合同軍事行動にも参加しないことを明言すべきである。

オーストラリア、カナダ、チェコ共和国、ニュージーランド、英国などを含む多くの国々は対人地雷を使用する可能性のある非締約国との合同軍事行動（例えば米軍との合同軍事行動）への参加に道をひらく法律の条項を採択し、あるいは公式な声明を発表した。いずれのケースにおいても、夫々の政府は、これらの発表は対人地雷を利用している非締約国との合同軍事活動に参加している軍人を法的に守ろうという意図のものであると明言している。ICBLは、政府のこのような意図に疑いをはさまないし、このような条項や声明が、地雷禁止条約における義務を無視するものではないと信じている。

しかしながらICBLは、締約国がこれらの対人地雷を使用する軍隊との合同軍事行動に参加することの正当性の問題は未解決であると信じつつけているし、そのような軍事行動への参加は条約の精神に反すると思っている。ICBLは締約国に対し、合同軍事行動において、どの非締約国も対人地雷を使用しないようにと主張するよう、そして対人地雷使用を伴う合同軍事行動に参加することを拒否するよう求めた。

ランドマイン・モニター報告に報告されているように、NATO加盟国のうち何カ国かは、NATOの軍事行動において対人地雷の使用を強く拒否する声明を出している。1998年6月、フランスの国防相は、フランスでは大西洋同盟より以前、軍のどのような活動においても対人地雷の使用又は計画を隊員に禁止することを宣言していると語った。彼は、フランスがどのような軍の活動においても、対人地雷の使用を求める規則の取り決めには同意を拒否すること、これは1998年11月、兵員担当統合部長（Joint Chief of Staff）によって出された指令により有効であると述べた。外務大臣ユベール・ベドリンも同様に、公式の指令により、全てのフランス軍人の対人地雷の使用、対人地雷を利用するであろう軍事行動計画への参加、また、対人地雷の使用を可能にするような書類への同意を禁止す

る、と語った。

オランダの外務大臣バン・オートセンは 1999 年 3 月 23 日、全ての NATO 加盟国はアメリカやトルコの対人地雷の使用、または使用準備の手助けはしない、そして NATO 加盟国領土内での対人地雷使用を黙認しないと、公式に述べた。彼は又、NATO の軍事行動においても、対人地雷はもはや使用されることはないと述べた。オランダ軍は対人地雷を使用する意図のある軍事行動の演習には参加しない。オランダ兵は対人地雷を使用する手助けは決して許されていないし、使用をそそのかしたり、要求することも許されていない。命令組織も又、この方針に準ずる：オランダ指揮官は合同軍事演習において対人地雷の使用を命じてはいけない。米国やトルコの指揮下にあるオランダ兵は対人地雷の使用命令を実行する代わりに、目標を達成するための他の方法を見つけなければならない。

2.8.3 「援助し、to assist」の解釈の問題（条約第 1 条）

第 1 条における文脈の中で、「援助し」(to assist)とはどういう意味かという質問があげられていた。多くの政府はこれを実際の地雷設置における「積極的な」又は「直接の」助力を意味するとし、合同軍事行動における燃料や警備の提供などは違うと解釈した。このような狭い意味合いでの「援助し」の解釈は ICBL の懸念となった。地雷廃絶を目的とする条約の精神を保ちつづけることにおいて、解釈は可能な限り広範囲であるべきである。条約の実施状況についての SC 会議中、ICBL は、締約国が、「援助し」という語について共通理解に達する必要があることを強調した。特に合同軍事行動への参加、外国への対人地雷貯蔵、締約国の領土にまたがる地雷の輸送の際の適用である。もし、どの行動が許されてどの行動が禁止されるのかという点において、締約国が明確に、そして首尾一貫していれば、条約の実施が、更に完全で有効なものとなるであろう。

2.8.4 外国における対人地雷保有と運搬について（条約第 1 条、第 2 条、第 4 条）

米国は、締約国のギリシャと同様に、少なくとも対人地雷全面禁止条約締結国の 5ヶ国に（ドイツ、日本、ノルウェー、カタール、ディエゴ・ガルシアの英国領）対人地雷を貯蔵している。米国は条約により地雷をそのまま貯蔵してもらうのが許されるように、それらの国々を説得する話し合いに骨を折った。ICBL は、締約国が米国（若しくは他の政府、国家）に対人地雷を彼らの領域に貯蔵することを許すのは、明らかに条約の精神と字義に背く事であるとしている。

それに関連した重要な点として、米国は多くの締約国と、彼らの領土を通じて地雷を輸送することを許可してくれるよう、話し合ってもいた。条約で禁止されている対人地雷の移譲 (transfer) を通過 (transit) にも適用されるかどうかについて議論が起こり、何ヶ国かの締約国は、適用されないと主張した。これは米国（若しくは他国）の対人地雷を運ぶ輸送機、船、または車両が対人地雷の使われる戦場へ運ぶ際に締約国を通過（そして恐らく出発、燃料補給、対人地雷の補充）出来るという事である。ICBL は、戦闘で使われ

るであろう対人地雷の通行を、もしも締約国が故意に許可するとすれば、その政府は明らかに条約の精神に違反しているのであり、また、条約によって禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者に対して、援助し、奨励し又は勧誘することを禁止する条約第1条の1項(c)、更に直接若しくは間接に移譲することを禁止する同項(b)にも違反していることになると考えている。

また、ICRCは地雷の通過(transit)は条約によって禁止されているという見解を表明した。LMリサーチャーによる調査では、締約国はこれについて意見が分かれることが明らかになった。南アフリカ、フランス、デンマーク、スペイン、スロバキア共和国では禁止とし、カナダ、ノルウェー、ドイツでは許可されるとしている。

2.8.5 報告の透明性(第7条)

2000年8月1日までに対人地雷全面禁止条約の第7条により、48の締約国が報告書を国連に提出した。ICBLは各国政府が第7条に従って概ね、満足の行く報告を行ったことを確認した。豊富な情報により将来に向けて、地雷の状況についてわれわれが知り得る知識の拡大と、締約国に於ける地雷関連情報の透明性を増すことに貢献するであろう。この情報は地雷禁止運動の活動の質を向上させることに繋がる。48の締約国が提出した報告書の中には懸念事項が幾つかある。その内容はランドマイン・モニター報告2000の第7章 地域別概要で取り上げた。(註12)

ICBLは2000年1月と5月の「条約の一般原則と運用」常設委員会において第7条による報告についての全般的懸念が論じられた。(註13)

レポート提出の遅れ。36カ国が第1回の第7条報告の提出に遅れていた。したがって、これらの政府は条約の責任義務を果たすことが出来なかった。第7条に定められた報告書は任意ではなく、提出期限は法的に定められたものであり、目標ではない。

統一の欠けた報告内容。報告書には補助的な情報を多数とりあげて非常に詳細に書かれているものもあれば、かろうじて最低限のみしか書かれていないものもある。最低限の基準を定めるか、または、「良き見本」を提示する方法が採られるべきである。

第3条に定められた報告書も拡大が必要である。第3条の訓練と開発のための地雷の保持についての報告は、具体的に予想される目的と、保持された地雷の実際の使用をすべて網羅すべきである。

犠牲者支援プログラムの報告も必要である。犠牲者支援に関する報告の義務は条約義務の中で著しくないがしろにされている。SCは第7条の報告義務のオプションとしての報告様式を採用することで、報告義務条項の不備を改善するよう勧告した。ICBLは全ての締約国に対して、この報告様式を採用するよう、また来期の報告の際にも利用するよう、強く奨励している。(オプションの報告様式は2000年12月のSCにICBLから提案された。)

条約で禁じられている処理防止装置付き対車両地雷に関する報告の欠如。対人地雷と同様に作動するという理由で、いくつかの処理防止装置付き対車両地雷は禁止されている為、

その地雷の保有と廃棄については、第7条の報告がされるべきである。

クレイモア型地雷に関する報告の欠如。遠隔制御無しで爆発する指向性破砕地雷の使用は条約で許可されていないため、締約国はそのような地雷の保有数を報告するべきであり、それらを遠隔制御のみで使う場合はそのことを報告せねばならない。

自国内に保有している外国の軍隊の地雷数の報告の欠如。米国は対人地雷を少なくとも5つの締約国（ドイツ、日本、ノルウェー、カタール、ディエゴ・ガルシアの英国領）に貯蔵している。それらの国々のどれもが米国の地雷の貯蔵については報告していない。これは条文に入っていないとしても、条約の精神との一貫性を保つために、報告されるべきである。

2000年5月のSC会議で、ICBLは締約国に対し、報告の質、量を高めるために、報告書作成の手引き書を作成するよう勧告した。勧告は好意的に受け止められ、ICBLは関心のある政府と共に、手引き書作成の手伝いをするようになった。

2.8.6 国内の実施措置（第9条）

対人地雷全面禁止条約第9条（国内の実施措置）は、条約により「各締約国は、立法上、行政上、又は他の、法的罰則を含むあらゆる可能な措置を使用し、禁止されている活動のいずれをも防止し、抑圧するように」と述べている。しかしながら、条約に署名、あるいはこれを批准した100の政府のうち、相対的にほんのわずかな政府のみが、条約を実施するような国内法を制定したに過ぎない。

次の20カ国は条約を実施する国内法を制定したと報告のあった政府である：オーストリア、オーストラリア、ベルギー、カンボジア、カナダ、チェコ共和国、フランス、ドイツ、グアテマラ、ハンガリー、イタリア、日本、ルクセンブルグ、モナコ、ニュージーランド、ニカラグア、ノルウェー、スペイン、スイス、英国。

マケドニアとスウェーデンは、適切な実施措置はなされていると報告した。その他の多くの国は、条約が既に国内法に取り入れられている、または、現存の法律で十分であると述べ、新しい別の法律は必要ないとした。：デンマーク、アイルランド、ヨルダン、メキシコ、ナミビア、ポルトガル、スロバキア共和国、イエメンである。

次の各国は、立法の草案を作成しているが、まだ法律となっていない国である：ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、マレーシア、オランダ、トリニダード・トバコである。アルバニア、アイスランド、南アフリカは草案作成の準備が進行中であると報告した。

地雷禁止実施のための国内法は必要でないとする政府もある。対人地雷を保持したこともないし、地雷の被害を受けたこともなく、其れゆえ条約を実施するのに特に特別の措置をとる必要がないと考えるからである。

ICBLはしかしながら、全ての国が法律を制定する必要があると考えている。そうすれば、将来起こりうる条約違反のわずかな可能性にも法的処罰を与えることが出来るであ

ろうし、条約の全面的な角度からの実施が可能になるからである。

3. 人道的地雷除去活動

地雷が住民や地域社会に及ぼすさまざまな影響を懸念する声が増すのにもなって、人道的地雷除去活動という概念が発展してきた。地雷は、人命や人体を脅かすだけでなく、戦後の復興や社会的経済的発展の過程で障害となる。人道的地雷除去活動（HMA, Humanitarian Mine Action）とは、そのような地雷の影響を最小限に留めるよう努めるものである。今日、HMA の活動は次のような広範囲にわたり行われている。調査・研究、（地雷埋設場所の）マーキング、地雷地図作成と除去、地雷回避教育、犠牲者支援、現地の対応能力強化、調整、立案、地雷除去における質の保証など。

ここにあげた情報は、LM リサーチャーたちが「ランドマイン・モニター報告 2000」のために収集した調査記録、国連の様々な文献や記録および種々の地雷除去活動団体からの情報、マスコミ報告、「ランドマイン・モニター報告 1999」の調査結果に基づくものである。

3.1 対人地雷の埋設状況

世界中で 88 カ国にもものぼる国々が、その被害の程度は様々であるが、地雷や不発弾によって何らかの影響を受けている。地雷が埋設されているとされる国々のうち、33ヶ国は対人地雷全面禁止条約の締約国で、18ヶ国はその署名国である。さらに、国際的に国家として承認されていない地域についても、地雷や不発弾の影響について LM リサーチャーは次の 11 地域で調査を行った。アブハジア、チェチェン、フォークランド・マルビナス諸島、ゴラン高原、イラク・クルジスタン、コソボ、ナゴルノ・カラバフ、パレスチナ、ソマリランド、台湾、西サハラ(註 14)である。

3.2 調査・研究

HMA（人道的地雷除去活動）計画とは、先ず地雷や不発弾による脅威を軽減することから始め、一連の段階的な活動を経て最終的に完全に除去するプログラムである。地雷問題に効果的に取り組むためには、有効な基礎データを収集するための調査・研究活動が不可欠である。有効なデータなくして、資金の適切な配分、優先事項の設定、地雷除去の進行状況の把握等はできない。現在、地雷問題に関して、信頼性のある比較可能なデータは不足している。実際の地雷埋設位置や地雷原に関してもデータ不足であるし、地雷や不発弾が国家や地域社会に及ぼす社会・経済的影響に関するデータも十分ではない。

地雷が埋設されている多くの国々では、軍が地雷除去活動を開始するのに必要な情報は全て掌握していると主張している。しかし、地雷除去活動機関によると、10年以上にわたる様々な地雷被害地域での現場経験から、軍が全てを掌握しているケースはまれであるということだ。比較的平和な状況下にあっても、軍の情報だけでは、地雷埋設場所を完全に把握できないことが多い。それだけでなく、地雷原に関する情報には、被害地域への影響に関する分析がほとんど含まれていない。合理的な方法によって地雷問題を処理し、

資金を配分するためには、地雷原の調査を地理的な観点に限定して行うだけでなく、汚染
 第3表 世界の地雷問題

[地雷の被害を受けている国 88 ヶ国と 11 の地域（国家として国連に承認されていない地域）]

AFRICA	AMERICAS	ASIA-PACIFIC	EUROPE/ CENTRAL ASIA	MIDDLE EAST/ NORTH AFRICA
Angola	Chile	Afghanistan	Albania	Algeria
Burundi	Colombia	Bangladesh	Armenia	Egypt
Chad	Costa Rica	Burma (Myanmar)	Azerbaijan	Iran
Congo (Brazzaville)	Cuba	Cambodia	Belarus	Iraq
Democratic Republic of Congo	Ecuador	China	Bosnia and Herzegovina	Israel
Djibouti	Guatemala	India	Bulgaria	Jordan
Eritrea	Honduras	Korea, Democratic People's Republic of	Croatia	Kuwait
Ethiopia	Nicaragua	Korea, Republic of	Cyprus	Lebanon
Guinea-Bissau	Perú	Laos	Czech Republic	Libya
Kenya		Mongolia	Denmark	Morocco
Liberia	<i>Falkland/Malvinas</i>	Nepal	Estonia	Oman
Malawi		Pakistan	Georgia	Syria
Mauritania		Philippines	Greece	Tunisia
Mozambique		Sri Lanka	Kyrgyzstan	Yemen
Namibia		Thailand	Latvia	
Niger		Vietnam	Lithuania	<i>Golan Heights</i>
Rwanda			Moldova	<i>Northern Iraq (Iraqi Kurdistan)</i>
Senegal		<i>Taiwan</i>	Russia	<i>Palestine</i>
Sierra Leone			Slovenia	<i>Western Sahara</i>
Somalia			Tajikistan	
Sudan			Turkey	
Swaziland			Ukraine	
Tanzania			Yugoslavia	
Uganda				

AFRICA	AMERICAS	ASIA-PACIFIC	EUROPE/	MIDDLE EAST/
Zambia			<i>Abkhazia</i>	
Zimbabwe			<i>Chechnya</i>	
			<i>Kosovo</i>	
<i>Somaliland</i>			<i>Nagorny-Karabakh</i>	

された地域に地雷がどのような影響を及ぼしているのかの把握と対応が必要である。

LM リサーチの調査によると、1997 年から 2000 年の間に地方または国家レベルの研究・調査が実施された（あるいは、現在も引き続き実施中）のは、地雷が埋設された 24 機関の調査まで色々である。この他に 9 つの国や地域の調査に関して具体的な計画ができた国および地域である。上記の研究・調査は包括的な影響調査から国連の調査、単独しており、近く実施される。

この調査での主な手法は「レベル 1 影響調査」である。これは地雷の数や埋設位置の概要だけでなく、地雷による被害人口や他地域への影響をも調査する。現在、種々の国際機関がいろいろな国で国家規模の活動や軍の情報をもとにした知識基盤をもとに調査、研究を実施している。

イエメンでは、「レベル 1 影響調査」の第一段階が 2000 年 6 月までに終了することとなっている。同様に、「レベル 1 影響調査」は、アフガニスタン、アンゴラ、カンボジア、チャド、エリトリア、エチオピア、イラク・クルジスタン、コソボ、レバノン、モザンビーク、ソマリランド、タイ、西サハラでも実行中、もしくは計画中である。これらの活動は、それぞれ異なる組織によって運営されている。そのほとんどは NGO であるが、中にはすでに国内で実施された調査結果に基づいて行われているものもある。

UNMAS（国連地雷対策活動サービス）は 1999 年と 2000 年に次の国々の調査を実施した。ヨルダン、レバノン、エクアドル、エジプト、ナミビア、ペルー、シエラレオネ、スーダン、ザンビア、ジンバブエ。ベラルーシでの調査は 2000 年に行なわれる予定だ。さらに、アブハジア、アフガニスタン、アルバニア、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カンボジア、クロアチア、クウェート、ベトナムなどでは国または独立した様々な組織によって調査が行なわれている。

3.3 地雷除去活動

地雷除去活動は、軍によるものと人道目的のものに分けられる。軍による除去活動は主に進入路の整備や敵の地雷原の突破といった戦術上の目的である。これに対し、人道的地雷除去活動は地域に埋設された地雷と不発弾を非軍事目的に根ざして除去することである。これは、国連や地雷活動団体によって 1995 年に定められた基準にしたがって行われている。人道的地雷除去の中核となる活動は、対人および対車両地雷や不発弾を含む、すべての危険物をその地域から完全に一掃することである。

国連基準は地雷除去作業要員の安全性の基準を含む一連の除去活動の手法と最終的な結果を定めている。このような国連の定義に基づいた人道的地雷除去活動は、営利企業、人道的NGO活動、地元の専門家、軍の関連機関や職員、その他の活動家によって実行されている。通常NGOが関わる除去活動は、単なる地雷の除去のみを目的としない。除去が完了した後、地雷によって周辺に追いやられた人々にその土地を解放し、生産的使用ができるようにする。この観点からの人道的除去活動の包括的な枠組みは、NGO Bad Honnef ガイドライン（註61）で公式に示されている。

人道的地雷除去活動はその実施機関により、軍・国防省主導のもの、NGO主導のもの、また国連機関によって支援・実施されるもの等に分類される。それぞれの国においては、様々な資金源や実施機関とともにこれらが複合した形で活動することも可能である。

多くの地雷埋設国において、軍や特別警察を派遣して地雷や不発弾を除去することは技術的に可能である。しかしながら、国際社会（註15）が定めた人道的基準に従って広範な地域の除去を実施する為には、異なる形での取り組みが要求される。

地雷除去活動は71の地雷埋設国や地域で何らかの形で実施されている。そのうち、人道的地雷除去活動プログラムが実施されているのは次にあげる41の国や地域である。アフガニスタン、アフガニスタン、アルバニア、アンゴラ、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カンボジア、チャド、チリ、コスタリカ、クロアチア、エクアドル、エジプト、エリトリア、エチオピア、グアテマラ、ギニア・ビサウ、ホンデュラス、インド、イラク・クルジスタン、ヨルダン、ケニア、コソボ、クウェート、ラオス、レバノン、モルドバ、モザンビーク、ナミビア、ニカラグア、ペルー、ロシア、ルワンダ、ソマリランド、スリランカ、スーダン、台湾、タイ、ベトナム、イエメン、ジンバブエ。

また、小規模な地雷及び不発弾処理一局的なもの、要請された地点だけ除去するもの、軍事的除去に限定したもの—を行っているのは30以上の国や地域にもぼる。アルメニア、ベラルーシ、中国、コロンビア、キューバ、チェコ共和国、ジブチ、エストニア、グルジア、ギリシャ、イラン、イスラエル、ラトビア、リビア、リトアニア、モーリタニア、モンゴル、モロッコ、オマーン、フィリピン、ウクライナ、ウガンダ、西サハラ、ユーゴスラビア、ザンビアなど。

LMリサーチャーの資料によると、1999年に、下記の7つの大規模な人道的地雷・不発弾除去プログラムが実施され、総計168.41平方キロメートルの土地から地雷・不発弾が除去されたということである。（註16）

- アフガニスタンでは、1999年に110平方キロメートルの除去活動が行なわれた。1993年から1999年の間に465平方キロメートルの地域の地雷が除去された。
- ボスニア・ヘルツェゴビナでは、1999年に3.7平方キロメートルの地域の地雷が除去された。
- カンボジアでは1999年に11.9平方キロメートルの地域の地雷が除去された。1993年から1999年の間に155平方キロメートルの地域の地雷が除去された。

- クロアチアでは、1999年に23.59平方キロメートルの地域の地雷が除去された。
- コソボでは、1999年に8平方キロメートルの地域の地雷が除去された。
- ラオスでは、1999年に6.22平方キロメートルの地域の地雷が除去された。
- モザンビークでは、1999年に、5平方キロメートルの地域の地雷が除去され、国全体では194平方キロメートルの地域で除去が完了した。

3.4 各援助機関が行う地雷除去活動の調整

各援助機関の地雷除去活動が相互の調整なしに行われていることが多くの地域で問題となっている。地雷除去活動の調整は、指定された団体あるいは既存の計画、調整機能にしたがって行われているが、いずれにしても、地域のニーズや優先事項に従った資金利用を確立するために不可欠であり、地雷除去の質的保証、必要な作業実施団体の委託、及び活動の重複を回避するためにも欠かせない手順である。地雷除去活動のために組織的に強個な調整機構作りを確立することは、多数のドナーや作業団体が集中する状況においては特に価値のあるものである。

調整を担当する団体がないと、地雷埋設国はドナーや外国の作業員にますます依存するようになり、地雷除去活動の優先度を設定する上にも影響を及ぼす。また、地雷埋設国のうち、「社会的、経済的発展のための全体計画作り」の中に地雷除去活動の優先事項設定を組み入れている国はごく少数と報告されている。

LMリサーチャーによると以下の19ヶ国においては調整体制ができているということである。アフガニスタン、アンゴラ、アルバニア、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カンボジア、クロアチア、エジプト、エリトリア、グルジア、グアテマラ、ヨルダン、ラオス、モザンビーク、ニカラグア、ルワンダ、スーダン、タイ、イエメン。また、アブハジア、コソボ、イラク・クルジスタンにおいても同様の体制が存在する。その他の地雷埋設国や地域では、地雷除去活動は主に軍事活動の領域に位置付けられている。

3.5 地雷除去活動計画作成

地雷除去に関する国家計画は、国民が最も必要としている地域から優先的に地雷を除去していくのに有効であり、また地雷除去の社会的、経済的影響を評価する尺度を確立するのにも役立つ。この意味において、地雷除去に関して国家計画を立案する作業は地雷影響下にある国で行われる調査・研究活動に幾分か依存している。しかし、明確な優先事項を示した国家計画がある国はほとんどない。

ボスニア・ヘルツェゴビナでは、EMA(自治体地雷対策活動センター、Entity Mine Action Center、註(37)の訳注参照)の責任において地雷除去の確認を行っており、地雷除去の優先事項と作業を示した年間作業計画を作成している。アブハジアでは、ヘイロー・トラストとアブハジア地雷対策活動センターが地雷除去活動の優先事項を設定している(例:難民や国内避難民の帰還の保証、農業用地の地雷除去、学校や橋など公共施設の地雷除去)。

アルバニアでは、アルバニア地雷対策活動実行委員会 (AMAE) が地雷除去政策の実施に責任を持つ。クロアチアでは、政府がクロアチア国家地雷除去計画を作成している（それには優先事項として難民の帰還、住居や公共の地域の再建設が含まれる）。コソボでは、コソボ地雷対策調整センター (KMACC) が地雷除去活動の立案に責任をもち、これを、予備的なもの、緊急を要するもの、複合的なものの3つの局面に分類している。

ルワンダでは、国家地雷除去機構 (NDO) を設立し、ここが政府や地雷対策センターによって決定される計画の実施に責任を持つようになっている。エリトリアでは、人道的地雷除去プログラム (HMP) が地雷除去における優先事項を発表した。この優先事項とは、難民の再定住、輸送インフラの整備、そして住民の土地資源の使用である。ベトナムでは、地雷と不発弾除去の国家計画に関して政府内で検討中である。優先事項があるとすれば中東では全般的に軍によって決定されている。エジプトでも軍が優先事項を決定している。クウェートでは、国防省が1991年に地雷除去の国家計画を定め、この計画が引き続き優先事項を決定している。

3.6 地雷除去された土地の復興と開発

多くの地域において、地雷除去事業は、稀少な資源である安全な土地を人々に解放している。地雷が除去された土地の使用権を保証することはきわめて重要な作業である。紛争後の地域で土地の所有権についてもめるのは一般的なことであるが、貧しく虐げられた人々が地雷除去された土地の使用権を否定されないよう保証するためには、適切な手続きを取ることが非常に重要である。しかしながら、地雷除去活動におけるこの重要な側面に関して系統だった情報はほとんど集められておらず、今年度のLMリサーチャーの調査によれば、除去作業実施団体も調整機関もともにこの問題を優先度の高いものとして十分にとらえていないことが判明された。

地雷除去作業が完了した後は、その土地の使用権を有する人々に土地を確実に手渡していくことが次のステップである。このことは、それぞれの国の国家計画や優先事項設定に直接関連する問題である。そして、地雷除去作業が社会・経済的にどのような影響を及ぼすかを評価する点においても重要な役割を担う。地域社会が地雷除去作業の恩恵を受け、除去された土地が有効に使用されているということを確かめるためにも、作業終了後の調査が必要である。たとえばカンボジアではヘイロー・トラストが1993年から1999年の間これに関する調査を行った。

イエメンでは、1999年12月、初めて国内において地雷除去作業要員による除去作業が完了した後、その地域は地元村民に引き渡された。ジンバブエでは、220平方メートルの土地が地元の町議会に手渡され、また、民間企業によって除去された359平方メートルの地雷原が国防省へ渡された。グアテマラでは、2000年1月に、国家地雷除去計画のもとで除去された土地が初めて地域社会に手渡された。カンボジアでは、1999年に、カンボジア地雷対策活動センター (CMAC) が約9,977,573平方メートルの地雷除去後の土地の社会経済

的な調査を行った。この調査によると、土地の12%は難民等の定住のために、50%は農業、2.7%は道路、22%はその他の目的で使用されているということだ。残りの14%は係争中ということであった。

ノルウェーでは「地雷被害地域への支援」(AMAC, Assistance to Mine Affected Communities)という調査プロジェクトが地雷の影響とHMAの調査を行った。このプロジェクトはオスロの国際平和調査研究所(PRIO, Peace Research Institute)に本拠地を置き、アフガニスタン、アンゴラ、モザンビークでも調査を行っている。HMA活動を実施している地域社会のケーススタディを通してAMACプロジェクトが明らかにしたことは、地雷除去実施団体は主に作業の技術的側面に注目する傾向があり、地雷の影響下にある人々のニーズや能力に十分な注意を払っていないということである。これはHMA活動のすべての側面にあてはまる。AMACの調査から一例を取ると、地元住民との辛抱強い対話を通して信頼を築き上げようという視点が活動団体に欠けているために、地雷除去が完了した土地が再び使用されるまでに何年もかかってしまう場合がしばしばあるということだ。AMACのプロジェクトは、地雷除去の影響調査やHMAへの組織的アプローチを行うことから、地雷除去団体のスタッフや地雷被害地域の住民たちの能力の育成を支援する方向へと、その活動内容を徐々に変化させている。AMACの主な資金提供者はノルウェー政府外務省である。

3.7 研究開発

オーストリアではシーベル社(Schiebel Austria Company)が地雷探知機と関連機器を製造している。現在、同社は上空から地雷を探知できる無人、リモコン式ミニ飛行機CAMCOPTERの開発に専念している。ベルギーでは、防護機器や物理的方法による地雷探知技術の開発、衛星による地雷原のマッピング、地中レーダー(Ground Penetrating Radar)、エレクトロニクス地雷探知、動物を使った地雷探知の開発など、地雷探知と除去技術の開発において数多くの新しい企画を進めている。その他、爆発物及び化学兵器のような有害な残留物を含む装置を破壊する手順なども研究している。ベルギーでは1999年に研究開発のために140万ドルを割り当てられた。

オランダでは、1999年に「航空宇宙と地球科学についての国際研究所(ITC)」がモザンビークでテストした空中浮揚遠隔感知地雷原探知システムについて、発表した。このシステムはルクセンブルク、スウェーデン、英国、ポルトガル、ベルギー、ドイツ、ノルウェー、オランダの共同国際プロジェクトの成果である。これは、欧州委員会、及びベルギー、ドイツ、ルクセンブルク、英国、ポルトガルなどの国々と、ITCにより資金が提供されている。

ドイツはモザンビーク、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カンボジアでの地雷原テストプロジェクトに約513万ドルを割り当てた。スウェーデンはクロアチアでのスウェーデン製機械式地雷除去機器のテストを援助した。ボスニア・ヘルツェゴビナではいくつかの外国製の機器がテストされている。ノルベジアン・ピープルズ・エイドは技術開発ワークショップ

プと共同で様々な機械式地雷除去機器の開発に関わっている。リトアニアでは1994年以来、地中の物体の位置を突きとめ、その正体を特定できるシステムの集中的な開発が行われている。

米国国防総省には既存の技術と機器を研究、試験し、改造する人道的地雷除去(HMA)研究開発プログラムがある。米国の研究開発予算は全HMA資金の約22パーセントを占めている。(1999年の1,800万ドルを含め現在まで約6,400万ドル)カナダでは、1999年から2001年までの会計年度における研究開発のための総予算は170万米ドルであり、これは地雷除去技術カナダセンター(CCMAT)に与えられている。その最大の貢献は、機器のテストと評価の際に使用される「代用」地雷を開発したことであろう。

オーストリア国防科学技術機構(政府が資金提供)は地雷探知と無害化に今後5年間2,426,000米ドルを費やす予定だ。1999年から2000年にかけての研究プログラムは、除去作業要員のニーズ、地雷除去のための現在の道具や方法、新しい道具の評価、地雷除去コストのより正確な見積り方法の開発などを調査することである。南アフリカのメッカム社は28年以上も地雷問題に関わってきた。1999年3月米国国防総省は鼻で地雷を嗅ぎ分ける電子犬の実地試験のために、メッカム社に494,000ドルの資金を提供する契約を結んだ。南アはまた地中レーダー、赤外線および金属探知センサーからなるマルチセンサー地雷探知機一式の研究をしている。

4. 地雷犠牲者と生存者への援助

1999年3月から2000年5月までの報告期間中、ランドマイン・モニターは71ヶ国で(註17)地雷とUXOによる新たな犠牲者が出たとみている。LMリサーチャーはまた、国際的には主権国家として認知されていないが、地雷被害が甚大であるために特別の精査を受けている9つの地域(註18)における地雷負傷者の登録を行った。

4.1 問題の規模

昨年(1999年)の地雷による新たな負傷者(発生率)を完全に把握することは、既に存在する世界中の地雷生存者数を全て数える試みと同じく困難を極める。情報収集は依然難しく、全世界での一年間の地雷犠牲者の正確な数を把握するのは不可能である。然しながら、1999年-2000年に収集された情報によれば、地雷が依然として被害甚大、且つ無差別の脅威であり続けていることが明らかである。

次頁の表に示した通り、1999年-2000年も地雷による災禍は世界各地で未だに起こり続けている。サハラ以南のアフリカで22ヶ国、ヨーロッパと中央アジアで17ヶ国、アジア・太平洋地域で15ヶ国、中東および北アフリカで12ヶ国、そしてアメリカ大陸で5ヶ国が挙げられる。

* (p・23 写真注)

孫を抱く地雷生存者。コロンビア、カリブ地方

ボリヴェル郡 (Department)、シミティ地区 (Municipality) にて。

更に、地雷のない国の出身者にも地雷の犠牲者が居る —— 軍事行動、平和維持、若しくは地雷除去活動のため海外に派遣された人々である。これにはオーストラリア、バングラディッシュ、ベルギー、ブラジル、カナダ、コスタリカ、デンマーク、エジプト、フィジー、フランス、ドイツ、イタリア、ケニア、リベリア、リトアニア、マレーシア、モルドバ、ネパール、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、ロシア、スペイン、トルコ、英国、ウルグアイ、ジンバブエ、マラウイ、セネガル、アルゼンチン、ベラルーシ、ウクライナ、及び ウズベキスタンからの犠牲者である。

地雷による災禍が、1999年 - 2000年に起こった武力紛争中に当然発生している一方、ランドマイน์・モニターは、地雷負傷者が発生した 71ヶ国中多数の国 (39ヶ国) で、1999年 - 2000年には如何なる武力紛争もなかったことを指摘している。最近武力紛争が終結した国もあるがその他多くでは、紛争の終結は10年以上前であった。平和になってから以降の民間人の負傷が地雷負傷者の大部分を占め続けているのである。

負傷者数の報告は概して大まか且不完全であるのだが、ランドマイน์・モニター報告 2000の国別報告に見られる記録を以下に掲げる。尚、以下に示す全てが同時期のものではないこと、ある国では特定の地域の負傷者についてのみ触れているものもあることを踏まえておくことが重要である。

- ・ アルバニアでは、1999年6月から2000年7月迄に負傷者136人を記録。
- ・ アンゴラでは、1998年半ばから2000年迄に負傷者1004人を公式に記録。
- ・ ボスニア・ヘルツェゴビナでは、1999年の負傷者は94人であった。
- ・ ビルマでは、1999年の推定負傷者数は1500人であった。
(ビルマの国名の表記を原文通りとした。)
- ・ カンボジアでは、1999年に負傷者1012人を記録。
- ・ チェチェンでは、1999年及び2000年に犠牲者数百人を報告。
- ・ コロンビアでは、1999年に63人、2000年上半期で犠牲者35人を確認。
- ・ クロアチアでは、1999年に地雷による負傷者51人を報告。
- ・ ジブチでは、1999年から2000年初頭迄に負傷者69人を記録。
- ・ エリトリアでは、1994年から1999年半ば迄に負傷者504人を報告。
- ・ エチオピアでは、1998年から1999年迄に死亡者100人を報告。
- ・ ジャムーン・カシミール地方 (インド) では、1999年に民間人の負傷者835人を記録。
- ・ コソボでは、1999年6月から2000年5月迄に負傷者492人を記録。
- ・ ラオスでは、1999年に負傷者102人を報告。

- ・ レバノンでは、1999年に負傷者50人、2000年6月迄に負傷者 少なくとも35人。

第4表 1999年 - 2000年における地雷、不発弾の犠牲者が出た国々と地域

Mine and UXO Victims in 1999 and 2000				
AFRICA	ASIA-PACIFIC	AMERICAS	EUROPE CENTRAL ASIA	MIDDLE EAST NORTH AFRICA
Angola	Afghanistan	Chile	Albania	Algeria
Burundi	Bangladesh	Colombia	Armenia	Egypt
Chad	Burma (Myanmar)	Ecuador	Azerbaijan	Iran
Djibouti	Cambodia	Nicaragua	Belarus	Iraq
DR Congo	China	Perú	Bosnia-Herzegovina	Israel
Eritrea	India		Croatia	Jordan
Ethiopia	Korea, DPR		Cyprus	Kuwait
Guinea Bissau	Korea, RO		Estonia	Libya
Kenya	Laos		Georgia	Lebanon
Mauritania	Nepal		Kyrgyzstan	Oman
Mozambique	Pakistan		Latvia	Syria
Namibia	The Philippines		Moldova	Yemen
Niger	Sri Lanka		Russia	<i>Golan Heights</i>
Rwanda	Thailand		Tajikistan	<i>Northern Iraq (Iraqi Kurdistan)</i>
Senegal	Vietnam		Turkey	<i>Palestine</i>
Sierra Leone			Ukraine	<i>Western Sahara</i>
Somalia			Yugoslavia, FR	
Sudan			<i>Abkhazia</i>	
Tanzania			<i>Chechnya</i>	
Uganda			<i>Kosovo</i>	
Zambia			<i>Nagorny-Karabakh</i>	
Zimbabwe				
<i>Somaliland</i>				

- ・ モザンビークでは、1999年に負傷者60人を記録。
- ・ ナミビアでは、一地区にて1999年12月から2000年5月中旬までに負傷者89人を報告。

- ・ パキスタンでは、バジャウール地域にて犠牲者405人を確認。
- ・ フィリピンでは、2000年に地雷による負傷者33人を報告。
- ・ セネガルでは、1999年に地雷による負傷者59人が登録。
- ・ スーダンでは、チュックダムで負傷者51人を発見（1999年から2000年5月）
- ・ 西サハラでは、1999年11月から2000年3月の間に負傷者42人を報告。

ランドマイン・モニターの調査によると、1999年 - 2000年の負傷者率は、新たな武力紛争、またはその拡大により、アルバニア、アンゴラ、ブルンジ、コンゴ民主共和国、チェチェン、エチオピア、エリトリア、コソボ、レバノン、ナミビア、及び フィリピン等の国と地域において増加を見た。

しかしながら、地雷の影響が深刻だった他の何カ国かにおける負傷率は減少の様相を呈しており、アフガニスタン、ボスニア - ヘルツェゴビナ、カンボジア、クロアチア、モザンビーク、セネガル、ウガンダ等幾つかの国では、特に大きく減少している。

- ・ アフガニスタンでの負傷者率は現在毎日5～10人であり、1998年の10～12人より減り、1993年の20～24人からは大きく減少した。
- ・ ボスニア - ヘルツェゴビナで1999年に記録された負傷者数は94人であり、1998年の149人、1997年の286人、1996年の625人から減少した。
- ・ カンボジアにおいて、LMリサーチャーは1999年に1012人の負傷者を登録した。これは、1996年の3046人、1998年の1715人、からの減少である。
- ・ クロアチアで1999年に報告された負傷者は51人であり、1998年の77人から減少した。
- ・ モザンビークで1999年に記録された負傷者は60人であり、1998年の133人から減少した。
- ・ セネガルで1999年に登録された地雷による負傷者は59人であり、1998年の195人から減少した。
- ・ ウガンダで 反対派 ADF が最も活発なカセセ地区における負傷者は1999年には1人のみであり、1997年の17人、1998年の28人から減少した。

負傷者率は他の国でも同様に減少したように見受けられるものの、入手可能な具体的データはない。この減少の理由として、停戦や和平の合意達成、若しくは武装兵力の衰退等を含む、多くのことを考えることができるであろう。しかし、これらの国々の幾つかにおいて、大規模な地雷廃絶行動計画が進行中であることは特筆すべきである。地中からの地雷除去の増加、地雷回避教育の増加が、本当の効果を持ち始めているようである。

1999年 - 2000年までに地雷による負傷が起きた71ヶ国9地域以外にも、ランドマイン・モニターは30ヶ国以上に地雷犠牲者が存在することを発見した。そのことは、仮に1999年 - 2000年については負傷者に関する情報がなくとも、1998年、若しくはそれ以前に犠牲者が登録されていたのだ。言い換えるなら、これらの国々には生存者はいるが、新たな負傷者は報告されなかったのである。新規と既存を組み合わせると、世界中の半分以上の国々が地雷の蔓延と生存者の問題をかかえていることが窺える。

4.2 各国政府の犠牲者支援

対人地雷全面禁止条約は、その第6条3項において「締約国は、可能な場合には、地雷による被害者の治療とリハビリテーション、社会的及び経済的復帰並びに地雷回避教育のための援助を提供する」ことを求めている。

1999年に地雷犠牲者支援を実施した国は、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、スイス、英国、米国である。その他、地雷犠牲者支援を含む国際的な援助事業や基金に貢献した国々は、チェコ共和国、リヒテンシュタイン、モーリシャス、ニュージーランド、ポーランド、ポルトガル、カタール、スロヴァキア共和国、スロヴェニア、南アフリカ、スペインであった。

地雷廃絶運動のために資金提供した国々のほとんどは、犠牲者のための支援額の合計を明らかにしていない。多くの国々の方針は、地雷犠牲者支援を人道的な地雷廃絶運動の一環として考えるということである。異なる複数の省（外務省、開発省、など）から拠出されたであろうこうした支援は、地雷による被害を受けた国々、多国間援助の組織（国連関係機関）、NGO、あるいは開発を担う団体へと直接提供されている。

4.3 地雷犠牲者支援の構成要素

地雷犠牲者支援に携わる当事者は、地雷犠牲者支援活動の具体的内容として、一般に以下の活動をあげている。

（註19）

- ・ プレ・ホスピタル・ケア（病院到着前の応急処置および傷の処置）
- ・ ホスピタル・ケア（医学的治療、外科的手術、イン・コントロール）
- ・ リハビリテーション（理学療法、義肢および補装具の装着、心理面のサポート）
- ・ 社会的・経済的復帰（社会組織への参加、技能・職業訓練、収入向上プロジェクト、スポーツ）
- ・ 障害者のための政策とその実施（教育および社会啓発、障害者のための法律）
- ・ 健康と社会福祉のための監査・調査能力（データ収集、処理、分析、および報告）

4.4 地雷被害国の地雷犠牲者支援能力

地雷犠牲者のニーズを満たすだけの支援提供能力は、国によって異なる。各国の社会経済的健康度を測る一つの指標として、人間開発指数（HDI, Human Development Index）（註20）がある。1999年に地雷による事故を報告している71の国々のうちでは、わずか5カ国のみがHDIで高い点数を示したに過ぎない。すなわち、それらの国々では地雷による被害が最小限にとどめられているということが言える。アフリカ諸国においては、地雷による被害を受けた国々のうち、ほぼ全ての国がHDIで低い点数を示している。アフリカ以外の他の地域でも、地雷被害を受けた地域ではHDIは低いか中間の点数を示している。地雷による負傷者が多く、しかも発展途上にある国々——たとえばカンボジア、アフガニスタン、あるいはアンゴラ——においては、より負傷者の数が少なく、かつHDIがで高い国々に比べて、明らかに地雷犠牲者支援が大きな課題となっている。

4.5 地雷事故が報告された国々における障害者のための法律および政策

公式に認められた、障害者のための法律および政策は、障害のある人々に機会の均等を保障するために、極めて重要なものである。そのような法律の整った国に住む地雷犠牲者は、それらのない国に住んだ場合よりも望ましい援助を受けられることが期待できる。残念なことに、1999年から2000年にかけて、地雷事故が報告された71の国々のうち、障害者のための明確な政策あるいは法律が制定されているのは32ヶ国だけである。具体的な障害者のための法律が制定されていない国々（特に、比較的新しい国家）では、障害者をあらゆる場における差別から守ることについての条項を、障害者問題を広く知らしめるための第一段階としてその憲法の中に盛り込んでいる場合もある。すべての人々に対して均等な機会を保障するために、具体的な修正条項を含んだ、一般的な法律を使っている国がある。たとえ政策や規約が存在していても、それらはしばしば長い時間をかけて、多くの困難を経て実行されていくのが現状であり、地雷犠牲者のための支援についての規約および政策という側面においては、より大きな進展が必要であるのは明白な事である。

アフリカ内で障害者のための明確な国家政策を持つ国は、ウガンダとナミビアである。南アフリカ、ウガンダそしてモザンビークは障害者のための国内法を持っている。ケニア、ルワンダ、そしてセネガルは新しい法律を制定しようとしている過程にある。タンザニアには、国内の障害者の関係団体がある。しかしながら、アフリカ諸国のうち半数以上が障害者のための法律あるいは具体的な政策を持っていない。

アジア・太平洋地域においては、被害を受けている国々のうちの半数が、障害者のための法律を持っている。カンボジアでは政府が、障害者を法的に守るための保障をすることに力を注いでいる。カンボジア、パキスタン、そしてフィリピンには障害者の支援団体がある。

ヨーロッパにおいては、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、ユーゴスラビア、そしてエストニアが障害者のための法律を持っている。ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、そしてキプロスは障害者の関係団体を持っている。

中東および北アフリカでは、エジプト、ヨルダン、そしてイラクには障害者問題に関する事項を具体的に述べた法律を持っている。イスラエル、パレスチナ、そしてイエメンは現在ある法律と政策の見直しを進めている途中である。この地域においてはいずれの国も障害者関係の委員会を持っていない。

旧ソ連諸国においては、ほとんどの国々が障害者のための法律があるが、障害者関係団体を持っているのはベラルーシとウクライナだけである。旧ソ連全域に共通して、法律の実施のいかんは、行政の経済的能力に左右される。その一例として、チェチェンにおいては障害者に対する法的保護が、一般の保健活動や社会福祉活動が衰退すると、平行して同程度の規模に縮小されてしまったのである。

4.6 医療への援助、および社会的・経済的・社会的復帰への援助の能力

地雷犠牲者支援の分野に国家がどのような取り組んでいるかを十分に理解するためには、緊急時の医療ケアから始まり、犠牲者の社会的・経済的復帰が完全で安心できるものに確保されるまでの長期間にわたって、広範囲の指標を設定し考慮する必要がある。有効な指標としては、各国の一定期間にわたる人口構成を背景とした犠牲者についての情報、事故の結果発生した医療上及び社会的ニーズ、物理的及び財政的側面から見た、サービスの受けやすさがあげられる。このような詳細なデータがどの国でも得られる訳ではないが、何点かの考察は可能である。

4.6.1 プレ・ホスピタル・ケア（緊急医療処置）

ランドマイン・モニターは、71カ国及び地雷の被害を受けている9つの地域のうち、11について、プレ・ホスピタル・ケアの状況に関する情報を得ている。ジブチ、エリトリア、チリ、コロンビア、ニカラグア、タイ、ベラルーシ、アルバニア、アゼルバイジャン、イスラエル、シリア及びゴラン高原においては、物理的・地理的条件に差があるが、応急処置施設が存在する。金銭的条件についての情報はほとんど得ていない。

その他多くの、地雷事故が起きている国や地域においては、前記の施設は存在していないようである。この状況は、チェチェンやコンゴ民主共和国のように、多くの負傷者が存在すると推定される場所において、特に深刻であろう。

その他の国々からは、プレ・ホスピタル・ケアに関する情報は寄せられていない。しかし、地雷の多い地域においては特に緊急処置をすることは難しく、病院への搬送がしばしば問題になるという点は、触れておくべきであろう。

4.6.2 ホスピタル・ケア（医学的治療、外科的手術、ペイン・コントロール）

ホスピタル・ケアに関してランドマイン・モニターに集められた情報は、犠牲者支援にあたる多くの当事者によって既に強調された何点かの傾向を裏付けるものである。

- ・ 地理的条件：医療施設の大半は都市中心部にあるが、通常、遠隔地が地雷に最も汚染されている。
- ・ 財政的条件：地雷の影響を受けている国々の経済状態が、地雷犠牲者に適切なケアを行う上での障害になっている。
- ・ 政治的・軍事的束縛が、もうひとつの障害である。
- ・ 地雷の被害を受けている地域の近隣で働き、都市部の公共施設を支援している国際機関やNGOは、上記の悪条件を有利な条件に変えるための援助が可能である。

1999年、アフリカでは全ての政府が、主に大都市において医療を提供した。農村部の医療施設では、しばしば人員、設備、医薬品が不足した。通常、軍の医療施設の方がよい設備を有し、時には、民間人の手当ても行っている（アンゴラ、ブルンジ、ニジェール、セネガル、ウガンダ）。地雷被害地域の半数において、犠牲者自身が病院の費用を負担している。地理的、経済的に病院の医療サービスを受けることができない犠牲者は、伝統的な医療に立ち戻るかもしれない。1999年、アフリカの多くのNGOは、政府の医療サービスへの支援を提供し、また質的向上を実現して大きな変革をもたらした。

アメリカ大陸においては、チリにおける医療サービスの報告がある。コロンビア、エクアドル、ニカラグア、そしてペルーにおいては、地雷が埋設されている地帯から離れた都市中心部のみが、医療インフラの恩恵を受けている。

アジア・太平洋地域においても、地雷犠牲者のための医療サービスは、地雷が埋設されている地帯から離れたところにある。地雷被害国の半数以上においては、犠牲者自身が医療費を負担する。1999年、アジア・太平洋地域のNGOは、公共医療サービスに大きく貢献した。

旧ソ連及び中央ヨーロッパの地雷の被害を受けている国々においては、近代的な保健医療サービスを受けることができる施設は、都市部に位置している。ほとんどの国から、病院の費用についての情報がない。更に、チェチェンは、医療インフラが破壊されてしまったために、最悪の状況に直面している様である。

中東及び北アフリカにおいては、全ての国に医療サービスが存在している。イラクでは、地雷犠牲者にとっても一般の人々にとっても、国際的通商の禁止が医療への障害になっている。

4.6.3 リハビリテーション（理学療法、義肢、補装具及び心理面のサポート）

政府のリハビリ施設は、通常長い順番待ちであり、有料である。こうした現状では、地雷犠牲者は施設に行く事が出来なくなる。NGOは、タイミング良く無料あるいは金銭的に補助をして義肢等を提供し、大きな援助を行ってきた。政府の援助事業に被害者の心理的サポートはほとんど入っていない。多くの国々では、地雷の被害地域は遠隔地にあるのにもかかわらず、これらの事業は首都や大都市に集中している。CBR（地域参加型リハビリ

事業)は、村落の犠牲者に援助を行い、この状況を補っている。また、軍の犠牲者に対するリハビリ・サービスは大変恵まれているが、民間人はそうではないということも付け加えなくてはならない。これは、中東、アフリカ、アメリカ大陸に関して言えることである。

アフリカでは、情報が得られていないソマリアを除いて、地雷の影響を受けている全部の国が、リハビリ事業を行っている。しかし、施設が限られた数であり、大部分の犠牲者にとっては恩恵を受けることのできないものである。これは特にアンゴラ、ジブチ、エリトリア、シエラレオネ、セネガルのカサマンズについて言えることである。ブルンジ、エリトリア、モザンビークにおいては義肢が無料で支給され、ケニア、ルワンダ、ウガンダにおいては金銭的に補助される。多くのNGOや民間団体が義肢を無料で提供している。国内で義肢を生産していないジブチは、高い値段で輸入しなければならない。ナミビア及びシエラレオネにおいては心理面のサポートが行われている。モザンビーク、ウガンダ、ジンバブエにおいてはCBR(地域参加型リハビリテーション)が実施されている。

中央・南アメリカにおいては、一般的にリハビリ事業は政府によって行われている。例外はホンジュラスである。コスタリカやニカラグアでは一般の犠牲者に対して、コロンビアでは障害を負った兵士に対して、心理面のサポートを行っている。これらの事業はこの地域の首都や主要都市に集中している。コスタリカでは、リハビリ事業はほとんど無料である。コロンビアでは、義肢や、それに付随する調整器具を入手するのが困難である。CBRが進展しているのは、ニカラグアのみである。

アジア・太平洋地域では、ラオスを除いて、政府がリハビリ事業を行っている。しかし、これらの事業は十分なものでなく、NGOからのかなりの支援を必要とする場合がしばしばである。これは特に、アフガニスタン、ビルマ、カンボジア、スリランカにおいてである。カンボジアにおいては、数々のNGOのおかげで、すべての事業は無料である。パキスタン、タイ、ベトナムでは犠牲者が自分のリハビリの費用を負担している。アフガニスタン、中国、ベトナムの政府は、CBRを実施している。

ヨーロッパでは、リハビリについてのデータが入手可能な全ての国が、リハビリ事業を行っている。アルバニアおよびユーゴスラビアでは、事業は首都のみにおいて行われている。アルバニアでは国際赤十字委員会(ICRC)によって、そしてユーゴスラビアでは政府によって、無料でサービスが提供されている。ボスニア・ヘルツェゴビナにおいてもサービスを受けることは一般的に可能であるが、犠牲者自身が費用を負担しなくてはならない。クロアチアでは、ひっ迫した人々はある程度のリハビリ・サービスを無料で受けることができるが、より適切なケアを受けるためには、スロベニアまで行く必要がある。農村部において、CBRやNGOは非常に活発である。

ロシアやチェチェンを除く旧ソ連では、すべての国においてリハビリ・サービスを受けることができる。アゼルバイジャンでは首都においてのみサービスを受けることができる。アブカジアやアゼルバイジャンでは、政府がICRCと協力して事業を行っている。しかし、ロシアでは、政府はリハビリ事業をNGOに任せているように思われる。ベラルーシ

においては、義肢は全土において無料で十分に支給されている。ウクライナでは、犠牲者は義肢を手に入れるのに長期間待たなくてはならない。アブカジアでは、政府が犠牲者のリハビリに関する費用を全額負担している。アゼルバイジャンでは政府は車椅子のみを無料支給している。そして、グルジアでは子供達に対して、アブカジアでは住民すべてに対して、不定期ではあるが、心理面でのサポートを行っている。チェチェンのリハビリ事業は崩壊している。

中東及び北アフリカでは、ゴラン高原及びサービスに制限がある西サハラを除いて、全ての犠牲者がリハビリ事業の恩恵を受けることができる。エジプトでは、特に地雷のある地域においてサービスが充分でない。義肢は有料である。軍関係の犠牲者は、民間人と比較して、恵まれたサービスを受けることができる。医療機関に行く条件（受けやすさ）は、特に西サハラでは制限されているが、イエメンでは状況が改善されている。イスラエル及びクウェートでは、政府は全ての犠牲者に対して無料で事業を行っており、シリアでも、最貧層については無料である。レバノンではリハビリについての助成金が支給されず、パレスチナ人犠牲者に対する補償も不定期である。

4.6.4 社会的・経済的復帰（社会組織への参加、技能・職業訓練、収入向上プロジェクト、ピア・カウンセリング（先輩障害者によるカウンセリング）、スポーツ）への援助活動

地雷の被害国では、社会的・経済的復帰のための援助活動は実行されていないことがしばしばである。そのような事業が存在する国においても、実際被害に遭っている人々がいるのは農村部であるにもかかわらず、援助活動は都市部において行われている。NGOがこれらの活動の大半を行っており、政府はその財政面での関与を年金に限定する傾向がある。

アフリカでは、12カ国において地雷犠牲者対象の社会的・経済的復帰のための援助活動が報告されている（アンゴラ、エリトリア、ケニア、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、セネガル、タンザニア、ウガンダ、ジンバブエ、ブルンジ）。ジブチには社会復帰プロジェクトがない。地理的に見て、復帰援助活動の恩恵を受けられそうに思われるのはケニアとナミビアのみである。援助活動は一般的に、地雷の影響を受けている人々のいる農村部から離れた所で行われ、首都に集中している。現存する復帰援助活動は、ほとんどが国際機関やNGOによって行われており、概して無料である。アンゴラ、ジブチ、モーリタニア、モザンビーク、ルワンダにおいては、政府によって手当や給付金が支給されており、エリトリアやナミビアでは年金や交付金が支給される。

アメリカ大陸では、地雷犠牲者対象の社会的・経済的復帰援助活動を無料で実施したと報告があったのはエル・サルバドルのみである。コロンビアでは、この様なサービスが明らかに欠如している。エル・サルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、チリにおいては、交付金や給付金が支給されている。コスタリカ及びコロンビアでは年金が割り当てられて

いるが、後者においては軍人のみが対象である。

アジア・太平洋地域では、ほとんどの国の政府がNGOの助けを得て、地雷犠牲者対象の社会的・経済的復帰援助活動を実施した。その国々とは、アフガニスタン、ビルマ、カンボジア、インド、韓国、ネパール、パキスタン、スリランカ、タイである。フィリピンではこのような事業は実施されていない。アジア・太平洋地域では、復帰援助活動の重要性が、他の地域と比較してより理解されているようである。ネパール、スリランカ、パキスタン、カンボジア、中国、韓国では、手当・給付金・年金が支給されているが、受益者は主に軍人である。

ヨーロッパでは、以下の国々が社会的・経済的復帰援助活動を実施した：アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチアである。ユーゴスラビア、アルバニア、キプロス、エストニアは、主に給付金や年金の支給を続けている。

旧ソ連邦の国々では、社会的・経済的復帰援助活動が非常に不活発である。地雷犠牲者対象の復帰援助活動を実施したのはロシア連邦のみである。アブカジア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、チェチェンに関しては、社会的・経済的復帰援助活動に対する努力がなされたという報告がない。ロシア、アゼルバイジャン、キルギスタンにおいては年金が支給されている。

中東及び北アフリカでは、ヨルダン、ゴラン高原、クウェート、シリア、イスラエルが地雷犠牲者対象の社会的・経済的復帰援助活動を実施した。ゴラン高原及びヨルダンでは、地理面でのアクセスが問題である。ほとんどの場合、これらのサービスは政府によって無料で提供される。イエメン、エジプト、イスラエル、クウェートでは給付金や年金が支給される。

4.7 犠牲者支援常設委員会 (SC-VA)

1999年5月にモザンビークのマプトにて開催された対人地雷全面禁止条約第1回締約国会議における最も重要な成果の1つは、犠牲者支援、社会・経済的復帰および地雷回避教育に関する常設委員会 (SC-VA) の設立である。SCには政府、国際機関、NGOからの参加が可能である。1999年から2000年のSC-VAの共同議長はメキシコとスイスが務め、日本とニカラグア(共に2000年9月から共同議長となる。)が報告者として協力した。SC-VAには、少なくとも43カ国、9つの国際及び地域機関が9、22のNGO、13のその他の組織の代表計160人以上が参加した。

SC-VAは以下の必要性を強調した。1)互いの経験の情報交換を促進する、2)地雷犠牲者支援をより広範囲に、より統合して行うための支援をする、3)各国レベルにおいて計画ツールの利用を更に促進する、4)資金配分についての情報を、資金援助者・各国・実施機関のレベルで共有する、5)プログラムの評価のための方法とシステムを作成する。1999年9月と2000年3月に、スイスのジュネーブで行われた2回のSC-VA会議において、重要な成果が得られた。第1回会議では、以下の事項を扱う5つのネットワークグループが設立され

た：1) 情報・データ収集、2) 犠牲者支援報告、3) 犠牲者支援ポルトフォリオの作成、4) ガイドラインへの戦略的アプローチ、5) 資金援助者間の調整 の5つである。SC-VA 第2回会議では、6番目のネットワークとして、6) 地雷回避教育が加えられた。

SC-VA の過程で得られた成果の1つは、「地雷犠牲者」の定義が広いということを明確にしたことである。その他、犠牲者支援は、人道的援助、紛争後の復興、公衆保健衛生のための戦略等により広範な側面と統合されて、展開していくべきだという議論がより多くなされるようになった。犠牲者支援が、障害者問題という側面からも考えられるようになった。地雷犠牲者を、暴力やトラウマの犠牲者、或は他の障害を持った人々から切り離すことなしに、いかに彼ら特有のニーズに応えていくかということが主要な問題である。

全世界の犠牲者支援プロジェクトを、1プロジェクトにつき1ページずつの犠牲者支援プログラムについての紹介記事にまとめてポルトフォリオ（援助プロジェクト紹介ガイドブック）としてまとめる計画も練られた。これは、情報の共有を促進し、援助関係者間の透明性を高め、資金援助のスキ間に焦点を当てることを目的としている。

犠牲者支援と地雷回避教育に関わる多くのガイドラインと方法が集められ、提示された。資金援助者の一致した協力、援助のスキ間の認識・報告方法といった重要な事項で資金援助者間の調整は、一歩前進した。

地雷の影響下にある国々にとっては、援助関係者を1つにまとめ、意思疎通を円滑にし、戦略的計画をし、政策とその実施を調整するために、国内調整団体が必要である。全ての援助関係者が、特に評価の分野において、地雷情報システムの改善の必要性を表明した。

各国に対し、犠牲者支援の実施状況の報告を制度的に義務づけようという提案は SC-VA において特別な議題として取り上げられた。対人地雷全面禁止条約においては、各国が犠牲者支援への貢献について報告する必要性が明記されていないからである。審議の結果、地雷対策活動に関する他の項目と同様の様式（条約第7条による）を使用し、オプション的な報告方法として使用する提案の草案が作成された。具体的な報告の方法については、更に議論されるが、すべての関係団体が、対人地雷全面禁止条約第6条3項の実施について、より効率的・効果的に監視する方法を探ることで合意した。

犠牲者支援に関する情報・データの収集の目的については、再度確認がされた。すなわち、基本となるデータを提供すること、援助活動が公衆保健衛生や社会復帰のためのシステム、人間と社会経済の発達、人々や共同体の日常生活にどのような影響力を与えたのかを量的に測ることである。全ての援助関係者が、特に評価（指標）の分野において、地雷情報システムの改善の必要性を表明した。

SC-VAの第1年目の重要な成果は、広範囲にわたる援助関係者を、対人地雷全面禁止条約の効果的実施に向けて努力を継続させるように仕向け、犠牲者援助と地雷回避プログラムの質を向上させたことである。今後は、犠牲者援助における主要な仲介者の役割を合理的に果たす事に焦点を当てるべきであると提言された。更に SC-VAは、財政面・技

術面・その他必要な資源の間に生ずるスキ間を指摘すること、条約の条項が定める目標に向けての進展の程度を調査することに力を注いでいく。SC-VAの活動をより効果的にするために、将来に向けて、その活動を2つに統合することが提案された。初年度のSC-VAにおける主要提案及びアクション・ポイントを実行に移すこと、夫々の新しいテーマを分析することである。

5. 地雷回避教育

地雷回避教育とは、別名、「地雷と不発弾の回避教育 (MAE, Mine and Unexploded Ordnance Education)」として知られているもので、最も純粋な形での地域レベルの教育プログラムである。住民たちは、地雷埋設地域で日常生活をし、働き、あるいはその土地を通過する、といった被害に遭うリスクの高い行動を余儀なくされている(註 21)。このプログラムは、そのような人々のために現実的な回避方法を考え出したり、提供したりすることを目的としている。これが有効に機能するためには、教育者と被教育者双方向の基本的な情報交換が不可欠である。地雷や不発弾の脅威に日々さらされている状況で、いかにして身を守っているかを地元住民から学び、死傷のリスクをどうすれば最小限に抑えられるかをきちんと認識するために協同して活動に取り組む必要がある。地雷回避教育は、往々にして、地雷や不発弾の影響についての広報活動と混同されがちである。そのような広報活動はそれなりに非常に貴重ではあるが、厳密な意味でそれだけでは、地雷・不発弾の回避教育プログラムとして片手落ちである。

確かに、「地雷回避」という言い方は、やや不適切な名称かも知れない。なぜなら、地域の教育においては、対人、対戦車の地雷だけでなく、偽装地雷、クラスター爆弾、及びその他の不発弾を含むすべての未爆発物を対象として教育を行うべきだからである。さらに地域住民が地雷の危険を十分認識していないのではないかとと思われることが少なくない。多くの場合(註 22)、人々は地雷が仕掛けられていることを知っていながら、あるいは仕掛けられているのではないかと恐れながらも、敢えてその地域に足を踏み入れてしまう。その理由は単なる好奇心とか冒険心、征服心とか、やむなき事情とか実に様々である。しかし、多くの場合、経済的、生存のための動機づけからである。地雷原や森林に入らなければ餓死してしまうという状況では、そこに選択の余地はない。地域住民は地雷原に入り、遅かれ早かれ、死亡とか重傷という恐ろしい被害を受けることになる。この観点からすると、単に「入るべからず」「触わるべからず」といった情報を「専門家」から「無知な人々」に、一方的に流すだけというやり方では殆ど成果は期待できない。

5.1 主な実施団体

様々な国際機関や NGO の中で、この分野で主に活動しているのは、HI (ハンディキャップ・インターナショナル)(註 23)、ICRC (赤十字国際委員会)、MAG (マイン・アドバイザー)

リー・グループ)、NPA (ノルウェー・ピープルズ・エイド)、そしてレッダ・バーネン (Save the Children, Sweden) などである。その他たくさんの国際 NGO、現地 NGO が地雷回避教育プログラムの実施に参画している。国連機関の中では、国連児童基金 (ユニセフ) が中心的働きをしており、UNAMAS (国連地雷対策活動サービス) のニューヨーク事務所には地雷回避教育のための専門員を置いている。

5.2 対象国

現在、地雷回避教育プログラムは、多様な効果を目指し、様々な規模で、以下の国々、地域で実行されている。アフガニスタン、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カンボジア、コロンビア、クロアチア、エルサルバドル、グアテマラ、北イラク、コソボ、ラオス、レバノン、モザンビーク、ルワンダ、セネガル、ソマリア、スリランカ、イエメン。また、エジプト、エチオピア、グルジア (アブハジア)、スワジランド、ウガンダなどの地域では、地元での小規模な教育活動が行われている。このように多くの素晴らしい地雷回避教育プログラムが行われている状況ではあるが、ランドメインモニター・リサーチャーたちは、同様の地雷回避教育が他の地域でも必要であると指摘している。その地域とは、ブルンジ、チャド、チェチェン、チリ、コンゴ民主共和国 (註 24)、ゴラン高原 (註 25)、ヨルダン (註 26)、イラン (註 27)、ビルマ (ミャンマー) (註 28)、ベトナム (註 29) である。当然、これら地域の状況がプログラムを必要としているのか、現在の情勢下において、安全にしかも効果的にプログラムを実行できるかどうかを予備調査によって確認する必要がある (註 30)。

多くの新しい地雷回避教育プログラムが開始されつつある。イスラエル軍が南レバノンから撤退したのをうけて、セーブ・ザ・チルドレン・スウェーデン、セーブ・ザ・チルドレン・アメリカを始め、多くの NGO が、地雷被害者が続出する中、以前安全であった地域での教育プログラムの実行を準備している (註 31)。しかしその一方で、スリランカでは、ジャフナで行われていた国連開発計画 (UNDP) の地雷回避教育プログラムが、戦闘状態の激化にともなって、2000 年の 4 月に活動を一時中止している。

5.3 地雷回避教育のニーズ調査

いかなる地雷回避教育プログラムも、1999 年 5 月に国連機関により採択された「地雷と不発弾の回避教育プログラム」の国際ガイドラインに沿って、詳細なニーズ調査をした上で開始されるべきである (註 32)。適切なニーズ調査を実施することは、地雷回避教育の実践に携わる全ての組織の責任である (註 33)。残念ながら、そのような調査は十分には行われてはおらず (註 34)、時には全くなされていない (註 35)。基礎的なデータなくして、効果的なコミュニケーション戦略を立てることはほとんど不可能である。この戦略とは、その地域の文化に適合し、特定の危険行為に焦点をしばった情報や技術が危険な状況下でも人々の下に伝わるようにするにはどうすればよいかということである。従って地雷回避教

育に係るニーズ調査は、人道的立場から極めて厳しい問題と考えねばならない。危険度の高い行動は何か、どんな人々が危険な行為をしているかなどを分析し、さらに、回避教育の成功のカギを握る言語、文化、及び物流面の要素などをも特定する必要がある。(註 36)

国や地域に実際のニーズの状態とは無関係に、援助資金があるということが主な理由となって、地雷回避教育が開始されたという例が何度かあった。例えばコソボでは明らかに地雷回避教育は必要ではあったが、他の地域と比較して、過剰に資金が使われたことが考えられる。アルバニア系難民がもと住んでいた土地に帰還すると、有り余るほどの NGO が地雷回避教育プログラムに参加しだした(註 37)。2000 年春までに地雷回避教育プログラムに参画した組織は十数団体にもものぼり、コソボは世界で最も地雷回避教育が意識される地域となってしまったのだ。

活動の焦点については、多くの地雷回避教育が時間と資源の大部分を学校の児童に向けている。もともと、子供は地雷犠牲者のほんの数パーセントでしかなく(註 38)、いろいろな状況を勘案しても子供のリスクは極めて小さい。例えばクロアチアの場合は、かなりの資金が学校での地雷回避教育実施に使われたが、1999 年に地雷で死んだ子供はいないし、51 人の死傷者のうち子供はわずか3名だけだったのである(註 39)。調査によると、ラオスやベトナムでも、地雷回避教育を必要としている対象集団は子供ではなく他にあることを調査資料がはっきりと示しているにもかかわらず、似たような現状であることが調査員によって指摘されている。

5.4 方法論

世界中で地雷回避教育を実行するために使われている多くの方法論については、教育学的立場から懸念が指摘されている。「住民主体型」「参加型」「対話型」、さらには、「児童相互学習型」の方法の導入とかが盛んに叫ばれてはいるものの、典型的な地雷回避教育プログラムは一方向的なプレゼンテーションや、マスメディアからのメッセージの提供に依存しているようである。そのようなアプローチは、本来その地域に既存していた方法や知識をわずかに取り上げて啓蒙したにすぎず、現実に危機に瀕している人たちを対象とすることはできない。長期的観点から見ても死傷率への影響はほとんど見られない(註 40)。

多くの場合、地雷回避教育は、テレビ、ビデオ、ラジオ、ポスター、T シャツ、マンガ本など、各種の伝達メディアを使ったものを教材として使用しており、その制作および普及に専念する傾向がある。ランドマインモニターの調査によると、ルワンダでは10万米ドルもがラジオによる地雷回避放送に使われた。このような小国(註 41)においては驚くべき額である。にもかかわらず、これらのメディア作戦の効果のほどは疑問である。2000 年3月にユニセフは、「人道的地雷除去のためのジュネーブ国際センター」(GICHD, Geneva International Center for Humanitarian Demining)からの委任を受けて、地雷回避教育におけるメディアとメッセージに関して複数の国で研究を行う意向を表明した。本稿の時点ではまだその研究は始まっていない。また、現在6カ国で行われている「地雷危機に関

する学習教材」を使った授業に関するハンディキャップ・インターナショナルの研究結果が待たれるところである。

スーパーマンのマンガに対し、技術面において的確さを欠き、文化的にも不適切なのではないかという強い懸念が集中されている。グアテマラでは、このマンガは数あるメディアを使った教材の中で効果的な教材としてかなり一般的に使われていた。しかし、全体的に見ると、人々の反応は極めて否定的であった（註 42）。その結果、ボスニア・ヘルツェゴビナ用のオリジナル版は流通業者から引き上げられた。また、スペイン語版はコロンビア（註 43）では広まらなかった。モザンビーク用に計画されたものは、少なくとも今はまだ棚上げ状態である。コソボで独自に行われたマンガ本スーパーマンの効果に関する実験結果によると、10-14 才の子供には適しているが、7-9 才の子供には不適切という結果が出た。この年代では、逆に不正確で危険なメッセージとしてとらえられてしまうようだ。これは、上級生用教材として限定的に教室で配布され、学校での地雷回避教育カリキュラムの一環として部分的に推薦された。2000 年の初めに ICBL はユニセフの事務局長キャロル・ベラミーに対して、スーパーマンのマンガによって起こる文化面、技術面での問題点を公開するように公式に依頼した。

子供たちを地雷や不発弾から守ろうということに関心が集まった結果、1999 年、「児童相互学習」というトレーニング方式が、地雷回避の教育用語の中に急速な勢いで入り込んできた。そして、多くの組織が「児童相互学習」方式を自らの教育プログラムに導入しようと主張した。それがもっとも顕著だったのはコソボである（註 44）。しかし、多くの場合その内容は、「ある子供が他の子供に教える」という程度でしかなく、本来の概念である「参加型方法論」にはほど遠いものであったと思われる。この概念はロンドンの Child to Child Trust で開発されたもの（註 45）であるが、従来どおりの教える側からのみのアプローチと、機械的暗記という学習方法がなされている状況においては、「児童相互学習」というやり方は、子供と教師が自発的に取り組む自由が与えられる。確かに訓練にはかなり時間を要するし、労力を要する作業ではある。

より多くの国で、参加型の地雷回避教育が、単に叫ばれるだけでなく実践されつつある。ICRC はボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、コソボで地域レベルでの地雷回避教育プログラムを実践するにあたり、その教育内容を十分に検討した上で、夫々の国レベルの地雷除去活動調整のプロセスを支援するうえで不可欠な、データ収集の要素を含んだ教育プログラムを開始した。コソボでは住民自らが地雷回避教育担当のボランティアを選抜している。その仕事内容は、地域にとって価値ある情報を連絡し、地雷やクラスター爆弾の事故や発見に関する情報をもとに地元の地雷回避教育チームを変革していくことである。

5.5 データの収集と分析、統合と調整

地雷活動団体が地雷除去活動プログラムを立案する際に、社会経済的データとその分析が重要であることを認識しはじめるとつれて、地雷回避教育に他と比較して効果がある方

法を開発する必要性が明らかになった。地域レベルが主導する地雷回避教育によって、地雷除去やマーキングなどの優先順位をつけることや、未だに満たされていない地雷犠牲者支援のニーズ（註 46）を特定することに役立つデータや、対人地雷の禁止とその実施の支援に関する情報を提供することなどに役立つ量的、質的に貴重な大量データを少なくとも理論上は獲得することができる。

たとえば、地域の地雷地図作りの作業には、地元の連絡員が参加して、日常生活にに対する地雷と不発弾の影響を明らかにし、現在の地域へのアプローチや問題対処のメカニズムを特定するために、様々な対象団体と共に活動している。こうやって得られたデータは他の地雷除去作業の優先順位をつけることに役立つ。このことから、コソボでは初めて、地雷回避教育チームが優先事項設定の過程に直接関与できるようになった。コソボ州のあちこちの KFOR (NATO コソボ平和維持軍) の担当地域で地雷除去活動会議が毎週開かれたおかげである。しかし、地雷回避教育においては地雷対策活動情報管理システム (IMSMA、Information Management System for Mine Action) の構成強化の必要性が明らかである。このことは、ICBL が 2000 年 3 月に開かれる SC 会議に向けて提出した提案の一つであった。

5.6 トレーニングと職員の選考

1999 年から 2000 年初めにかけて、ユニセフは、地雷回避教育のプログラム・マネージャーと地域の地雷回避教育世話人向けに作業前トレーニング・モジュールの開発を支援した。このような包括的なトレーニング・セットが用意されたのは、おそらくこれが最初である。これは、主にユニセフの事業とその責任者を対象としたものではあるが、実はさらに幅広い効果を生み出せる。ユニセフは、地域訓練ワークショップを今後 2 年間にわたり開催することを目標としている。このプロセス自体有効な専門的技術網を拡張させることであり、それによって職員の能力を強化しようというものである。

トレーニングと連携して、職員の選考も重要な問題である。特に地域と直接関わる地域の地雷回避教育世話人の選考は重要である。過去においては、軍関係者や技術的な知識・経験のある人材が好まれる傾向があった。しかし、これがかえって逆効果になる場合もある。というのも、地雷専門家は、自分達がどのくらい武器に詳しいかを誇示したいという衝動を抑えることが時には出来なくなる。コソボでは、KFOR (コソボ平和維持軍) が地域の学校で、「兵士から子供へ」の教育プログラムを実行しているが、国連コソボ地雷除去活動調整センター (UN Mine Action Coordination Center) は、このプログラムの実施を終わらせようとしている。ラオスでも他の国と同様に、アメリカ軍心理療法職員が地雷回避教育チームのトレーニングに関わっているが、このような軍事的形式のアプローチが地雷回避教育のような地域密着型のプログラムにどの程度適切であるかは疑問の余地が残るところである。ニカラグアのランドマインモニターのあるリサーチャーは、「兵士は教師ではない」と語っている。

5.7 モニタリングと評価

地雷回避教育に多額の資金が注がれたにもかかわらず、(毎年500万米ドルから、1000万米ドルと見積もられる)、驚いたことに、ドナーは有効性の実質的な証拠の提示にはさほど固執しない(註47)。現在まで、活動の有効性と効果は、主にポスターの印刷枚数や回避教育を実際に受けた人数によって立証されてきた。確かにこれらの情報はプログラムの責任者にとって価値あるものではあるが、ここからは、地域住民にどんな行動の変化が生じたか、安全に関する情報はきちんと学習され、内面化できたかという点への広がりはない。

同様に地雷対策活動組織(特に地雷除去関連組織)全体としても、地雷対策活動内における地雷回避教育の純粋な役割だけでなく、その本来の役割、つまり、地雷対策活動のその他3つの「柱」、すなわち地雷除去(調査とマーキングを含む)、地雷犠牲者支援、地雷廃絶運動の有効性を高めるために地雷回避教育が貢献しているか、ということを示してほしいのである。

地雷活動組織は、地雷回避教育の価値を評価することがいかに重要であるかを認識しはじめている。ユニセフはアンゴラやカンボジアにおいて地雷回避教育プログラムの詳細な評価を依頼した。また、エチオピアやラオスにおいては、将来にわたる評価をすることが計画された。1997年には、アフガニスタンにおいて、地雷回避教育の価値の国家的な評価がカナダ組織CIETによって実施された。レダ・バーネンはイエメンで支援しているプログラムの評価を始めている。そして、ボスニア・ヘルツェゴビナでは学校における地雷回避教育の内部評価が、2000年秋には実施される予定である。しかしながら、多くのプログラムは1年1年活動が引き継がれているだけで、彼らが教育を行っている地域について責任ある説明は行わない。

地雷回避教育プログラムのモニタリングと評価のために国際的なガイドラインを作ることはICBLも提案しており、2000年3月にはSC-VAでも要求として出された。このことを受けて、ユニセフは、2000年の終わりまでに、第一草案を出す計画である。ユニセフは、2001年に、この問題について技術分野に関する大規模な会議を開く予定であるが、それに先駆けて、ガイドライン作りに着手する予定である。(註48)

5.8 将来の課題

専門的になってしまった地雷回避教育は紆余曲折しながらゆっくりとした速さで進んでいる。これをいかにして加速させるかということが2001年に向けての全体的な取り組みの課題である。これには関係する全ての組織がそれぞれの分野で主体的にプログラムに参加する必要がある。どの組織も自己満足的態度は許されないのである。

地雷リスク教育プログラムを使った授業は現在6カ国で利用されているが、これについてのハンディキャップ・インターナショナルの研究は、地雷回避教育における有効な方向付

けを示すものとして役に立つであろう。地雷活動をめぐる様々な状況のもと、ICBL は、UNMAS に対し、地雷回避教育と犠牲者支援の統合について研究することを呼びかけており、それは迅速に実行に移されるべきである。その一環として、ユニセフは、地雷回避教育用国際ガイドラインの採用と、そのガイドラインを有効に機能させるための訓練モジュール作りに熱心に取り組んでいる。地雷回避教育をどのようにモニタリングし評価するか、どのように実地テストの道具やメディア、メッセージを利用するかについての指導は、地雷回避教育プログラムのための最小限度の国際標準と、質の高い組織の認定と同様に極めて有益であろう。

地雷回避教育プログラムが必要とされる国、地域は、チリ、コンゴ民主共和国、ゴラン高原、ヨルダン、イラン、ビルマ（ミャンマー）、ベトナムなどである。そこには、このようなプログラムがないので、詳細な調査を質の高い機関によってできるだけ早急に実施しなければならない。最後に、地雷回避教育は地雷除去活動のその他の「柱」、及び地雷問題以外の緊急救援や開発協力事業との調整、統合を強化するなかで進めていかなければならない。つまり、飲料水や衛生問題、食糧確保の活動、HIV/AIDS 教育プログラムなどと連携しあうことである。地雷回避教育プログラムが独自に行われる日々は、早晩終了したいものである。

6. 地雷対策活動への資金援助

地雷対策活動への経済的支援について追跡調査を行うことは、その透明性と報告の仕組みが（註49）改善されたにも関わらず今もなお非常に困難である。報告や、資金調達の系統及び方法には非常に多くの形態があり、また多くの機関及び関係者や、複数の活動の内の一つとして地雷対策活動を含む総合的事業がかなり存在する。にもかかわらず、ランドマイン・モニターの調査結果を見ると、世界的規模の資金調達の実態がうかがえる。ランドマイン・モニターは1993年から1999年にかけて、8億ドル以上が地雷関連活動に使われた事を確認している。1999年には、2億1100万ドルが17の援助国により地雷対策活動に割り当てられたことを確認した。

援助国すべてからの援助金が把握されていないためでもあるが、この数字は1999年現在における世界的規模の地雷活動資金の総額にはほど遠い。また、EU（欧州連合）からの地雷活動資金1億3000万ドル（1999年の約1500万ドルも含む）も総額から除外されている。その理由は、援助国がEUへの援助金を国内地雷活動費用の一部として報告している場合があるからである。またランドマイン・モニターは、可能な場合、地雷除去技術及び機器の研究開発費を別にリストアップして置いて、この総額には加えていない。この総額にはまた、（現金にでなく）これらの援助国からの現物供与、また他の援助国によるかなりの現物寄付は含まれていない。犠牲者支援は、可能な場合は含まれているが、主要な援助国からの拠出の中で、犠牲者支援だけを他の援助項目と分けられない

場合もある。

統計では、地雷対策活動資金は1997年には1億300万ドルであったが、1998年には、1億5800万ドル、そして1999年には2億1100万ドルとなり、急速な増加を示している。1998年から1999年の5300万ドルの急上昇は、主に英国（1880万ドル）と米国（1820万ドル）による大きな増加によるものであり、またカナダ（550万ドル）、日本（480万ドル）、ドイツ（130万ドル）そしてオーストラリア（100万ドル）における大きな増加もその要因になっている。さらに1999年には5つの援助国（オーストリア、ベルギー、フランス、アイルランド、スイス）が加わり、前年には達成できなかったこの数字となった。

6.1 主な地雷対策活動援助国

すべて数字はUSドルである。特に注記のない場合、数字は犠牲者支援資金を含んでいる。可能な場合、数字は研究開発費あるいはEUへの分担金を含んでいない。

*アメリカ合衆国 2億2390万ドル

1999	6310万ドル
1998	4490万ドル
1997	3080万ドル
1996	2980万ドル
1995	2920万ドル
1994	1590万ドル
1993	1020万ドル

数字は犠牲者支援資金を含んでいない（註50）。米国は地雷対策活動計画への拠出は、研究開発費を除き、2000年度には、7960万ドルになるだろうと述べた。

*ノルウェー 8830万ドル

1999	2170万ドル
1998	2080万ドル
1997	1670万ドル
1996	1350万ドル
1995	1160万ドル
1994	400万ドル

*英国 6390万ドル

1999-2000	2570万ドル（註51）
1998	690万ドル
1997	670万ドル

1996	630万ドル
1995	690万ドル
1994	630万ドル
1993	510万ドル

数字は犠牲者支援資金を含んでいない。更に、EU地雷活動プロジェクトへの英国の拠出金は総額2650万ドルになる。

*スウェーデン 6360万ドル

1999	1150万ドル
1998	1660万ドル
1997	1190万ドル
1996	1040万ドル
1995	510万ドル
1994	260万ドル
1993	550万ドル

*ドイツ 5380万ドル

1999	1140万ドル (註52)
1998	1010万ドル
1997	490万ドル
1996	790万ドル
1995	80万ドル
1994	50万ドル
1993	30万ドル

*日本 5140万ドル

1999	1310万ドル
1998	830万ドル

日本は1998年以前に、約3000万ドルを地雷対策活動に対して援助している。

*デンマーク 4470万ドル

1999	700万ドル
1998	620万ドル
1997	540万ドル
1996	800万ドル
1995	230万ドル

1994	200万ドル
1993	170万ドル
1992	190万ドル

すべての拠出金は総額4470万ドルであるが、1992年から1995年までの下記の数字は二国間援助を含まない。

*オランダ———4020万ドル

1999	1000万ドル
1998	930万ドル
1997	1020万ドル
1996	1070万ドル

1996年以前の数字はない。

*カナダ———3980万ドル

1999	1500万ドル
1998	950万ドル
1997	300万ドル
1996	400万ドル
1995	150万ドル
1994	290万ドル
1993	220万ドル
1989	170万ドル

*オーストラリア———2990万ドル

1999-2000	800万ドル
1998-1999	700万ドル
1997-1998	590万ドル
1996-1997	450万ドル
1995-1996	450万ドル

会計年度は7月1日から6月30日である。

*イタリア———2970万ドル

1999	730万ドル（1999年5月、2000年3月）
1998	1200万ドル

イタリアは1995年から1997年まで180億リラ（1045万ドル）を援助している。

*スイス———2270万ドル

1999	580万ドル
1998	不明
1997	400万ドル
1996	260万ドル
1995	410万ドル
1994	350万ドル
1993	270万ドル

*フィンランド———1940万ドル

1999	500万ドル
1998	660万ドル
1997	450万ドル
1996	130万ドル
1995	70万ドル
1991 - 1994	130万ドル

*フランス———1290万ドル

1995年から1998年までに、フランスは二国間援助の地雷対策活動計画に1200万ドルを、1999年には約90万ドルを援助している。フランスはまた1995年から1998年に2370万ドルを、また1999年には180万ドルをEUの地雷対策活動に援助している。1999年の数字は犠牲者支援資金を含んでいない。

6.1 主な地雷対策活動援助国

地雷問題に対する先進 17 ヶ国の地雷関連資金援助額 (1999 年)

米国	\$63.1 million (FY Oct. 98-Sept. 99) ¹	29 %
英国	\$25.7 million (FY Apr. 99-Mar. 00) ²	12
ノルウエイ	\$21.7 million	10
ドイツ	\$11.4 million ³	8
カナダ	\$15.0 million	7
日本	\$13.1 million	6

² Does not include victim assistance. Unclear if total includes EU contribution or research and development funds.

³ \$18.1 million including EU contribution.

スウェーデン	\$ 11.5 million	5
オランダ	\$10.0 million	5
オーストラリア	\$ 8.0 million (FY July 99-June 00)	4
イタリー	\$ 7.3 million (FY May 99-Mar 00)	3
デンマーク	\$ 7.0 million	3
スイス	\$ 5.8 million	3
フィンランド	\$ 5.0 million	2
ベルギー	\$ 2.3 million	1
アイルランド	\$ 1.5 million	1
オーストリア	\$ 1.25 million	1
フランス	\$ 0.9 million	1

*ベルギー——740万ドル

ベルギーは1994年から1998年まで510万ドルを、1999年には230万ドルを地雷対策活動に援助している。

*オーストリア——545万ドル

オーストリアは1994年から1998年まで420万ドルを、1999年には125万ドルを地雷対策活動に援助している。

*アイルランド——410万ドル

アイルランドは1994年から1998年に260万ドルを、1999年には150万ドルを地雷対策活動に援助している。

6.2 1999年、ドナー国の国民一人当たり援助額(100万USドル) および、国内総生産(GDP)に占める地雷対策活動への援助費の割合(%)

(英語版36ページの棒グラフを参照)

ここに示す援助国からの資金援助総額はその全体像のほんの一面を表しているに過ぎない。資金援助を援助国の国民一人当たりの拠出額または国内総生産(GDP)に占める割合で比較してみると、そこには全く違う側面が浮かび上がってくる。これらの援助国の国民一人当たり約5ドルから0.5ドルという拠出額はかなりの幅である。しかし、地雷対策にGDPの1000分の1%以上を拠出している国は一つもない。

6.3 1999年、地雷犠牲者支援関連支出 (棒グラフ 6.2 を参照)

多くの国が地雷犠牲者に対する資金援助の明確な額を明らかにしていないが、情報の一部としてLMリサーチャーの国別概要報告から集めることが可能である。これらの額は犠牲

者支援プログラムの世界的な総額を表したものとして解釈すべきではない。

(全ての数値は米ドル)

米国	最高	1000万ドル	まで (註53)
ノルウェー		460万ドル	
カナダ		220万ドル	(註54)
イタリア		220万ドル	(註55)
スイス		130万ドル	
フィンランド		120万ドル	(註56)
ドイツ	最高	100万ドル	まで (註57)
ベルギー		45万	210ドル (註58)
アイルランド		37万	6000ドル (註59)
日本		24万	1000ドル (註60)

英国、デンマーク、フランス、オーストリア等の援助国については、明確な犠牲者支援の数値を割り出すことができない。オランダは、地雷犠牲者支援を地雷対策と分けず統合すべきだとしている。 同国では二国間援助プログラムを通しての犠牲者支援拠出に加え、1999年には180万ドルを赤十字国際委員会(ICRC)の地雷犠牲者支援やその他関連事業に提供した。オーストラリアに関しては1999年度の地雷犠牲者支援総額は不明であるが、299万ドルが地雷犠牲者支援として1996年1月から2005年12月までの期間に予算計上されている。スウェーデン国際開発庁は、1998年・99年の両年に犠牲者支援に35万3000ドルを拠出した。それに加えてスウェーデンはICRCに提供した基金(1990年～99年間に計2490万ドル)の10%が犠牲者支援に使用されることを見積もっている。

6.4 地雷除去技術研究開発資金

ランドマインモニターは1999年分の4000万ドルを含め現在までに、1億4000万ドル以上の資金が地雷除去技術およびその設備に拠出されたことを確認している。再度繰り返すが、この数値は地雷対策活動の研究開発の世界総額として解釈すべきではない。(全ての数値は米ドル)

ベルギー	1999年に140万ドル、1999年までの累計406万ドル
カナダ	1999年に170万ドル、1998-99年の累計 270万ドル
欧州共同体(EC)	1999年に1230万ドル、1992-99年の累計 約3030万ドル
フランス	1999年に 410万ドル、1993-99年の累計 1250万ドル
ドイツ	1999年に 134万ドル、1993-99年の累計 513万ドル
スウェーデン	1999年に110万ドル、1994-99年の累計 約 2360万ドル
英国	1999年分不明、1994-98年の累計 110万ドル
米国	1999年会計年度に 1820万ドル、1995-99年の累積 6360万ドル

これに加えて、オーストラリアは、1998-2002年の間に地雷対策活動研究開発費として260万ドルを拠出する予定であることを1997年12月に発表している。この他に地雷対策活動研究開発に取り組んでいる国家は、クロアチア、リトアニア、オランダ、ノルウェー、南アフリカであるが、その資金支援の詳細は明らかではない。1999年8月、オランダの Enschede にある（国際宇宙探査地球科学機構）（ITC）は、空中浮揚型の地雷原遠隔探知システム（airborne remote-sensing minefield detection system）を発表した。これはEC（欧州共同体）、ベルギー、ドイツ、ルクセンブルグ、英国、ポルトガル、ITCの資金援助を受け、8カ国（ルクセンブルグ、スウェーデン、英国、ポルトガル、ベルギー、ドイツ、ノルウェー、オランダ）より10団体が参加した460万ドルかけての国際的な研究開発プロジェクトの成果である。

6.5 地雷対策活動に対する援助の受け入れ国

地雷対策活動に対する援助の主な被援助国の受け入れ総額を正確で完全かつ比較しうる内容として算出することは、地雷対策支援国の援助総額の算出よりも難しい事である。しかし最も多く援助を受けている国がアフガニスタン、モザンビーク、カンボジア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、アンゴラであることは明確である。

1999年6月以降コソボでは色々な地雷対策プログラムが実施され数百万ドルが投じられてきたが、ランドマインモニターとして信頼性の高い支援総額を算出するのは不可能である。

6.5.1 アフガニスタン

アフガニスタン向け国連地雷対策事業（地雷除去と地雷回避教育対策を含み、犠牲者支援は含まない）の資金援助は1999年分の219万ドルも含めて1991-99年の間で合計 1億5380万ドルとなっている。

6.5.2 モザンビーク

モザンビーク外務（・国際協力）省は、1993-98年の間の地雷除去に関する資金援助受け入れ額は1億1600万ドル以上と述べている。The Mine Action Investment (MAI) のデータベースでは1999年には8援助国（オーストラリア、カナダ、デンマーク、EC、ドイツ、ノルウェー、英国、米国）からの1240万ドルの援助を記録している。

6.5.3 カンボジア

1994年以降のカンボジアに対する地雷対策活動関連の資金援助総額は1億ドル以上になっていると見積もられる。1999年には2320万ドルが地雷対策に拠出されたことが確認されている。内訳は、CMAC（カンボジア地雷対策活動センター）を通して860万ドル、HALO（ヘイロー・トラスト）より400万ドル、MAG（マインズアドバイズリーグループ）より390万ドル、ノル

ウェー・ピープルズ・エイドより360万ドル、ハンディキャップ・インターナショナルより220万ドル、などとなっている。

6.5.4 ボスニア・ヘルツェゴビナ

MAIデータベースでは1995-99年の間に9援助国(ベルギー、カナダ、デンマーク、EC、ドイツ、アイルランド、ノルウェー、英国、米国)からの6100万ドルの拠出を記録している。それに加え、世界銀行が地雷除去対策として約1800万ドルを拠出、または拠出する予定であると言われている。1998、99年には the International Trust Fund (国際信託基金)が1200万ドルの寄付金を受領した。これは米国からの資金援助である。その為、ボスニア・ヘルツェゴビナにおける地雷除去と地雷犠牲者支援に2400万ドル使用することが可能になった。The Entity Mine Action Centers (自治体地雷対策活動センター)は1999年1月1日より11月30日までの間に460万ドルの援助を受けたと伝えられている。

(訳注：ここで言う Entity は自治体と訳されている。ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国には二つの自治体がある。ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦共和国と、セルビア人共和国である。)

6.5.5 アンゴラ

MAIデータベースでは1999年の1260万ドルを含め、1993-99年の間に10援助国(オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、EC、ドイツ、アイルランド、ノルウェー、英国、米国)からの4300万ドルの拠出を記録している。2000年にはアンゴラに対して1740万ドルが地雷対策費用として拠出されることが見積もられている。

6.5.6 クロアチア

クロアチアは地雷除去計画に多額の財源を予算計上しており、また国際的支援も受け入れている。1999年には地雷対策活動費用として総額2440万ドルを投じており、これは前年比80%増の額である。この総額のうち260万ドルは他の援助国から受領している。

MAIデータベースでは1994-99年の間に6援助国(ベルギー、カナダ、EC、ドイツ、ノルウェー、米国)からの600万ドルの拠出を記録している。

6.5.7 ラオス

MAIデータベース(Mine Action Investment Database)では、1994-99年の間に1999年の660万ドルを含め9援助国(オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、EC、ドイツ、ノルウェー、英国、米国)からの2440万ドルの資金支援を報告している。2000年には1220万ドルがラオスにおける不発弾と地雷除去、地雷回避教育用の予算として計上された。

6.5.8 北イラク（イラク・クルジスタン）

国連プロジェクトサービス部門(UNOPS)の地雷対策活動プログラムに対する、最初の主な財政支援は、1997年にスタートした UN Oil for Food Program(国連の対イラク石油と食料の交換プログラム)によってまかなわれてきた。1999年10月31日時点で、1850万ドル相当の現物供給と資金援助がなされている。これには1999年4-10月の支援分800万ドルが含まれている。UNOPSを除けば、二大地雷対策活動NGOであるMAGとノルウェー・ピープルズ・エイドがこの支援(金)を受領している。

6.5.9 コソボ

2000年5月31日時点でUN Voluntary Trust Fund for Kosovo (国連コソボ自主信託基金)に約683万ドルの寄付が寄せられており、加えて60万ドルの支援が予定されている。上記信託基金以外の外部での寄付金はそれをかなり上回る額になっている。カナダ、ドイツ、ニュージーランド、スロベニア、スウェーデン、スイス、英国が人材の提供を行っている。フィンランド、スイス、スウェーデン、英国、米国が設備の支援を行っている。

6.5.10 中米 — ニカラグア、ホンジュラス、コスタリカ、グアテマラ

The Inter-American Defense Board(米州防衛委員会)はOrganization of American States Assistance Program for Demining in Central America(PADCA)(米州機構中米地雷除去支援プログラム)を調整統合している。このプログラムではホンジュラス、ニカラグア、グアテマラ、コスタリカにおける地雷と不発弾の除去も手がけている。1999年の600万ドルを含め1993-99年の間に計1200万ドルが支援された。2000年には760万ドルの支援が見込まれている。1994-95年にかけて、このプログラムは資金不足のため一時その活動を停止した。援助国はカナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、日本、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国である。

6.5.11 その他の地雷対策活動の受け入れ国

- * イエメンは1998年10月より2000年9月までの間に計730万ドルを、各援助国から国際的に資金援助または資金援助の約束(commitments)を受けている。
- * MAIデータベースでは、ベトナムの地雷対策活動に対して1999年に3援助国から300万ドルの支援が拠出されたことを記録している。
- * MAIデータベースでは、ヨルダンの地雷対策活動に対して1998-99年の間に3援助国(カナダ、ノルウェー、米国)からの530万ドルの支援金拠出を記録している。
- * MAIデータベースでは、チャドの地雷対策活動に対して1998-99年の間に3援助国(カナダ、ドイツ、米国)からの380万ドルの支援金拠出を記録している。
- * 1998年7月に設立された民間組織 Azerbaijan National Agency for Mine Action (アゼルバイジャン全国地雷対策活動機関)は、初年度活動の必要経費353万ドルのうち230万ドル

をこれまでに調達した。

* 1998年に米国では地雷対策活動プログラム用としてルワンダに1200万ドル、エチオピアに820万ドル、エリトリアに800万ドル、ナミビアに720万ドルを支出した。

UNMAS(国連地雷対策活動サービス)は1994年に設立されてから(現在までに)UN Voluntary Trust Fund for Assistance in Mine Action(国連地雷対策活動支援任意信託基金)は42か国(政府)とEU(欧州連合)より寄付を受け、それを19か国で展開されている地雷対策プログラム用に拠出していると報告している。

1994	30万ドル
1995	1630万ドル
1996	1160万ドル
1997	810万ドル
1998	1100万ドル
1999	1190万ドル
2000	409万ドル(1~4月)

7. 地域別概要

7.1 アフリカ

7.1.1 地雷禁止へ向けての各国政府の取り組み

アフリカのサブ・サハラ地域においては、48カ国のうちの27カ国が対人地雷全面禁止条約の締約国である。他の14カ国は署名国である。残りの7カ国は依然として同条約に署名も行っていない。中央アフリカ、コモロ、コンゴ、コンゴ民主共和国(DRC)、エリトリア、ナイジェリア、ソマリアである。

2000年7月21日、モーリタニアは、対人地雷全面禁止条約を批准した100番目の国となった。最後に批准を行った8カ国のうちの7カ国はアフリカ地域からであった。このランドマイン・モニター報告期間中(1999年の3月以降)、アフリカの9カ国が新たに締約国となった。批准した順に並べれば、ニジェール、チャド、マダガスカル、リベリア(1999年12月に条約に加入した)、ボツワナ、トーゴ、セイシェル、ルワンダ、コートジボワール、ガーナ、そしてモーリタニアである。

アフリカの数カ国では、対人地雷全面禁止条約が国内法のなかに取りこまれている、と説明しているが、一方、対人地雷全面禁止条約が国内法で完全に規定されている国は全くない。南アフリカは、国内法によって規定する事に向けての動きが進行中であると報告した。

条約第 7 条では、透明性確保の措置として条約批准の 180 日以内に条約で定めた事項の進展状況にかんする報告書の提出を求めているが、アフリカ諸国はあまり実行していない。ベナン、モザンビーク、セネガル、南アフリカ、スワジランド、ジンバブエは第 7 条による最初の報告書を提出したが、期限内に提出したのはセネガルと南アフリカだけであった。ブルキナファソ、チャド、ジブチ、赤道ギニア、ギニア、レソト、マラウィ、マリ、モーリシャス、ナミビア、ニジェール、ウガンダはまだ報告書を提出していない。そのうちの数カ国の提出期限は 1999 年 8 月であった。

モザンビークは、対人地雷全面禁止条約を支持する国連総会決議 54/54B を提案し、同決議は 1999 年 8 月に採択された。アフリカ諸国はすべてこれに賛成票を投じた。モザンビークは 1999 年 5 月の第一回対人地雷全面禁止条約締約国会議を主催した。参加 108 カ国政府の内、29 カ国はアフリカ地域からであった。

南アフリカは、条約の一般原則と運用する SC（常設委員会）の共同議長として、ジンバブエは共同報告者として出席した。モザンビークは、地雷除去の SC の共同議長になった。マリは保有地雷の破棄の SC の共同議長になる同意をしたが二つの SC 会議に欠席した。一般にアフリカ諸国の SC への参加は多くはない。SC 会議の少なくとも 1 つに出席した他のアフリカ諸国はアンゴラ、コートジボワール、ガーナ、ケニア、モーリシャス、ナイジェリア、セネガル、スーダン、スワジランド、ザンビアである。

7.1.2 対人地雷の使用状況

1999 年 3 月以来、対人地雷は、世界の他のどの地域よりもアフリカで行われた紛争(8 カ所)において最も多く使用されている。ランドマインモニターとしては、特に、条約署名国であるアンゴラで対人地雷の使用が判明したこと、同様に署名国のブルンジやスーダンでも対人地雷の使用が判明し、またエチオピアに対しては地雷使用の申し立てがあり、締約国であるウガンダ、ジンバブエ、チャド、ルワンダの武装軍によるコンゴ民主共和国における地雷使用の申し立てがあったことを憂慮している。

アンゴラ政府軍と UNITA 反政府軍は、アンゴラ国内および隣国ナミビアの一部地域で対人地雷の使用を続けている。多くの対人地雷が、アンゴラ政府と UNITA 反乱軍により 1999 年と 2000 年にかけてザンビア国内に埋められたことは明らかである。

UNHCR や他の機関より提供された情報をもとにすると、ブルンジがタンザニア国境で対人地雷を埋設していたと思われる。スーダン政府と反政府勢力であるスーダン人民解放軍の双方が、今回の報告期間内に対人地雷を使用していたと考えられている。しかしスーダン政府は対人地雷の使用を否定している。

1999年および2000年に、コンゴ民主共和国で対人地雷が使用され続けていたことは明らかだが、地雷埋設について責任の所存はどこかを立証することは出来ない。政府軍と反政府軍の地雷使用のみならず、締約国であるルワンダ、ウガンダ、ジンバブエ、チャドの軍隊に対しても地雷使用の申し立てが出ているが、これらの国はすべて使用を否定している。

1998年から2000年にかけて、エチオピアとエリトリアとの国境紛争において、新たに数万個の地雷が埋められたことが明らかになった。それぞれの政府は、相手国が地雷を埋めたと主張し、オブザーバー国は双方が地雷を使用していた可能性があるとの懸念を示している。ランドマインモニターでは、エリトリアの使用を立証できないでいる一方、エリトリア軍の対人地雷の使用に関し、複数の独立した重大な情報が寄せられている。

1999年および2000年、ウガンダ北部の「神の抵抗軍」(Lord's Resistance Army)によるスーダンからウガンダへの侵入の際、対人地雷が使用された証拠がある。ソマリアの様々な軍閥は対人地雷を使用し続けている。セネガルのカサマンズ地区におけるMFDC反政府軍が、この時期に新たな地雷を埋めたことが明らかになっている。「ランドマインモニター1999」で報告されているにもかかわらず、セネガルは1998年のギニア・ビサウでのセネガル軍の対人地雷の使用を否定している。国連は1999年6月、ギニア・ビサウも、ランドマインモニターで報告されたにもかかわらず、1998年の紛争での地雷使用を否定したと指摘した。ランドマインモニターは、結論を保留している。

7.1.3 対人地雷の生産と移譲

アフリカのサブ・サハラ地域には対人地雷の生産国はないと考えられている。以前生産国であった南アフリカ、ジンバブエ、ウガンダは、その後対人地雷全面禁止条約の締約国になった。1999年11月、アメリカの報告書は、スーダンが地雷を生産していると報告した。しかし、ランドマインモニターではこれを確認することは出来ていない。アフリカ地域におけるいくつかの紛争での対人地雷の使用は、対人地雷の国境を超えた違法な移転という疑いを生じさせている。しかしランドマインモニターは特定の証拠書類を有してはいない。

7.1.4 対人地雷の保有と廃棄

アフリカ地域諸国の対人地雷の保有状況は、対人地雷全面禁止条約第7条による政府側の報告と、LMリサーチャーからの度重なる調査や報告により、幾分概要が明らかになってきているが、ほとんどの国の詳細は依然不明のままである。

南アフリカとナミビアは、対人地雷全面禁止条約で認められた訓練のための地雷保有を除いて、保有地雷の廃棄は完了したと報告済みである。マリも第一回締約国会議で廃棄作

業は完了したと表明した。ギニア・ビサウ、リベリア、ウガンダでは、ある程度の保有地雷は廃棄されている。1999年11月フランス駐留軍はジブチの2,444個の保有対人地雷を廃棄した。

未だに廃棄作業を始めていない締約国は、チャド、ジブチ、マダガスカル、モーリタニア、イスラム、モザンビーク、ニジェール、ルワンダそしてジンバブエである。ジンバブエは廃棄計画を進めている。締約国であるギニアや、署名国であるタンザニアに、保有対人地雷があるかどうかはまだ明らかではない。この二カ国以外にも基本的情報も明らかにしていない締約国や署名国が沢山ある。

これら締約国に加えて、保有対人地雷があると思われる条約の非署名国は、中央アフリカ、コンゴ、コンゴ民主共和国、エリトリア、ナイジェリア、ソマリアである。そして、条約署名国では、アンゴラ、ブルンジ、エチオピア、ガボン、ギニアビサウ、ケニア、シエラレオネとスーダンである。

ランドマイン・モニター報告 2000 で報告されたそれ以外の新しい情報は、以下を含む：コモロ、セネガル、レソト、マラウイが対人地雷は保有していないと発表し、ボツワナ、トーゴ、ザンビア、ブルンジは、訓練用のわずかな対人地雷を保有していると述べたと報告している。ブルンジの場合、消息筋によれば、それは偽った主張であった。

7.1.5 資金援助

1999年、合計約4,000万米ドルが1999年の地雷除去及び地雷回避教育のため、12カ国及びソマリランドに対して提供された。これらはアンゴラ(1,260万米ドル)モザンビーク(1,240万米ドル)ソマリア(490万米ドル)、チャド、ジンバブエ、ナミビア、モーリタニア、スワジランド、ルワンダ、エチオピア、ギニア・ビサウ、スーダン、ウガンダなどである。2000年には、ジブチ、エリトリア、ザンビアが、地雷関連支援を受けるため、援助受け入れ額は明らかに増加するであろう。モザンビークは1,620万米ドル、アンゴラは1,740万米ドルに増額される見込みである。地雷関連支援は1999年及び2000年にソマリランドでかなりの増額になった。

アフリカ地域の地雷関連活動に対しては、主に欧州共同体、オーストラリア、オーストラリア、カナダ、デンマーク、フィンランド、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカによって援助がなされている。

7.1.6 対人地雷の埋設状況

アフリカ地域では、26 カ国とソマリアが地雷の被害を受けている。これらは以下の国々を含む：アンゴラ、ブルンジ、チャド、コンゴ、チブチ、コンゴ民主共和国、エリトリア、エチオピア、ギニアビサウ、ケニア、リベリア、マラウイ、モーリタニアイスラム、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ルワンダ、セネガル、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエである。

当地域の多くの国で地雷被害の調査を行う際の主な問題の一つは、国土全域での調査ができないことにある。更にモザンビークの洪水などの自然災害や、アンゴラとエチオピア・エリトリアの国境紛争の再開などが問題を困難にしている。「地雷の社会・経済的影響についてのレベル 1 調査」がモザンビーク、チャドで実行中であり、アンゴラ、エリトリア、エチオピア、そしてソマリアで計画されている。1999 年および 2000 年に UNMAS はナミビア、シエラレオネ、スーダン、ザンビア、ジンバブエに調査団を派遣した。

7.1.7 対人地雷の除去

地雷除去作業は、16 カ国の国や地域で実施中である。それらは、ジブチ、モーリタニアイスラム、ウガンダ、ザンビアの小規模な作業を含め、アンゴラ、チャド、エリトリア、エチオピア、ギニアビサウ、ケニア、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、ソマリランド、スーダン、そしてジンバブエである。

1999 年にモザンビークでは、5 平方キロメートルの土地で地雷除去作業が行われ、全体で 197 平方キロメートルの土地での除去が終わったことになる。2000 年 5 月現在アンゴラでは、合計数 10 平方キロメートルの土地と 5,000 キロの道路での除去作業が行われ、15,000 個の地雷が破壊された。1995 年から 2000 年の 2 月まで、ルワンダでは 16,983 個の地雷と不発弾が処理され、約 5,000 ヘクタールの土地が除去された。エチオピア地雷除去プロジェクトは、37,000 個の地雷と不発弾 364,000 個を除去した。ジンバブエでは、1999 年 3 月に主な地雷除去作業を開始した。2000 年 7 月半ばまでに、合計 3.8 平方キロメートルの土地で除去作業が行われた。アメリカは 2000 年 2 月にナミビアとルワンダでの「指導員のための訓練」プログラムを終了させた。エリトリアでのアメリカの援助による地雷除去プログラムは、再開した戦闘のせいで 1998 年半ばで中断を余儀なくされたが、2000 年には再開できると見込みである。

7.1.8 地雷回避教育

現在、規模も効果も様々であるが、地雷回避教育プログラムが、アンゴラ、ボツワナ、エリトリア、エチオピア、ギニア、ケニア、モザンビーク、ルワンダ、セネガル、スワジランド、スーダン、ウガンダなどで実施されている。地雷回避教育プログラムが実施されていないと思われる国の中で、ブルンジ、チャド、コンゴ民主、モーリタニア、ソマリア、

ザンビア、ジンバブエ等にはその必要性がある。

7.1.9 対人地雷による死傷者

ランドマインレポート報告期間中にも、ソマリアも含めた当地域 22 カ国で、地雷による死傷者が発生した。アンゴラでは、1998 年半ばから 2000 年までの間に 1,004 人の死傷者があったと公式に報告された。チャドでは、1998 年 9 月から 1999 年 10 月までに 127 人もの地雷と不発弾関連の死傷者が報告されている。ジブチでは、1999 年から 2000 年の初めまでに 69 人の死傷者、エリトリアでは 1994 年から 1999 年の半ばまでに 504 人の死傷者、エチオピアでは 1998 年から 1999 年までに 100 人の死者が報告されている。モザンビークでは 1999 年に 60 人の死傷者、ナミビアでは 1999 年 12 月から 2000 年の半ばまでに一つの地域で 89 人がそれぞれ報告されている。セネガルでは 1999 年に 59 人の死傷者が記録された。スーダンでは 1999 年から 2000 年 5 月までにチュクダンで 51 人の死傷者があった。

1999 年にソマリア当局は、初めて地雷被害者のデータを統計的に集計することを試み、1988 年以来 3,500 人以上の地雷死傷者があると発表した。

LM リサーチャーの調査によれば、多くの国々で 1999 年から 2000 年にかけて死傷者の割合が増加しているようである。これは新たな紛争やその拡大によるものである。それらはアンゴラ、ブルンジ、コンゴ民主共和国、エチオピア、エリトリアやナミビアなどにおいてである。アンゴラでの地雷死傷者の数は 1999 年に顕著に増えた。ルエナにおいてだけでも死傷者の数が、1998 年には 103 人だったのが 1999 年には 185 人に増加した。

しかしそれ以外の多くの国では、死傷者数の割合は減少していると思われる。ルワンダ、モザンビーク、セネガルやウガンダなどあるケースでは急激に死傷者が減少しているようだ。モザンビークでは、リンポポ河の洪水が地雷死傷者を増やす結果となるだろうと懸念されていたが、死傷者数は 1998 年には 133 人だったのが、1999 年には 60 人となり減少が続いている。セネガルでは 1998 年には 195 人だったのが 1999 年には 59 人の死傷者が記録された。ウガンダでは、ADF 反乱軍が最も活発であったカセセ地方では、死傷者の数は 1997 年 17 人から 1998 年は 28 人、1999 年には 1 人だけであった。1999 年及び 2000 年、ルワンダでは 12 人の地雷死傷者を記録したのみであった。

7.1.10 犠牲者支援

南アフリカ、ウガンダ、モザンビークのみが、国家として障害者についての法律を定めている。ケニア、ルワンダ、セネガルでは、新しい法律制定への進展がみられる。アフリカの約半数の国々は、障害者に対し何の法律も持たなければ特別な政策を制定してもいな

い。

ジブチとエリトリアのみが、地雷死傷者のための緊急救急医療(応急処置)を実施していると報告した。アフリカ諸国は大都市では医療が提供されているが、一方地方においては医療面では、人材や器具、薬などがしばしば不足している。アンゴラ、ブルンジ、ニジェール、セネガルそしてウガンダのような国では、軍が設備のよい医療施設を持ち、市民に対して治療を行う場合もある。地雷被害のある国々の半数において、医療は患者の自己負担である。

ソマリアのように入手できる情報がない場合を除いて、地雷被害各国は地雷被災者に対するリハビリを行っている。しかしこれらのサービスは不十分なため、多くの被災者が受けられる事は不可能である。特にアンゴラ、ジブチ、エリトリア、シエラレオネなどがそれに該当する。

義肢装具は、ブルンジ、エリトリア、モザンビークで無料で支給されている。ケニア連邦、ルワンダ、ウガンダでは政府から補助金が出る。多くの NGO や民間団体が、無料で義手、義足等を支給している。モザンビーク、ウガンダそしてジンバブエには、地域主体のリハビリ支援事業が存在する。

地雷の負傷者に対する社会的・経済的復帰支援は以下の 12 カ国で報告されている：アンゴラ、ブルンジ、エリトリア、ケニア、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、セネガル、タンザニア、ウガンダ、そしてジンバブエ。地域社会への受け入れの為の支援は、ケニアとナミビアにおいてのみ、地理的にそれが利用可能と思われる。

英語版 39 頁 欄外囲み アフリカ

1999 年 3 月以来、対人地雷は、世界の他のどの地域よりもアフリカにおける紛争(8 カ所)において最も多く使用されている。

英語版 40 頁 欄外囲み アフリカ

1999 年、合計約 4,000 万米ドルが 1999 年の地雷除去及び地雷回避教育のため、12 カ国及びソマリランドに対して提供された

英語版 41 頁 欄外囲み アフリカ

1999年から2000年にかけて、多くの国で死傷者数の割合が、新しい紛争の勃発や紛争の拡大のため増加した。アンゴラ、ブルンジ、コンゴ民主共和国、エチオピア、エリトリア、ナミビアなどである。

7.2 米州地域

7.2.1 地雷禁止へ向けての各国政府の取り組み

米州地域においては、35ヶ国中26ヶ国が対人地雷全面禁止条約の締約国である。この報告期間中にも(1999年3月以来)10ヶ国が締約国となった。そのうち8ヶ国(コスタリカ、ドミニカ、グアテマラ、セントルシア、ベネズエラ、エクアドル、ブラジル、アンティグア・バーブーダ)は1999年3月から5月に批准し、一方アルゼンチンは1999年9月、ドミニカは2000年6月に批准した。

条約の批准を行っていない調印国が7ヶ国ある。チリ、コロンビア、ガイアナ、ハイチ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、スリナム、ウルグアイである。コロンビアは批准の最終段階にある。米州では、キューバ及びアメリカの2ヶ国だけが本条約に調印していない。

カナダ、グアテマラ、ニカラグアのみが国内法の整備を行った。トリニダード・トバゴでは、国内法の制定を審議中である。メキシコ合衆国は、国際条約は国内法に統合されるため、個別に適用法をもつ必要はないとしている。

10ヶ国の政府が、条約第7条に基づく報告書を提出しているものの、14ヶ国においては提出が遅れている。これらの国はバハマ、バルバドス、ブラジル、コスタリカ、ドミニカ、エルサルバドル、グレナダ、グアテマラ、ジャマイカ、パナマ、パラグアイ、セントルシア、トリニダード・トバゴ、ベネズエラである。

米州地域の22ヶ国が1999年5月マプートにおける第1回締約国会議に代表を派遣した。キューバはオブザーバー国として出席した12ヶ国の1国であった。アメリカはオブザーバー権さえもたない、非公式の出席となった。

米州地域における35ヶ国中32ヶ国は、1999年12月1日に国連総会決議54/54Bに賛成票を投じた。エクアドルは欠席した。キューバ及びアメリカは棄権した20の政府に含まれていた。

米州地域のキューバ及びアメリカを含む16ヶ国は、第2回締約国会議までの間に夫々2

回づつ開かれた 5 つの SC（専門常任委員会）の少なくとも 1 つには出席した（訳注：2000 年 9 月以降の SC は 4 つ）。カナダは条約の一般的原則並びに運用に関する SC の共同議長国を、メキシコは犠牲者支援 SC で共同議長国を、ニカラグアは同 SC 共同報告者を、ペルーは地雷除去 SC の共同報告者を務めた。

米州地域の各国は 1999 年米州機構（OAS）の対人地雷の禁止に賛同する決議を支持し続けた。米州地域の 9 ヶ国は 2000 年 4 月 5 日、対人地雷の禁止に賛同する項目を含む「サンホセ宣言」に調印した。2000 年 6 月に第 30 回 OAS 総会がカナダのウインザーで開催され、メンバー国は 2 つの決議に賛成票を投じた。コロンビアで 2000 年 6 月に行われたグループ・デ・リオ会議では米州地域の 19 ヶ国が「カルタギナ宣言」に調印した。この宣言は、条約への批准及び増大する犠牲者支援への要求を含んでいる。

カナダは、対人地雷全面禁止条約の普遍化の促進と効果的な実施に向けて、国際的に主導的役割を果たし続けた。第 1 回締約国会議の成功と締約国会議間活動においても重大な役割を果たした。

7.2.2 対人地雷の使用状況

コロンビアは、米州地域で現在も地雷が使用されているという証拠がある唯一の国である。二つの反政府武装勢力であるコロンビア革命軍(FARC-EP)と民族解放軍(UCELN)は過去に地雷を使用してきた。アメリカ合衆国はコソボ紛争の際に対人地雷を使用する権利を保有すると宣言していたが、全く行使しなかった。

7.2.3 対人地雷の生産と移譲

キューバは、対人地雷の生産を継続していると考えられている。キューバは対人地雷を輸出しないと宣言し続けている。しかし、公式に一時停止あるいは禁止を宣言したことはない。アメリカは 1996 年以来対人地雷を生産していないが、1997 年 1 月 17 日付けで公表された保有地雷の量は新たな地雷の生産を否定するものではない。1992 年以降アメリカからの対人地雷の輸出は法律により禁止された。1999 年会計年度の地雷代替兵器開発計画に対し、アメリカは 2,100 万米ドルを支出しており、会計年度 2001 年には 9,400 万米ドルまで増加が見込まれている。アメリカは（ICBL の解釈では）対人地雷全面禁止条約で禁止されると思われる、2 種類の「代替兵器」の開発を進めている。1999 年 11 月にコロンビアの対人地雷生産施設は破壊されたが、未だにクレイモア型指向性破砕地雷は製造されている。コロンビアの 2 つのゲリラ勢力は手製の対人地雷を製造している。

1999 年 4 月 26 日にチリは製造、輸出及び対人地雷の新たな使用の停止を条約とは無関係に宣言した。

7.2.4 対人地雷の保有と廃棄

米州地域における 13 ヶ国が対人地雷を保有している。これらの国はアルゼンチン、ブラジル連邦、チリ、コロンビア、キューバ、エクアドル (271,802)、ホンジュラス (9,439)、ギアナ、ニカラグア (91,813)、ペルー (334,756)、アメリカ (1 億 1,200 万)、ウルグアイ (2,338) 及びベネズエラである。チリの外交官は ICBL に対し、チリの保有量は 22,000 個に上ると話しており、コロンビア政府の報告は少なくとも 18,000 個の対人地雷の保有を示唆しているが、ランドマインモニターではそれらの数字を確認できていない。

パラグアイとパナマは対人地雷の保有がないと初めて発表した。スリナムは対人地雷の保有があるかどうかは不明のままである。カナダ、エルサルバドル及びグアテマラは以前、保有地雷の廃棄を報告した。

カナダは訓練及び開発目的での対人地雷 1,668 個を保有している。ホンジュラスは 1,050 個の対人地雷の保有が計画されており、ニカラグアは 1,971 個、そしてペルーは 9,526 個の地雷保有計画である。訓練目的で保有される地雷としてエクアドルにより提示された総数 170,344 個は、第 2 回締約国会議において大幅に修正される見込みである。ウルグアイ東方は、訓練用の不活性地雷のみ保有する計画である。

多くの国々で保有地雷の廃棄作業が進行中である。エクアドルは 1999 年 4 月から 2000 年 3 月までに 101,458 個の対人地雷を廃棄したと報告している。ニカラグアは 2000 年 4 月時点で 40,000 個の対人地雷廃棄を報告している。ペルーは 1999 年 3,916 個の地雷を廃棄したと報告している。ウルグアイは保有中である約 2,338 個の対人地雷の廃棄作業が進行中であると報告している。2,000 個以上の保有地雷がコロンビアで廃棄された。アメリカは 1998 年 330 万個の自己破壊機能のない対人地雷の廃棄を完了した。

廃棄をまだ開始していない締約国は、アルゼンチン、ブラジル、ホンジュラス及びベネズエラなどである。ホンジュラスは廃棄の計画を立てている。

7.2.5 対人地雷の埋設状況

米州地域における 9 ヶ国は地雷の埋設があると知られている。これらの国は、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア及びペルー、また調停中のフォークランド・マルヴィナス諸島である。米州地域では包括的な「地雷の社会・経済的影響についてのレベル 1 調査」はなく、予定もされていない。UNMAS と OAS は、1999 年 8 月及び 9 月にエクアドルとペルーにおいて独立した調査団を派遣した。

地雷廃絶コロンビア・キャンペーン(CCCM)により収集された情報では、コロンビア国内の30州中23州、1,050市町村中少なくとも135が、地雷の被害を受けていると示している。チリでは、アルゼンチン、ボリビア及びペルーとの国境沿いに50万から100万個の地雷が埋設されていると見積られている。エクアドルはペルーとの国境付近に9万個以上の地雷があると発表している。そしてペルー政府は、エクアドルとの国境付近、チリとの国境沿い及び重要な基本的施設の近くに、約12万個の地雷があると発表した。ニカラグア政府は、未だに476ヶ所で81,536個の地雷が埋められていると報告した。フォークランド・マルヴィナス諸島の調停領では、イギリスによると1999年11月に16,600個の地雷が残存すると見積った。

7.2.6 地雷関連資金

米州地域で世界の地雷関連活動へ最大の拠出を行う国は、アメリカ(会計年度1999年で6,310万米ドル)とカナダ(会計年度1999/2000年で1,500万米ドル)である。

中央アメリカにおけるOAS(米州機構)のPADCA(地雷除去支援プログラム)は、ニカラグア、ホンジュラス、グアテマラ及びコスタリカでの地雷及び不発弾除去プログラムを含んでいる。全OAS地域のための除去プログラムへの年間予算は、1999年600万米ドル、2000年は760万米ドルであり、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、日本、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、米国及びイギリスより拠出された。1999年7月以降、アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、グアテマラ、エルサルバドル、ニカラグア及びベネズエラは、PADCAに人材提供による貢献をした。

アメリカは、中央アメリカ、エクアドル及びペルーで、会計年度1999年(484万米ドル)と2000年(564万米ドル)に、人道的地雷除去プログラムに対して約1,050万米ドルを資金提供する予定である。カナダはその会計年度1999/2000年に、コロンビア、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア及びペルーでの地雷除去、地雷回避教育、犠牲者支援プログラムのため米州地域に190万米ドルを提供した。ブラジル連邦は、11名の地雷除去専門家を含めて物的貢献と活動費用で、OASのMARMINCAプログラムへ毎年100万米ドルの寄与を行うと見積っている。

7.2.7 対人地雷の除去

人道的地雷除去活動が、コスタリカ、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、そしてペルーで進行中である。ニカラグアでは、1999年末までに1,291平方キロメートルの土地が地雷除去され、524ヶ所から54,107個の対人地雷が廃棄された。2004年までには地雷除去が完了すると見込まれている。ホンジュラスの地雷除去プログラムは、1998年末頃ハリケーン「ミッチ」により妨害されたが、現在では2001年末までに完了させる予

定である。コスタリカでは、中断されていた地雷除去プログラムが再開され、2002年に完了する見込みである。グアテマラのイクシカンでは、地雷除去が完了し、地雷除去された土地が2000年1月に初めて現地コミュニティに引渡された。

エクアドルとペルーは、国境沿いの地雷除去において著しい進歩を遂げている。1999年4月に「エクアドル及びペルーにおける地雷除去支援プログラム」がOASによって設置された。1999年9月には、エクアドルは国立地雷除去センターを設立した。1999年及び2000年前期にはペルーで30,000個以上の地雷が除去され、廃棄された。

チリで1999年11月25日に軍部が、チリ国境に沿って250,000万個の地雷がある293地雷原に対する11年にわたる地雷除去計画を発表した。チリはボリビアとの国境の地雷除去を始めた。コロンビア軍は1999年に軍事活動で35の地雷原における地雷除去を実施した。

アメリカは1999年にキューバのグアンタナモ湾の海軍基地周辺から地雷除去を完了した。アメリカはパナマ運河地帯で、最近2年間に250メートルトンの残骸を除去したと述べたが、熱帯雨林を伐採及び運河の分水界を脅かすことなく、全ての不発弾を除去することは不可能であるとしている。イギリス政府とアルゼンチン政府間で、未だにフォークランド・マルヴィナス諸島に埋設されている地雷の除去について協議が行われている。

7.2.8 地雷回避教育

コロンビア、コスタリカ、エクアドル、グアテマラ、ニカラグア及びパナマでは、地雷回避教育が実施されている。チリとペルーはその必要性があるが、公式なプログラムは実施されていない様子である。UNICEFとコロンビア及びカナダ政府は、1999年10月コロンビアにおける地雷回避教育実施の合意に調印した。UNICEFは2000年「ニカラグアの子供同士の回避教育」企画の2年目を実施している。DCコミックスにより製作されているスーパーマンとワンダーウーマンを使用した活動教材が、アメリカにより継続的に提供され、ニカラグアの教育省により配給し続けられている。とりわけICBLは、これらの教材の文化的な適合性や技術的な欠点について懸念を募らせている。

7.2.9 対人地雷による死傷者

新たな地雷による死傷者は、チリ、コロンビア、エクアドル、ニカラグア及びペルーで報告されている。コロンビアは米州地域の中で最も地雷犠牲者が出ている国である。コロンビアでの地雷キャンペーン団体は1999年には63人、そして2000年の上半期には35人の犠牲を確認した。ニカラグアでは、犠牲者数は減少しつつあるようである。ニカラグア軍部は、1999年に31件の地雷死傷者、そして2000年の初めの4ヶ月には5件の死傷者を報告した。ニカラグア赤十字社は過去において毎年約50人の地雷による死傷者が出たと発

表した。

7.2.10 犠牲者支援

米州地域における地雷の生存者への政府支援は、概して言えば不十分な状況である。中央及び南アメリカでは、(質に違いはあるが)大部分の資源は軍と警察従事者には利用可能であるが、市民の犠牲者にとっては存在していないか、あっても不十分なものである。この状況は医療保健サービスが、都市に偏っているため生じてしまう。保健施設と物資は都市中心部と首都に集中し、一方農村地域—最も多く犠牲者が発見される—では、最低限の保健インフラとサービスが得られるだけである。

1999年1月11日メキシコシティにてカナダ、メキシコ、及び米州保健機構(PAHO)の代表が、中央アメリカにおける地雷犠牲者の社会復帰を目指す共同プログラムの覚書に署名した。このイニシアティブでは、PAHOによる首尾一貫した努力が求められている。PAHOは紛争犠牲者のニーズ調査を行い、エルサルバドル、ホンジュラス及びニカラグアにおいてそれに基づく支援を行うため、初期支援として350万カナダドルの資金提供を受けている。PAHOによれば、各国でのプログラムは4段階に展開する予定である。犠牲者数の評価、義肢装具等リハビリ支援の個別ニーズの評価、治療とリハビリテーションの提供、そして犠牲者の仕事への復帰促進などである。

英語版 p42 欄外囲み

米州

キューバ及び米国は、依然アメリカ州地域において対人地雷全面禁止条約に調印していない2ヶ国である。コロンビアは、依然米州地域で地雷が現在使用されているという証拠のある唯一の国である。

英語版 p43 欄外囲み

数ヶ国において地雷保有の廃棄が進行中である。未だに廃棄を始めている、アルゼンチン、ブラジル、ホンジュラス及びベネズエラを含む締約国は廃棄計画を立てた。

7.3 アジア・太平洋地域

7.3.1 地雷禁止へ向けての各国政府の取り組み

アジア・太平洋地域にある39ヶ国のうち、11ヶ国は対人地雷全面禁止条約の締約国である。今回の報告期間(1999年3月以降)において、マレーシア、カンボジア、フィリピン

が地雷禁止条約を批准し、締約国としてはオーストラリア、フィジー、日本、ニュージーランド、ニウエ、サモア、ソロモン諸島、タイに加わった。バングラデシュ、ブルネイ、クック諸島、インドネシア、モルディブ、マーシャル諸島、バヌアツの 7 ヶ国は署名はしたが、批准していない。21 ヶ国が未だ対人地雷全面禁止条約の署名もしておらず、ランドメインモニターによってカバーされている他のどの地域よりも未署名国が多い。これには中国、インド、パキスタンといった、主要な対人地雷生産国と保有国が含まれている。上記の 11 ヶ国の締約国のうち、オーストラリア、カンボジア、日本、ニュージーランドの 4 ヶ国は国内法の制定を実施している。マレーシアは法案の起草を行っている。

アジア・太平洋地域からは 13 ヶ国が、1999 年 5 月にマプートで開かれた第 1 回締約国会議 (FMSP) に参加した。中国、ネパール、シンガポール、スリランカは未署名の 12 ヶ国に含まれ、オブザーバー国として参加している。FMSP 以来、カンボジアは、除去の技術での SC の共同議長を務め、日本は犠牲者援助の SC の共同報告者を、マレーシアは保有、廃棄に関する SC の共同報告者を務めている。

アジア・太平洋地域の締約国は、条約第 7 条の透明性確保のための報告の提出状況が比較的よい。11 ヶ国中 8 ヶ国は状況がよく、サモアとソロモン諸島だけが、未だ報告書の提出が遅れている。フィリピンの報告書は 2001 年 1 月が期限となっている。

アジア・太平洋地域の 17 ヶ国が 1999 年 12 月の国連総会決議 54/54B に賛成している。棄権した 20 ヶ国の政府のうち、8 ヶ国がアジア/太平洋地域の国：ミャンマー、中国、インド、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、パキスタン・イスラム国、韓国、ベトナムである。マーシャル諸島は、棄権した国の中で唯一の署名国である。アジア・太平洋地域の残りの国々は、欠席したか、また投票できなかった。

初めて台湾政府代表が、対人地雷に対する包括的な禁止について支持するというはっきりした声明をだした。ビルマの国民議会は、2000 年 1 月に対人地雷全面禁止条約を支持した。(訳註：ビルマの国名は原文のままとした。)

1999 年 8 月、スリランカにおいて赤十字国際委員会は、南アジア地域地雷セミナーを計画し、バングラデシュ、ブータン、インド、ネパール、パキスタン、スリランカが代表を送った。

7.3.2 対人地雷の使用状況

対人地雷は、1999 年～2000 年に、アジア・太平洋地域では少なくとも 6 つの紛争で使用

された。これは新しく勃発した 2 つの紛争（フィリピンとカシミール）での使用と、他の地域での使用の拡大が含まれている。2000 年にフィリピンで、3 つの反乱グループ（モロ民族解放戦線、アブ・サヤフ、新人民軍(NPA)が対人地雷または即効性のある爆弾を使用した。フィリピンは締約国であり、フィリピン軍によって地雷が使用されたという証拠はない。言われているところでは、は、1999 年半ばのカシミールの Kargil 地域における激しい紛争中、パキスタンに支援された（カシミールの）戦闘員およびパキスタン軍が広範囲に渡って対人地雷を使用した消息がある。ネパールでは、毛沢東主義者たちによる自家製地雷の使用に著しい増加が見られ、また、工場製地雷の使用があったという報告もある。

ビルマにおける政府軍および少なくとも 10 の民族武装グループは、かなりの数の対人地雷を埋設し続けていた。スリランカで拡大している紛争では政府と反政府の両者が対人地雷を使用した。アフガニスタンの反タリバン連合である北部連合は対人地雷を使用し続けている。

カンボジアでは、新しい地雷の使用は報告されていない。インドネシアは署名国で、1999 年の東ティモールでの紛争およびインドネシアの他地域で進行中の紛争でも、対人地雷が使用されたという証拠はない。

7.3.3 対人地雷の生産と移譲

現在の世界で地雷を生産している 16 ヶ国のうち 8 ヶ国は、アジア・太平洋地域の国である。ビルマ、中国、インド、北朝鮮、韓国、パキスタン、シンガポール、ベトナムを挙げることが出来る。パキスタンは、CCW 改訂第 2 議定書の禁止基準に触れない新しい地雷を生産中であると表明している。インドもまた改訂第 2 議定書の禁止基準に触れない新しい地雷の生産を意図していると思われる。韓国は LM リサーチャーに対し、1999 年に 1,363 個の新しい対人地雷を生産したと語った。ベトナム政府は、対人地雷の製造継続を表明したが、政府は地雷を「決して輸出しない」と語っている。シンガポールもまた、対人地雷の生産継続を認めている。

これら全ての地雷生産国は、ビルマと北朝鮮（この 2 ヶ国は、過去に地雷を輸出したという記録がない）を除き、今後対人地雷輸出を行わないと明言した。しかしながら、カシミールの戦闘員たちは、1999 年半ばカシミールの Kargil 地域で起きた紛争で、国有のパキスタン兵器工場 (POF) で製造された対人地雷を入手し使用したと見られている。POF はまた、スーダンの民間企業代表を装ったあるジャーナリストに、対人地雷を売りつけようとした。

7.3.4 対人地雷の保有と廃棄

少なくともアジア・太平洋地域 18 ヶ国が対人地雷を保有している。それらは締約国 3 ヶ

国（日本、マレーシア、タイ）、署名国 3 ヶ国（バングラディシュ、ブルネイ、インドネシア）、そして未署名国 12 ヶ国（アフガニスタン、ビルマ、中国、インド、北朝鮮、韓国、ラオス、モンゴル、パキスタン、シンガポール、スリランカ、ベトナム）である。バングラディシュとモンゴルが、はじめて対人地雷を保有し続けていることを認めた。ネパールが対人地雷を保有しているかどうかは定かではない。締約国 3 ヶ国だけが、保有地雷数を公表している。

中国は、世界最大の対人地雷保有国と考えられている。ランドマイン・モニターによる推定 1 億 1000 万個もの対人地雷保有数は「大げさ」と同国は反論したが、同国から情報は提出されないだろう。ランドマイン・モニターは現在、パキスタンの対人地雷保有数を少なくとも 600 万個と見積もっているが、それは以前の報告よりもかなり大きな数字であり、世界で 6 番目である。インドは、推定 400～500 万発の対人地雷を保有していると考えられているが、それは世界で 7 番目に多い数だと考えられている。推定 200 万個という対人地雷数からも、韓国もまた世界的に保有数の多い国の一つである。

アメリカは数十万個の地雷を、日本、韓国、インド洋にあるイギリス領ディエゴガルシア島に保有し続けている。

オーストラリアは 1999 年 9 月下旬の 5 日間で、保有しているすべて 128,616 個の対人地雷を廃棄した。カンボジアもまた、すべての保有個数（71,991 個）を廃棄したと公表しているが、引き続きより多くの地雷を回収し、廃棄し続けている。日本は保有している 998,866 個の対人地雷を廃棄する作業を進行中である。タイは 10,000 個の対人地雷を廃棄し、残りの 411,625 個も廃棄する計画を進めている。マレーシアは、94,263 個の対人地雷を廃棄するための計画を進めているが、まだ着手していない。

中国は、最近 CCW 改訂第 2 議定書で認められていない 170 万個の古い対人地雷を廃棄したと発表した。中国、インド、パキスタンは、改訂第 2 議定書の取り決めに応じ、自国の保有対人地雷を金属探知機で探知可能に改造することを表明している。この 3 ヶ国は、改訂第 2 議定書の技術的な面については 9 年間適用を保留できるという権利を行使した。韓国は、改訂第 2 議定書を批准していないが、自国にあるすべての自己破壊機能の無い地雷を探知可能なように改造したと報告している。

締約国は、対人地雷全面禁止条約の第 3 条に従い、訓練と調査目的のために対人地雷を保有することができる。日本とタイは 15,000 個を超える対人地雷を保有する計画であるが、その数は他のどの批准国よりも多い数である。しかしながら、タイは全個数の中に 6,000 個のクレイモア地雷を含めている（多くの国々は報告していないのだが）。タイはまた、5

月に、タイがそれほど多くの地雷を持つ必要があるかを再査定中と発表した。オーストラリアは、10,000 個を、カンボジアは 1,000 個を保有するつもりであると述べている。マレーシア、ニュージーランド、フィリピンは締約国でありかつて地雷を所有していたが、第 3 条の例外条項による地雷保有を行わない。

7.3.5 対人地雷の埋設状況

アジア・太平洋地域では、39 ヶ国のうち 16 ヶ国および台湾が、地雷埋設国であると報告されている。この中には 3 つの締約国（カンボジア、フィリピン、タイ）および、署名国（バングラデシュ）がある。アフガニスタンでは、717 平方キロメートルの土地に地雷と不発弾が埋設されている。カンボジアでは、644 平方キロメートルの土地に地雷が埋設され、別の 1,400 平方キロメートルの土地は、地雷が埋められた疑いが持たれている。ラオスでは、ほぼ 4 千の村が不発弾と地雷の被害を受けている。タイでは、796 平方キロメートルの国境地帯が、地雷が埋設されたと考えられている。ベトナム政府は少なくとも領土の 5 パーセントが不発弾と地雷の被害を受けていると公式に発表している。国連は、スリランカで 50～75 平方キロメートルの土地に地雷の埋設の疑いもしくは埋設されていると見積もっている。ネパールでの地雷の問題は拡大している。地雷廃絶ネパールキャンペーンは 10 の地域の住民が、彼等自身地雷の被害を受けていると報告している。レベル 1 調査がアフガニスタンで行われ、カンボジアで進行中、タイで計画中である。

7.3.6 資金援助

アジア・太平洋地域からの主な地雷関連支援の拠出国は、日本とオーストラリアである。日本の地雷関連活動への資金提供は、1999 年で総額 1,310 万米ドルで、60 パーセント以上増加した。オーストラリアは 1999～2000 年の年間予算案の中で、新記録の 800 万米ドルを地雷対策活動に費やすと見込まれている。

1999 年に、資金拠出国は地雷活動の資金をアフガニスタンに 2,200 万米ドル、カンボジアに推定 2,000 万米ドルを寄付した。2000 年に、UXOLA0(ラオス不発弾処理機関)は不発弾除去と地雷回避教育のための国内事業に 1,220 万米ドルの予算をたてた。

7.3.7 対人地雷の除去

アフガニスタンでは、110 平方キロメートルの土地から地雷と不発弾が除去された。これは 1990 年以来除去された土地 465 平方キロメートルのうちの 24 パーセントにあたる。総計で 21,871 個の対人地雷、1,114 個の対戦車地雷、そして 254,967 個の不発弾が、1999 年にアフガニスタンで破壊された。カンボジアの約 11.9 平方キロメートルの土地で 8,006 個の対人地雷が同年除去され、「土地利用計画」が確立された。ラオス人民民主では 1999 年に全体で 622 ヘクタールの土地の地雷が除去され、それに加えて 2000 年 1 月から 3 月には

255 ヘクタール分も除去された。

ベトナムで国際的に資金調達された5つの不発弾・地雷除去プログラムが、1999年～2000年に始まったいくつかの新しいプロジェクトとともに、進行中である。タイは2000年2月に「人道的地雷除去」のための国内委員会を設置し、2000～2004年の人道的地雷除去のための基本計画を準備している。

韓国では1999年4月、数カ所の軍事基地から地雷を除去するための複数年プログラムを開始した。中国は、1999年9月にベトナムとの国境の地雷を完全除去した。インドはカシミールのKargil地域の、1999年の紛争時に侵入者により埋設された8,000個の地雷を除去したと発表している。スリランカでは国連地雷除去プロジェクトが紛争のため2000年4月に延期される以前に、全体で214,541平方メートルの土地の地雷が、除去された。ビルマでは、タイ国境で軍事行動を行っているビルマ軍のタトマド部隊(Burmese Army Tatmadaw unit)によって、民間人が強制的に地雷除去作業を行わさせられている場所があるとの報告がある。(訳註:「LM報告1999」のP.452に、タトマド部隊が地雷原で、軍隊の前に民間人を強制的に歩かせている、と報告されている。)

7.3.8 地雷回避教育

アフガニスタンでは、1999年に総計で979,640人が地雷回避教育を受けているが、1990年以来約600万人が受けたことになる。カンボジアではおよそ50万人近くのカンボジア人が1999年に地雷回避教育を受けているが、1年の数としては過去最高である。ラオスでは1999年におよそ18万人が不発弾・地雷回避教育を受けている。タイでは政府、NGOの地雷回避教育活動が進行中である。スリランカで最も深刻な被害を受けた地域での地雷回避教育は、紛争のため2000年に延期されたが、ユニセフがプログラムを他の場所で続けている。ベトナムにも地雷回避教育があるが、多くは地方もしくは州レベルで行われている。

7.3.9 対人地雷による死傷者

地雷の死傷者は、アフガニスタンとカンボジアで減り続けていた。アフガニスタンでは、1998年では毎日10人～12人、また1993年には20人～24人と死傷者が出ていたのに比べると、地雷死傷者、死亡者の数は、1999年には1日5人～10人と推定される。(年間で1,800～3,600人。) カンボジアでは1999年に少なくとも1,012人が負傷または死亡したが、それは前年の41パーセント減である。2000年始めの5ヶ月で報告された地雷の死傷者は417人である。クメール・ルージュによって以前支配されていた地域に入る事が出来るようになった為、村全体の障害者の数が判明するようになった。

ビルマでは新しい犠牲者を見つけるには非常に困難な社会的状況ではあったが、ランドマインモニターは 1999 年におよそ 1,500 人の新たな地雷死傷者があったと見積もっている。ラオスでは、1999 年に 102 人の新たな不発弾/地雷死傷者が、そして 2000 年の始めの 5 ヶ月で 68 人の死傷者がでた。インド政府は 1999 年にジャムー・カシミール州だけでも 835 人の民間人が地雷や IND の犠牲になったと報告している。パキスタン地雷廃絶キャンペーンは、Bajaur 地域の調査を行い 405 人の地雷犠牲者を確認した。スリランカは 1999 年に少なくとも数百人もの民間人が地雷の犠牲になったと思われる。

7.3.10 犠牲者支援

アジア・太平洋地域での地雷被災国の約半数が、障害者のための法律を制定している。カンボジアでは、政府が障害者に対して法的な保護を確保するため努力している。カンボジア、パキスタン、そしてフィリピンには、障害者問題の調整機関がある。病院に到着する以前の救急サービスは、アジア・太平洋地域にはほとんど存在していない。病院施設は概して地雷原から遠く離れたところに位置している。政府はリハビリ施設を提供しているが、それらは不十分な傾向にあり、特にアフガニスタン、ビルマ、カンボジア、そしてスリランカは、NGO からの援助を必要としている。カンボジアでは、すべてのサービスが多くの NGO の支援により無料で受けられる。パキスタン、タイ、ベトナムでは、犠牲者は自分達のリハビリにかかる費用を払わなくてはならない。多くの CBR (地域参加型リハビリテーション) 事業は、アフガニスタン、中国、ベトナムでは NGO の支援により運営されている。ほとんどの国々でまた、地雷犠牲者のための社会経済的な復帰の為の援助活動が行われている。

英語版 45 頁 欄外囲み

アジア・太平洋地域

21 ヶ国が未だ対人地雷全面禁止条約の署名もしておらず、ランドマイン・モニターによってカバーされる他のどの地域よりもこの地域では、未署名国が多い。これには中華人民、インド、パキスタンといった、主要な対人地雷生産国と保有国が含まれている。

英語版 46 頁 欄外囲み

アジア・太平洋地域

39 カ国のうち 16 カ国と台湾を加えた国々が、地雷埋設国であると報告されている。

7.4 ヨーロッパ・中央アジア

7.4.1 地雷禁止へ向けての各国政府の取り組み

ヨーロッパ・中央アジアにある53カ国中、32カ国が対人地雷全面禁止条約の締約国であり、そのうち8カ国は今報告期中（1999年3月以降）に締約国となった。オランダ、イタリア、アイスランド、ルクセンブルグ、リヒテンシュタイン、タジキスタン、チェコ、そしてアルバニアである。

他に、キプロス、ギリシャ、リトアニア、マルタ、モルドバ、ポーランド、ルーマニア、及びウクライナの8カ国は、条約に署名したが、批准はしていない。モルドバは批准過程を完了しつつある。その声明や行動を見ていると、署名国の中には、キプロス、ギリシャ、リトアニアの様に、近い将来に同条約を批准する意図がなさそうなところもある。欧州共同体はフィンランドを除いて、NATO加盟国はトルコを除いて、中央・東ヨーロッパはユーゴスラビアを除いて署名している。

地域的に見ると、13ある非署名国のうちの8カ国が旧ソ連の国々である。非署名国は、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、エストニア、フィンランド、グルジア、カザフスタン、キルギス、ラトビア、ロシア、トルコ、ウズベキスタン及び旧ユーゴスラビアである。

締約国のうち22カ国が、対人地雷全面禁止条約で義務付けられたとおり、第7条で定められた報告書を提出した。アンドラ公国、アイスランド、ルクセンブルグ、モナコ、サンマリノ、トルクメニスタンの6カ国が遅れて提出した。

以下の13の締約国が、実施のための国内法を制定したと報告した。オーストリア、ベルギー、チェコ、フランス、ドイツ、ハンガリー、イタリア、ルクセンブルグ、モナコ、ノルウェー、スペイン、スイス、そして英国である。更に、マケドニアとスウェーデンは、適切な実施措置がなされたと報告した。他の国のなかには、デンマーク、アイルランド、ポルトガル、スロバキアなど、条約が国内法に組み入れられていたり、現存の法律で充分であり新しい別の法律の制定は必要ないと報告した国もある。また、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、そしてオランダでは、法律の草案は作成したが、まだ法制化されていない。アルバニア、バチカン、アイスランドでは準備が進行中であると報告されている。

トルコ政府当局は、地雷に関する政策が大きく変化したと報告した。1999年5月、トルコは初めて近い将来対人地雷全面禁止条約に加入するつもりがあると述べ、その発言を1999年12月にも繰り返した。更に12月には、トルコ全土での対人地雷の使用を禁止した軍事指令が1998年3月から出されていると述べた。また、1999年3月（条約発効に）先駆けて、トルコはブルガリアとの間で、その国境での地雷除去と将来における地雷使用禁止に合意・署名した。トルコは、グルジアやアゼルバイジャンとの間とも同様の交渉を行っており、ギリシャに対しても同じような提案をしていると報告した。

ベラルーシは、地雷禁止条約に加入するための障害は、何百万もの保有対人地雷を廃棄するための財政面・技術面での国際的援助を必要とするということだと、公式に発言した。フィンランドは2006年に条約に加入することを目標にしていると繰り返し述べた。ロシアのウラジミール・プーチン大統領は、選挙以来地雷禁止に関して公式に発言していないが、2000年3月のロシア政府は、大統領が「地雷禁止を目標とする」政策を宣言したと新聞発表した。

7.4.2 対人地雷の使用状況

ランドマインモニター報告1999以降の期間において、世界的にみて対人地雷が新たに最も集中的に使用されているのは、チェチェンとコソボである。ロシア軍とチェチェン軍は共に、1999年9月に紛争が勃発して以来地雷を使用している。チェチェン軍との戦闘の中で、ロシアは2度、グルジアに「過って」地雷を落とした。2000年4月、ロシアは、自国とチェチェンおよびグルジアとの国境部分に地雷を敷設することを決定したと発表した。グルジアも、国境の自国側に地雷を敷設することを考慮している。

コソボ紛争の過程で、ユーゴスラビアの軍隊は、約50,000の地雷を敷設した。反乱軍も地雷を使用した。その数は比較出来ない程少ない数である。2度にわたるNATO空軍の軍事行動の間、米国と英国の戦闘機は、1,600個程のクラスター爆弾を投下した。この結果、少なくとも15,000個の不発のボンブレットが発生したと推定され、対人地雷と同じ危険を民間人に対して与えている。

グルジアの武装勢力による地雷使用がアブハジアにおいて続いていると思われる。クル度労働者党(PKK)反乱軍がトルコとイラク北部において地雷を使用し続けたのも明らかである。ウズベキスタンは、国境沿いの情勢が不安になった後、キルギスとの国境を何度も地雷で強化した。アゼルバイジャンは、自国の領土にアルメニアが地雷を敷設したと非難しているが、ランドマインモニターはその様な使用があったという具体的な証拠を発見しておらず、アルメニアもこれを否定している。

国連は、締約国であるキプロスが、島にある緩衝地帯の自国側の地雷を「更新」したと報告した。

7.4.3 対人地雷の生産と移譲

ランドマインモニター報告1999によれば、この地域の23カ国が対人地雷の生産を中止し、現在生産を続けているのはロシア、トルコ、ユーゴスラビアのみである。2000年6月、トルコ政府当局はICBLの代表に対して、トルコがもはや対人地雷を生産していないと発言したが、公式に確認されてはいない。ロシアが最初1998年に発表した事項である、爆風型対人地雷の生産停止は確認された。ユーゴスラビアは1998年には対人地雷の生産・使用はなかったと述べているが、コソボ紛争を考慮すると、この声明は信頼できない。

この地域には、対人地雷の輸出を行っている国はないと信じられている。18カ国が過去においては輸出を行っていたが、そのうち16カ国が条約に署名している。ロシアは探知不能で自己破壊機能のない地雷の輸出を公式に中止している。ユーゴスラビアは、対人地雷を輸出していないと公式に発言した。

ベラルーシは、2000年2月4日、輸出の一時停止を2002年末まで延長した。また同国政府は、1998年、自国領土を通過する対人地雷の移転を禁止する法令を発行した。トルコの輸出一時停止は、1999年1月までの予定であったが、更に3年間延長された。

1999年9月、ルーマニアの企業ロンテクニカが、英国での軍事品展示会において、対人地雷を販売用に提供した。ルーマニア政府当局は、これを単なる書類上のミスであると説明した。この件は現在も英国国防省によって調査中である。ルーマニアは署名国であり、輸出を停止している。

7.4.4 対人地雷の保有と廃棄

ランドマインモニター事務局は、ロシアが6000万から7000万の対人地雷を保有しており、これは中国について2番目に多いと推測している。ベラルーシは、数百万の対人地雷を保有していると認めており、ランドマインモニターはその数を1000万から1500万の範囲であるだろうと確信している。ウクライナも条約への署名国であるが、約1000万の対人地雷を所有していることが知られている。他にも、情報を公開しないが、対人地雷を大量に保有していると思われるのは、以下の国々である。ユーゴスラビア、フィンランド、トルコ、そして条約署名国であるルーマニア及びギリシャである。

2000年初めにおいて、締約国で保有地雷が多かったのは、イタリア（4800万）、アルバニア（1600万）、スウェーデン（1200万）、ブルガリア（778、455）であった。しかし、財政面で援助が必要なアルバニアを除いて、これらの国々では、地雷廃棄が急速にすすんでおり、これらの数字は古くなっている。

現在何百万個もの地雷の廃棄が続行されている。1999年3月以来、欧州地域の5カ国が保有地雷の廃棄を終えた。ボスニア・ヘルツェゴビナ（460、727）、デンマーク（266、517）、フランス（1、098、281）、ハンガリー（356、884）、及び英国（2100万）である。それ以前に、オーストリア、ベルギー、ドイツ、ルクセンブルグ、ノルウェー、スイスも保有対人地雷の廃棄を終えている。

以下の国々でも廃棄が進行中である。アルバニア（8、400）、ブルガリア（107、417）、クロアチア（3、434）、チェコ（45、575）、イタリア（2100万）、モルドバ（数値不明）、スロバキア（127、781）、スロベニア（8、104）、スペイン（642、684）、スウェーデン（200万）である。ここでも活発な地雷廃棄が進行しており、多くの国に関してこの数字が古いものになっている。この地域の締約国で、マケドニア及びポルトガルのみが廃棄を開始していないが、どちらの国においても廃棄計画

が作成されている。

訓練用に地雷を保有することは、条約第3条により認められているが、この地域ではオーストリア、ハンガリー、スイスがこれを保有しないと述べている。ハンガリーは、条約第7条報告書において、1,500の対人地雷を保有すると述べたが、その後政府関係者がLMリサーチャーに対して、地雷を保有しないと述べている。ノルウェーは、条約第7条報告書及びSC会議において、これを保有しないと述べたが、後になって、国防省が少数、100程を保有すると述べた。他に、少数を保有すると報告している国がある。アイルランド(130)、マケドニア(50)等である。

この地域において1000以上の対人地雷を保有する国々は、クロアチア(17,500)、イタリア(8,000)、スロバキア(7,000) スロベニア(7,000)、ベルギー(5,770)、デンマーク(4,991)、チェコ(4,900)、英国(4,519)、フランス(4,514)、オランダ(4,076)、ブルガリア(4,000)、スペイン(4,000)、ドイツ(3,006)、ポルトガル(3,000)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(2,165)である。

保有する地雷の数を下方修正している国も数カ国ある。ブルガリア(10,446から4,000に)、スペイン(10,000から4,000に)である。スロバキアも、下方修正を検討しているとの報告がある。

ICBLは、米国の対人地雷がこの地域の数カ国に保有されていることに懸念を表明している。その国々の中には、締約国であるドイツ、ノルウェー、またディエゴガルシアの英国領、条約署名国のギリシャを含んでいる。

ICBLがもう1つ懸念するのは、処理防止装置や高感度の信管がついた、対車両地雷についてである。これらは、対人地雷と同じ働きをするために、条約によって禁止されているものである。このような地雷を廃棄するイニシアティブをとっている国もある。ハンガリーは、チルトロッド付のUKA-63型対車両地雷100,000個を廃棄、スロベニアも、保有しているantilift発火機構付PT-Mi-K型対車両地雷をすべて廃棄した。しかしチェコは、PT-Mi-K型地雷を、他のチルトロッド軸付対車両地雷同様保有することを明らかに決定している。同様にスウェーデンも、明らかに数種のチルトロッド信管付対車両地雷を保有しているがこれを廃棄するかどうか表明していない。フランスは、数種のチルトロッド信管付対車両地雷や、様々な処理防止装置がついた対車両地雷を廃棄したと報告しているが、それ以外の問題になる対車両地雷を保有している。これは、オーストリア、ベルギー、ドイツ、スペイン、英国も同様である。

2000年5月、ドイツ国防省は、対人地雷としても処理防止装置としても機能しうるDM39の使用を中止し、保有しているものは1年以内に廃棄を終えることとした。1997年当初、オランダはゲイター複合地雷システム(対人と対戦車の複合システム、米国より1991年輸入)について、対人地雷を除去して処理防止装置付対車両地雷と入れ返ることを計画していたが、現在では、ゲイター複合地雷システムを全廃することを決定し

ている。

7.4.5 対人地雷の埋設状況

ヨーロッパと中央アジアの53カ国のうち、アブハジア、チェチェン、コソボ、ナゴルノカラバフが含まれる23カ国が地雷の埋設国である。これらのうち8つが締約国であり（アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、チェコ、デンマーク、スロバニア、タジキスタン）5つが署名国である。（キプロス、ギリシャ、リトアニア、モルドバ、ウクライナ）この地域の地雷の脅威にさらされている10ヶ国がまだ条約に加入していない。（アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、エストニア、グルジア、キルギス、ラトビア、ロシア、トルコ、ユーゴスラビア）

もっとも深刻な問題を抱えているのが、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、ユーゴスラビア（コソボを含む）、チェチェン、ナゴルノカラバフである。ボスニア・ヘルツェゴビナでは、国土の合計18,293の地域に地雷が埋められている、あるいはその疑いがあると報告されている。クロアチアでは地雷が埋められている、もしくはその疑いがある地帯の概算が4,500平方キロメートルに下方修正された（6,000から）。コソボでは、合計620の地雷地帯が確認されている。ユーゴスラビアには合計50,000の地雷が埋められている。NATO 軍の爆撃で対人地雷と同じ効果の、クラスター爆弾のボンブレットの不発弾15,000が残されている。アルバニア政府当局は、アルバニアとコソボの80km に及ぶ国境線全体がセルビア軍に埋められた対人地雷と対戦車地雷に冒されていると発表している。ナゴルノカラバフの農業大臣は地雷の危険のため、農地の30%が使用されていないと述べた。アブハジアではヘイロー・トラストが地雷地帯を調査し、18.3平方キロメートル以上の土地に地雷が埋められている可能性があると見積もった。

ベラルーシ、ラトビア、リトアニア、ウクライナ、ロシアでは、第2次世界大戦の地雷と不発弾がまだ除去される必要がある。これらの国々はこちらでは、埋設国に含まれる。一方、西ヨーロッパの国々（例えば、ベルギー、フランス等）は、第2次世界大戦における地雷問題が比較的少ないので含めない。元ソビエト軍が遺した弾薬の集積された問題を抱えている国もある。

7.4.6 資金援助

世界の地雷関連支援を行う主要17援助国のうち13カ国がこの地域にある。ノルウェー、スウェーデン、英国、ドイツ、デンマーク、オランダ、フランス、イタリア、スイス、フィンランド、ベルギー、オーストリア、アイルランドである。1999年の拠出金は合計で1億2000万ドルであった。ほとんどの国で犠牲者支援がこの合計額に含まれるが、研究開発に費やされる費用はほとんどの国でこれに含めていない。ボスニア・ヘルツェゴ

ビナは、世界でも地雷関連支援の受け入れ金額が多い5カ国に入るが、基金の大半が現在（スロベニアの）国際信託基金を通じてのものである。他方、チェチェンのための支援は、最近の軍事衝突以前ですらほとんどなかった。クロアチアで地雷対策に費やされる費用は、1998年に80%、総額2,400万ドルに増額した。クロアチア政府がこのうち約90%を拠出している。

7.4.7 対人地雷の除去

大規模な地雷除去プログラムがボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、コソボで実施されている。ボスニア・ヘルツェゴビナでは1999年に約3.7平方キロメートルの土地で地雷が除去され、さらに573,229平方メートルが調査された。クロアチアでは、1999年、合計23.59平方キロメートルの土地で地雷が除去されたか、または地雷がないと宣言された。コソボでは、KFOR（NATO コソボ平和維持軍）が現地入りした5日後に、UNMACC（地雷対策活動コーディネーションセンター）が始動した。2000年7月1日現在で、8平方キロメートルの土地、および16,000軒以上の家と776以上の学校の地雷が除去された。

アブハジアでは、2000年5月現在で、460,077平方メートルの土地の地雷が除去され、2,448の対人地雷が廃棄された。ヘイロー・トラストは1999年12月、チェチェンの地雷除去活動を一時停止した。ヘイローは2000年1月ナゴルノカラバフでの活動を開始した。

1999年4月から10月まで、ブルガリアは、トルコ、ギリシャ、マケドニアとの国境を含む国土内の地雷除去を完遂し、76の地雷地帯で17,197の地雷を廃棄した。Stability Pact of South Eastern Europe（南東欧安保協定？）を通じて、トルコは国境での地雷除去をするための地域内合意を提案している。1999年10月、アルバニア地雷対策活動委員会（AMAC）が国内の地雷対策活動を調整するために設立された。2000年6月、RONCO（米国の地雷除去会社）はAMAC（アルバニア地雷対策活動センター）によって定められた2つの優先地域において地雷除去活動を始めた。

7.4.8 地雷回避教育

地雷除去プログラムが徹底している地域には、地雷回避教育プログラムも重要視されている。ボスニアでは、1999年6月から12月、赤十字が1,470回の地雷回避のワークショップを開催し、36,500人が出席した。UNICEFのプログラムを通じて国内のすべての教員が地雷回避研修を受けた。1999年、ICRCとクロアチア赤十字社は、クロアチアの子地雷の影響下にある14の地方で地雷回避教育を行い、66,612人に普及した。コソボでは、地雷回避活動を行っている11の組織があり、マケドニアとアルバニアの難

民キャンプでは、コソボに戻る前に地雷回避教育を始めている組織もある。2000年5月31日現在、地雷の影響を高・中程度受けている463の村で地雷回避教育がなされた。アブハジアでは、1999年以来、地雷の影響下にある地域の生徒に対し、組織的な地雷回避教育が行われている。チェチェンの紛争がもっとも悪化したとき、地雷回避教育は中断されたが、2000年晩春までに少数の地元のNGOが活動を再開した。

7.4.9 対人地雷による死傷者

ボスニア・ヘルツェゴビナでは、地雷による死傷者は顕著に減少している。1996年の625人、1997年の286人、1998年の149人から1999年には94人に減少した。クロアチアでは、1999年の死傷者は51人で、1998年の77人から減少した。ナゴルノカラバフでは、死傷者は1995年の82人から1999年は30人に減少した。

コソボ紛争が終わってから避難民が地元に戻った時点で、地雷による多数の死傷者が出てしまった。最初の4週間で150人が地雷により死亡または負傷したと見積もられている。1999年6月から2000年5月まで492人が地雷事故に巻き込まれた。アルバニアでは、1999年6月から2000年7月まで136人の地雷による死傷者をだした。正確な数字を知ることは不可能だが、チェチェンでは数百人の新たな地雷犠牲者が出ている。

7.4.10 犠牲者支援

ヨーロッパでは、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、ユーゴスラビア、エストニアに障害者法がある。ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、キプロスは、全国規模の障害者団体がある。地雷の犠牲者がありながら、犠牲者への迅速な緊急救命医療が今まで全く存在していなかった国や地域もある。この状況はチェチェンで特に深刻である。ベラルーシ、アルバニア、アゼルバイジャンには限られた応急手当しかない。地雷埋設国である国々では、近代的な医療サービスは都市中心部でしか利用できない。

データが入手可能なすべての国でリハビリのためのサービスが行われているが、アルバニア、アゼルバイジャン、ユーゴスラビアにおいては、首都のみでしか利用できない。ボスニア・ヘルツェゴビナの犠牲者は一般に医療機関が身近にあるにもかかわらず、リハビリテーション費用を自分で負担する必要がある。クロアチアでは、困窮している場合、ある程度のリハビリテーションを無料で受けられるが、適切なケアのためにはスロバキアまで行かなければいけない。アブハジアとアゼルバイジャンでは、政府はICRCと協力してサービスを供給している。ロシアでは、政府はリハビリテーションをNGOに移管しているようである。ベラルーシでは全土で義肢が行き渡っており無料である。ウクライナの犠牲者は義肢を長期間待たなければいけない。アブハジアではリハビリテーションにかかる犠牲者の費用をすべて政府が負担しているが、アゼルバイジャンでは車椅子を無料で供給

するのみである。定期的ではないが、グルジアでは子供達に対して、アブハジアではすべての市民に対して心理的ケアがなされている。チェチェンの医療・リハビリテーションサービスは崩壊してしまった。アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、ロシアといった国々のみが社会的・経済的復帰に対する援助活動を実行している。

7.5 中東・北アフリカ地域

7.5.1 地雷禁止へ向けての各国政府の取り組み

中東・北アフリカ地域 18カ国のうち、ヨルダン、カタール、イエメン、チュニジアの4カ国が対人地雷全面禁止条約の締約国となっている。チュニジアはごく最近（1999年7月9日）締約国となった。アルジェリアは1997年12月に同条約に署名したものの、まだ批准には至っていない。パレスチナと西サハラの代表はそれが可能な立場になった時点で進んで条約に加入する意思があることを表明している。

中東・北アフリカ地域のうち、バーレーン、エジプト、イラン、イラク、イスラエル、クウェート、レバノン、リビア、モロッコ、オマーン、サウジアラビア、シリア、アラブ首長国連邦の13カ国は条約に署名していない。通常兵器禁止・制限条約の改正議定書IIに署名した国はない。

ヨルダンとイエメンは条約第7条透明性確保ための措置で求められている報告書を国連に提出したが、カタールとチュニジアは提出が遅れている。カタールの報告書は1999年9月27日までに、チュニジアは2000年6月28日までに提出することになっていた。

アルジェリア、ヨルダン、イエメンの代表は、1999年5月にモザンビークのマプートで行われた第1回締結国会議に出席した。カタールは出席しなかった。オブザーバーとして会議に参加した12の未署名国の中に、イスラエル、リビア、モロッコ、パレスチナがあった。

イエメンとヨルダンは、対人地雷全面禁止条約の国内実施については現存する国内法でも充分適応出来るのではあるが、両国ともある特定の法を制定する意志があることを表明している。カタールとチュニジアにおける国内法の立法化については未知である。

レバノンは、1999年12月1日に国連総会決議 54/54B への反対投票を行い、国連総会で地雷禁止を支持する決議に反対した最初の国となった。棄権した20カ国の中に、エジプト・アラブ、イラン、イスラエル、リビア、モロッコ、シリアがあった。バーレーン、オマーン、アラブ首長国連邦は条約に加入していないものの、この決議に賛成票を投じた。

2000年4月にカイロで行われた EU-OAU サミットでの最終声明は、エジプト・アラブの主張で、地雷禁止に賛同する文言をすべて取り除かれた為、効力を弱められた。その翌週カイロで開かれたアラブ連合本部の地雷地域セミナーでは、会議の最終勧告がエジプト・アラブの国家的立場のみを反映していた。ICBLはエジプトの行動を批判した。エジプト・アラブ、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、イエメンの代表団がそのセミナーに参加していた。

7.5.2 対人地雷の使用状況

イスラエルおよびイスラエルの支援を受けている南レバノン軍、そしてヒズボラのようなその他の非政府武装軍は 1999 年 3 月から 2000 年 5 月までの報告期間中に南レバノンに対人地雷を埋設したようである。イラク北部で PKK によって対人地雷が使用されているという報告がある。

7.5.3 対人地雷の生産と移譲

ランドマイン・モニター報告 1999 では、この地域の 3 カ国（エジプト、イラン、イラク）が現在も対人地雷の生産を続けており、1 カ国（イスラエル）が過去に生産していたということが明らかになった。ヨルダンも条約第 7 条報告書でシリア製の対人地雷を所有していることを明記している。これでシリアがかつて対人地雷を生産し輸出していたことが初めて証明されたことになる。2000 年 2 月、エジプトは国連の査察団にもはや対人地雷を生産していないと伝えているが、これが公的方針なのか、生産の一時停止か禁止のどちらを意味しているのかは明確でない。イスラエルは対人地雷の生産はもう行っていないと 1997 年以降言い続けてきたが、イスラエルの政府筋が 1999 年 1 2 月に ICBL に語ったところによると、これが公的指針であるかどうか不明であるが、将来その必要が生じた際は対人地雷の生産を禁止する措置をとらないそうである。

イスラエルは 2003 年まで対人地雷の輸出を一時停止することを公にしている。エジプトやイランの政府筋は、もはや対人地雷の輸出を行わないことを明言している。しかしエジプトはこのことに関して文書で明言しているわけではない。イランは近年、数カ国に対し地雷の輸出を行ったとして非難されてきたものの、それに関する明白な証拠はない。イラクは過去に世界で唯一、対人地雷を輸出してきたが輸出の一時停止も表明していない。

7.5.4 対人地雷の保有と廃棄

締結国は保有している対人地雷の廃棄を開始しなければならない。イエメンは約 79,000 個の対人地雷のうち 10,050 個を廃棄した。イエメン当局は 1999 年 1 1 月に第 7 条報告書（その中で 59,000 個の保有量があると示唆している）を提出した後、新たに 20,000 個の対人地雷を発見した。イエメンは、資金の準備ができれば、一年以内に全ての保有対人地雷を廃棄できると示唆した。同国は訓練と研究の目的で 4,000 個の対人地雷を保有するであろう。ヨルダンは自らが保有している 93,342 個の対人地雷のうち 20,552 個を廃棄しており、2003 年 4 月までに地雷の廃棄を終わらせると明言している。同国は訓練・研究の目的で 1,000 個の対人地雷を保有するであろう。チュニジアは 1999 年 7 月にいくらかの地雷を廃棄したと述べた。チュニジアの保有に関する詳細は、条約第 7 条報告書 が提出されたときに明らかになるだろう。

ランドマイン・モニター報告は、締結国であるカタールが米国の対人地雷の保有を 4,776

個請け負っていることを初めて明らかにした。カタール、オマーン、バーレーン国も近々、米国の対人地雷の追加分の保有（少なくとも各国で 3,265 個）を請け負う予定でいる。米国はサウジアラビアに 49,610 個、クウェートに 8,896 個の対人地雷を保有している。以前クウェートは対人地雷をいっさい保有していないと考えられていたが、湾岸戦争後に行われた地雷除去活動の間に取り除かれた 45,845 個の対人地雷と 48,742 個の対戦車地雷をクウェートは保有していたことになる。

ヨルダン・ハシミテとイエメンは別として、この地域において自国が保有している対人地雷の数を公表している国は他にない。エジプト、イラン、イラク、イスラエル、シリアの対人地雷保有量はこの地域において最大であるようだ。

7.5.5 対人地雷の埋設状況

「地雷の社会・経済的影響についてのレベル1調査」は2000年7月にイエメンで完了することになっている。地雷埋設国でこの種の調査が行われるのは今回が初めてである。UNMASは、ヨルダンとイエメンに続いて、エジプトとレバノンに対しても新たに調査団派遣を行った。

中東・北アフリカ地域において、バーレーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦を除く14カ国が地雷で受けた問題を報告している。この地域に埋設されたと推定される地雷総数はかなり幅がある。政府は2200万個の「地雷」がエジプトに埋設されると主張している。しかしながら、この数は第二次世界大戦中に外国軍によって埋設された対人地雷と対戦車地雷を含むだけでなく、中東戦争の間にエジプト軍及びイスラエル軍によって使用されたものや、推定される不発弾の数もふくんでいる。エジプトの地雷除去実績に基づくと、除去された対人地雷数は全体の20%以下である。

7.5.6 資金援助

北イラク（イラククルジスタン）では、1999年4月から10月にかけて800万ドル相当の物資及び資金が地雷対策活動のために提供された。1999年アラブ首長国連邦はエジプト・アラブでの地雷除去プロジェクトに資金を供給し、アラブ諸国間で地雷除去プログラムに資金提供をした初めての例の1つとなった。イスラエルはアンゴラ（1996年以来）とグアテマラの地雷除去に資金援助をしてきた。イスラエルとサウジアラビアは国連の地雷除去支援任意信託資金に資金を拠出してきた。カタールは地雷除去及びボスニア・ヘルツェゴビヤ犠牲者支援のための国際信託資金に資金援助した。

エジプト・アラブ、ヨルダン・ハシミテ、レバノン、イエメンは米国の人道的地雷除去支援プログラムに参加している。アルジェリアとオマーンは米国に地雷除去支援を要請した。カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、ノルウェー、英国を含めた国々も、中東・アフリカ地域における除去支援と資金を提供している。

7.5.7 対人地雷の除去

この地域では大規模な人道的地雷除去プログラムが、イラク・クルジスタンにおいて行われており、国際NGOによって遂行されている。2000年5月の時点で、ほぼ3.1平方キロメートルの土地が地雷除去され、49の村で作物の生産を目的として除去した土地が使用されるようになった成果を国連は報告している。北部の3つの行政区にある村の95%において、社会経済的な影響を調べる調査が行われた。クウェート国はペルシャ湾岸戦争後に行われた8億ドルの事業で、165万個の地雷と、11万1750トンの不発弾を除去した後も地雷除去を続けている。その他地雷の埋設国である、エジプト、イラン、イスラエル、ヨルダン、レバノン、リビア、モロッコ、オマーン、チュニジア、イエメンでも計画的に、また時には単発的に地雷除去が行われる。これらの国の大半で地雷除去は軍隊によって行われている。

7.5.8 地雷回避教育

南レバノンからイスラエル軍が撤退したことを受けて、この地域への帰還した人々に多数の地雷犠牲者が出た結果、既に地雷回避教育を行ってきた国においてさえもなお教育が必要とされることが判明した。

レバノンとイエメンでは、広範囲にわたる地雷回避教育プログラムがある。イエメンでは、国家機関であるイエメン地雷回避教育協会(Yemen Mine Awareness Association)が教育を行っている。レバノンでは地雷資料センターのような地元のNGOが軍隊と協力してプログラムを遂行している。これらのプログラムは、援助国政府機関や、レッダバーネンや世界リハビリテーション基金(World Rehabilitation Fund)のような国際NGO、ユニセフのような国連機関からの資金及び技術援助を受けている。同様の地雷回避教育が2000年にヨルダンで始まる予定である。別の地雷回避教育プログラムがパレスチナ占領地域の Defense of Children International / Palestine Section によって行われている。パレスチナの人権擁護団体であるアルハク(AI-Haq)はゴラン高原での地雷回避教育プログラムの必要性を報告した。ノルウェーのNPA(ピープルズエイド)による西サハラにおける地雷回避教育プログラムは2000年5月に終了した。

地雷回避教育プログラムはイスラエルやクウェート、シリアでは国家が責任をもって行うべきものとされている。地雷の影響下にあるアルジェリア、エジプト、イランでは国が資金提供を担う地雷回避プログラムは存在していない。

7.5.9 対人地雷による死傷者

昨年、アルジェリア、エジプト、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、リビア、レバノン、オマーン、シリア・アラブ、イエメンで新たに地雷による死傷者が出た。パレスチナ占領地域、ゴラン高原、西サハラ、イラククルジスタンで地雷の事故が起きた。翌月、南レバノンからのイスラエル軍撤退で、新たに20人が地雷によって負傷した。全

体的には 1999 年ではレバノンで 50 人が、2000 年 6 月の時点では 35 人が地雷のため負傷した。西サハラでは、1999 年 11 月から 2000 年 3 月までに 42 人の地雷死傷者が報告された。

7.5.10 犠牲者支援

地雷による犠牲者と生存者が支援をどの程度受けられるかは、地域によってかなり異なる。クウェートでは、地雷や不発弾の事故で受けた外傷治療のために国が負担した医療費は、最初に救急処置室に運ばれてから理学療法を受けるまでの合計で 17,331 ドルである。対照的に、エジプトや西サハラで都市から遠隔であり、地雷の影響下にある地域では、事実上の援助は行われていない。中東・北アフリカ地域の多くの国では民間人に対し医療が「無償」で行われているが、その質や包括性を把握することが不可能である。

下記は掲載省略します。

8. 対人地雷全面禁止条約（オタワ条約） 日本政府による日本語訳
(別の htm ファイル〈MBT_in_Japanese.htm〉をご参照下さい)
9. 条約の調印並びに批准国リスト(2000 年 8 月 1 日現在)
(最新のリストは JCBL のホームページ :<http://www.jca.apc.org/~banmines> に掲載してあります。)

注釈

1. 対人地雷全面禁止条約:

ICBL は通常これを短く「地雷禁止条約」(Mine Ban Treaty, MBT)と称している。また、「オタワ協定」(Ottawa Convention)や「オタワ条約」(Ottawa Treaty)などの呼称も一般的である。

2

第 1 回ランドマイン・モニター報告が対象とした期間は、1997 年 12 月から 1999 年 2 月であった。本第 2 回年次報告は、1999 年 3 月から 2000 年 5 月までを対象とする。ただし 2000 年 6 月及び 7 月に入手した重要な情報は随時追加してある。

3

この報告書の中では「批准」を“新たな義務を負うことの同意”を簡略化した言葉として使っている。この条約では各国政府は、批准、承認、賛成、加入等のさまざまな方法で、新たな義務を負うことに同意する事ができる。—これらすべては署名以上に強い法的拘束力を

備えている。またこの報告書の本来の目的から、批准はしたが 6 ヶ月の猶予期間を終えていない国を第 7 章「地域別概要」において“締約国”のグループに含むものとした。

4

SC（専門家常設委員会）の動向や活動についてもっと知りたい方は、ICBL のランドマイン・モニター報告、および ICBL Working Group（ICBL 作業部会）報告を参照のこと。（訳注：ICBL には、各 SC に対応して、犠牲者援助 WG、地雷対策 WG、条約問題 WG、NSA（反政府武装勢力）WG、倫理と正義 WG の 5 つの作業部会（WG）がある。）

5

ルワンダは 1997 年 12 月 3 日に条約に署名し、2000 年 6 月 8 日に批准した。条約の発効は（第 17 条により）6 ヶ月後の 2000 年 12 月 1 日である。ジンバブエは 1997 年 12 月 3 日に署名し、98 年 6 月 18 日に批准したので 1999 年 3 月 1 日に発効した。ウガンダの署名は同じ 1997 年 12 月 3 日であったが、批准が 99 年 2 月 25 日であった為、発効は 1999 年 8 月 1 日であった。

6

1999 年 3 月以来、ジブチ反乱軍とエチオピア・ケニアの反乱軍（OLF）が地雷を使っているらしい。しかし両者が使った地雷は対車両地雷であって、対人地雷ではない。また、アルジェリア反政府軍(GIA)による地雷使用も告発されている。インド政府、アルメニア政府もこの期間の地雷使用を非難されているが、ランドマインモニターでは確証ある証拠を見出していない。

7

ロシアの輸出一時中止と、中国の輸出中止宣言は CCW の規制に歩調を合わせたにすぎず、ただ探知不能な非自己破壊地雷の輸出にのみ適応される。しかしながら、1995 年以降、両国が多量の地雷輸出をしたという根拠はない。

8

この問題に関して、詳細な外交史を知りたい方は、Human Rights Watch Fact Sheet（人権監視ファクトシート）の“Antivehicle Mines with Antihandling Devices”（処理防止装置付対車両地雷）2000 年 1 月を参照のこと。

9

Executive Summary 9 ページ参照。

10

参照：国際赤十字委員会 ICRC “Information Paper:Anti-Vehicle Mines Equipped with Anti-Handling Devices” 1999年4月、Human Rights Watch Fact Sheet “Antivehicle Mines with Anti-handling Devices”2000年1月、GIBLwebsite：<http://www.landmine.de>

11

(条約第7条により) 締約国は条約が発効してから180日以内(1999年8月27日まで)に第1回目の7条報告書を提出する義務がある。2000年以降の年次報告は毎年4月30日までに提出する。2回目の年次報告は16の締約国が提出した。

12

ランドマイン・モニタリング報告2000(要約でなく本報告書)の1082ページの付録の“国連と地雷禁止条約の履行”についてのVERTIC(Verification Research, Training and Information Centre, London)の報告書参照。

13

Human Rights Watch Fact Sheet,"地雷禁止条約透明性報告"2000年1月参照。

14

地雷問題を抱える多くの地域ではUXO(不発弾)の問題もある。便宜上、mine-affected(地雷の影響下にある)という用語は地雷とUXOの両方を含めるものとする。

15

ある特定地域で地雷が完全に一掃されたかどうかの認定基準は、民間人が危険にさらされること無しにその土地を使用できるかどうかである。UN Standards for Humanitarian Mine Clearance(人道的地雷除去の国連基準)は2000年現在見直し中であり、2000年から2001年に完了する予定である。

16

1999年に地雷除去した地域の総合的情報は、他の国々の除去プログラム用には利用できなかった。

17

LMリサーチャーたちは55ヶ国と1地域(ここで言う地域とは、台湾、パレスチナのように、国として認められていない国を指す)で地雷犠牲者を最終的に登録した。さらに16ヶ国と8地域では犠牲者は公式には報告されていなかったが、新たに犠牲者が出ている可能性が非

常に高い。その根拠として、これらの国々では 1998 年とそれ以前に地雷問題と地雷犠牲者が報告されていたことがあげられる。

18

註 17 の地域は、アブカジア、チェチュニア、ゴラン高原、イラク - クルディスタン、コソボ、ナゴーニ - カラバク、パレスチナ、ソマリランド、西サハラの 11 地域である。

19

核心となる保健医療と社会的受容能力、社会的活動の他に、さまざまな形の援助が考えられる。例えば、かつて地雷が敷設された地域の社会経済的発展や、避難民と国内難民の地雷除去地域への帰還と再定住、法的援助、そして地雷(そして UXO)の影響下にある地域に対する社会的経済的施策など。

20

人間開発指数は国の健康、教育、収入レベルを反映する。国連開発計画はこの指数を 3 つの基準で算出している。出生時平均余命、成人識字率及び教育水準、国民一人あたりの国内総生産である。各国は人間開発指数により 3 グループに分けられる。すなわち、指数 0.8 以上は人間開発指数が高度であることを示し、0.5~0.79 は中度、0.5 未満は低度である事を示す。

21

この地雷回避教育という言葉にはまた、地雷被害国で働いている人道援助関係のスタッフのためのプログラムやブリーフィングも含める。この点については、UNMAS と CARE International(ケアー・インターナショナル) は関係する NGO と国連スタッフ向けのフィールド・ハンドブックを用意している。

22

難民や国内避難民の場合は除外される傾向にある。

23

HI France のユーグ・ロランジェによると、HI はアフガニスタン、アンゴラ、ボスニアヘルツェゴビナ、エチオピア (北ソマリア国境に沿った国境難民キャンプで)、コソボ、モザンビーク、セネガル、タイ (カンボジアとビルマ国境に沿った難民キャンプで) の 8 ヶ国で“地雷の危険を教える教育”を実施するか支援している。彼によると、これらのプログラムにはデータ収集や、メディア機材の使用、教育が含まれている。Eメール書簡 2000 年 6 月 15 日

24

UNMAS には、治安の回復次第、DRC(コンゴ民主共和国)に地雷回避教育のニーズの調査団（以下、ニーズ調査団）を派遣する予定である。

25

ラムラをベースとする NGO、アル・ハーク (Al Haq) は、ゴラン高原での現地地雷回避教育プログラムを強く提案している。

26

"child-to-child"プログラムがヨルダン向けに計画されているという。ランドマインモニター 2000－ヨルダン参照。

27

UNMAS のニーズ 調査団派遣は当初、2000 年にイランに対して計画されていた。しかし、これは実施されないことになったようだ。

28

多少奇妙だが、ビルマ（ミャンマー）の赤十字社は 2 つの理由で地雷回避教育は必要ないと言っている。第一の理由は、犠牲者が存在していない（明らかに正確さを欠く表現である）。第二には、この国の軍事政権に対抗した反乱分子のほとんどが和平協定を結んだからという理由だ。情報提供はビルマ（ミャンマー）担当 LM リサーチャー。

29

ベトナムでは、地雷回避教育のニーズに関する調査はまだ実施されていないが、ある地域ではすでに現地主催の、あるいは国際的団体主催の地雷回避教育が始まっている。ベトナム担当 LM リサーチャーは全地域で地雷教育が行われるべきだと確信している。

30

例えば、UNMAS は 2000 年 2 月にシエラレオネに調査団を派遣した。そして、限られた地域で地雷や不発弾の問題があっても、全国規模の地雷回避教育キャンペーンは正当ではないと考えられていると結論付けた。調査団報告は UNMAS ホームページ参照、<http://www.un.org/Depts/dpko/mine>

31

参照：Kananfani, S. "NGO's race to alert South to peril of mines," Daily Star, 2000 年 6

月 1 日

32

例えば UNICEF は地雷回避教育ニーズ調査団を 2000 年 6 月チャドに派遣した。

33

複数のニーズ調査を共同して行えるのは明らかである。事実これが継続できる最も効果的な方法である。

34

この点では、誰が地雷回避教育を必要とするのかを現地組織が決定するのも十分ではない。すなわち組織的な情報収集がなければ、最も危険にさらされている人たちのプログラムを対象として正確に絞り込むことは不可能である。

35

例えば、コロンビアやクロアチアはいまだに地雷回避教育のニーズ調査を行っていない。また、地雷回避教育プログラムを最も長期にわたって行っているアフガニスタンも査定を行っていない。情報提供はアフガニスタン、コロンビア、クロアチア担当の LM リサーチャー。

36

もちろん当局は「過剰調査」の危険に常に注意を払わねばならない。地域社会はパートナーであって、実験用モルモットとみなすべきではない。コソボのような地域の多くで、地雷犠牲者はいろいろな組織やいろいろな報道関係者たちに繰り返し同じ質問をされるのにうんざりしている。

37

地雷回避教育は、他の地雷対策活動プログラムと同じように、コソボでも UNMACC (国連地雷対策調整センター、UN Mine Action Co-ordination Center) が、コーディネートしている。ここは、すべての実行組織がその「地雷及び不発弾回避教育のための最適運用ガイドライン」(Best Practice Guidelines) に従うことを求めている。そしてこのガイドラインは国連組織のためにユニセフが開発した「地雷及び不発弾回避教育」をベースとしている。

(訳注: KFOR (NATO 平和維持軍) の下に UNMACC が、その下に KMACC (コソボ地雷対策調整センター) ある建前らしい。) 現場で地雷対策活動を行っているのは BHMIC (ボスニア・ヘルツェゴビナ地雷対策活動センター)、その下の EMAC (自治体 MAC) で、EMAC とは RSMAC (Republica Srpska MAC) と、FMAC (Federation of Bosnia and Herzegovina MAC) の二

つである。

38

不発弾、特にクラスター爆弾のボンブレットが広域に散布されている場合はこうではない。クラスター爆弾では、犠牲者合計人数の 50 パーセント以上が子供であることが多い。

39

情報提供はクロアチア担当 LM リサーチャー。2000 年 5 月 15 日

40

現実には、間違った地雷回避教育は無益であるというより有害であり、命を脅かす可能性がある。コロンビアで広められた地雷回避教育に関しては特に憂慮が表明された。これは、子供たちに地雷敷設地域を歩き回らせる教育である。情報提供：コロンビア担当 LM リサーチャー、ダイアナ・ロア・カストロ

41

しかしながら、地雷回避教育を進める上でラジオを主要メディアとすることは良いことのように思われる。ラジオはこの国での最も普通の情報伝達手段であり、理解を妨げるような現地語がないからだ。情報提供：ルワンダ担当 LM リサーチャー。

42

情報提供：グアテマラ担当 LM リサーチャー。2000 年 5 月 16 日

43

コロンビアでスーパーマンの漫画本を配布しないという決定はコロンビア地雷廃絶キャンペーンからボゴタのユニセフ代表へ宛てた一通の書簡に従った。情報提供：LM リサーチャー、ダイアナ・ロア・カストロ。2000 年 5 月 16 日

44

コロンビアのいわゆる"child-to-child"の地雷回避教育についても憂慮が表明されている。情報提供：コロンビア担当 LM リサーチャー、ダイアナ・ロア・カストロ。

45

"Child-to-child"プログラムは公衆衛生教育に代わる、より参加型のプログラムとして発案された。これは旧来の権威主義的枠組みや、世界中でおこなわれているような（子供の力を削ぐような教育法を離れて、物事を探求する機会を子供たちに与えている。child-to-child の活動では、教師の役割は子供たちの間で色々な智恵が思い浮んでいるその中央の支点というより、学習過程を手助けするファシリテーターとして関わっていく。こうした教育法を教師やインストラクターに教えるのは時間がかかる。（ゆえに金もかかる。）地雷に関する the Child-toChild Trust work の詳細は、例えば Land Mine Awareness のロンドン事務所から出ている活動報告参照。Child-to-Child Trust, Institute of Education, 20 Bedford Way, London WC1H 0AL, United Kingdom, Tel(+44-207)612 6648; Fax(+44-207)612 6645; E-mail: c.scotchmer@ioe.ac.uk.

46

レッタ・バーネン（Save the Children Sweden）が支援するイエメンの地雷回避教育プログラムは、地雷犠牲者とそのニーズを調査するためにイエメン地雷回避教育協会 を使って試験プログラムを始めている。

47

例えば、時々言われる「最も良い地雷回避教育は地雷爆発事故である。」といった主張に対抗すること。

48

ユニセフの投稿：ランドマイン・モニター報告 2000—付録、1019 ページ

49

The Mine Action Investment Database は UNMAS のウェブサイトでも見られるが、その援助国一覧は便利で透明性が高い情報源である。情報を提供している援助国はオーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、欧州委員会、ドイツ、アイルランド、ノルウェー、スウェーデン、英国、米国がある。

50

リーイ（米、Leahy 上院議員）戦争犠牲者基金は、主に地雷犠牲者を支援しているが、これに対する寄付は 1989 会計年度から 1999 年会計年度までに計 6000 万ドルに達した。

51

1999 年の合計額には研究開発のための基金も含まれる。

52

1810 万ドルには EU の寄付も含まれる。

53

1999 年にリーイ戦争犠牲者基金に配分された。これには地雷犠牲者支援も含まれる。

54

アフガニスタン、ボスニア、カンボジア、中央アメリカ、エルサルバドル、グアテマラ、
コソボ、ニカラグア、シエラレオネ、ウガンダ、イエメンでのプログラムのため。

55

アフガニスタン、アンゴラ、カンボジア、スーダン、ウガンダ、イエメンでのプログラム
のため。加えて、1999 年には 52 万 6000 ドルが地雷犠牲者支援、地雷回避教育、データ収
集、宣伝活動用に赤十字国際委員会に分配された。

56

アンゴラでは地雷犠牲者支援と地雷回避教育に、ボスニア・ヘルツェゴビナでは義肢製作
に、カンボジアでは地雷事故データベース用に使われた。

57

これは経済協力開発省が 1999 年に支出したものである。そのほとんどが地雷犠牲者のため
の支援とリハビリテーションのために使われた。また地雷一掃活動のための基金も含まれ
る。

58

HI のカンボジアでの社会経済的復帰活動のための基金と、赤十字国際委員会の地雷犠牲者
と支援の特別アピールのための基金も含まれる。

59

HI のアンゴラ、ソマリアでの活動、カンボジアでの Trocaire プログラムのため。

60

アフガニスタン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、タイ、ユーゴスラビアでのプログラムの
ために、また、OAS に分配された。